

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																																																																																																																										
<p>福井県地域防災計画（本編）</p> <p>第1章 総則 第1節（略） 第2節 福井県の概況 第2 社会的条件 （1）人口 平成27年10月の国勢調査によれば、本県の人口は786,740人で、平成12年以降はマイナスになっており、前回（平成22年）に比べ2.4%減少した。</p> <p style="text-align: center;">福井県の人口の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成2年</th> <th>平成7年</th> <th>平成12年</th> <th>平成17年</th> <th>平成22年</th> <th>平成27年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 口 数</td> <td>823,585人</td> <td>826,996人</td> <td>828,944人</td> <td>821,592人</td> <td>806,314人</td> <td>786,740人</td> </tr> <tr> <td>対 前 回 増 加 率</td> <td>0.7%</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>▲0.9%</td> <td>▲1.9%</td> <td>▲2.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（資料：国勢調査）</p> <p>年齢別人口の構成比では、老年人口が28.6%であり、老年人口が増加する傾向が続いている。</p> <p style="text-align: center;">福井県の年齢別人口の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成2年</th> <th>平成7年</th> <th>平成12年</th> <th>平成17年</th> <th>平成22年</th> <th>平成27年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 少 人 口 （0～14歳）</td> <td>155,998人</td> <td>140,593人</td> <td>130,143人</td> <td>120,745人</td> <td>112,192人</td> <td>102,986人</td> </tr> <tr> <td>構 成 比</td> <td>18.9%</td> <td>17.0%</td> <td>15.7%</td> <td>14.7%</td> <td>14.0%</td> <td>13.3%</td> </tr> <tr> <td>生 産 年 齢 人 口 （15～64歳）</td> <td>545,297人</td> <td>539,592人</td> <td>529,017人</td> <td>513,858人</td> <td>485,409人</td> <td>451,409人</td> </tr> <tr> <td>構 成 比</td> <td>66.2%</td> <td>65.3%</td> <td>63.8%</td> <td>62.7%</td> <td>60.8%</td> <td>58.1%</td> </tr> <tr> <td>老 年 人 口 （65歳以上）</td> <td>121,940人</td> <td>146,728人</td> <td>169,489人</td> <td>185,501人</td> <td>200,942人</td> <td>222,408人</td> </tr> <tr> <td>構 成 比</td> <td>14.8%</td> <td>17.7%</td> <td>20.5%</td> <td>22.6%</td> <td>25.2%</td> <td>28.6%</td> </tr> <tr> <td>全 国 老 年 人 口 構 成 比</td> <td>12.1%</td> <td>14.6%</td> <td>17.4%</td> <td>20.2%</td> <td>23.0%</td> <td>26.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">ただし、年齢不詳人口を除く。 （資料：国勢調査）</p> <p>（2）（略） （3）産業 本県の県内総生産およびその産業別構成比をみると、昭和60年度に2兆1,850億円で、第一次産業3.4%、第二次産業32.0%、第三次産業64.7%であったものが、平成23年度には3兆2,359億円で、それぞれ1.1%、27.8%、70.4%と産業の規模、構造とも大きく変化している。</p>		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	人 口 数	823,585人	826,996人	828,944人	821,592人	806,314人	786,740人	対 前 回 増 加 率	0.7%	0.4%	0.2%	▲0.9%	▲1.9%	▲2.4%		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	年 少 人 口 （0～14歳）	155,998人	140,593人	130,143人	120,745人	112,192人	102,986人	構 成 比	18.9%	17.0%	15.7%	14.7%	14.0%	13.3%	生 産 年 齢 人 口 （15～64歳）	545,297人	539,592人	529,017人	513,858人	485,409人	451,409人	構 成 比	66.2%	65.3%	63.8%	62.7%	60.8%	58.1%	老 年 人 口 （65歳以上）	121,940人	146,728人	169,489人	185,501人	200,942人	222,408人	構 成 比	14.8%	17.7%	20.5%	22.6%	25.2%	28.6%	全 国 老 年 人 口 構 成 比	12.1%	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%	26.6%	<p>福井県地域防災計画（本編）</p> <p>第1章 総則 第1節（略） 第2節 福井県の概況 第2 社会的条件 （1）人口 令和2年10月の国勢調査によれば、本県の人口は766,863人で、平成12年以降はマイナスになっており、前回（平成27年）に比べ2.5%減少した。</p> <p style="text-align: center;">福井県の人口の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成7年</th> <th>平成12年</th> <th>平成17年</th> <th>平成22年</th> <th>平成27年</th> <th>令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 口 数</td> <td>826,996人</td> <td>828,944人</td> <td>821,592人</td> <td>806,314人</td> <td>786,740人</td> <td>766,863人</td> </tr> <tr> <td>対 前 回 増 加 率</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>▲0.9%</td> <td>▲1.9%</td> <td>▲2.4%</td> <td>▲2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（資料：国勢調査）</p> <p>年齢別人口の構成比では、老年人口が30.8%であり、老年人口が増加する傾向が続いている。</p> <p style="text-align: center;">福井県の年齢別人口の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成7年</th> <th>平成12年</th> <th>平成17年</th> <th>平成22年</th> <th>平成27年</th> <th>令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 少 人 口 （0～14歳）</td> <td>140,593人</td> <td>130,143人</td> <td>120,745人</td> <td>112,192人</td> <td>102,986人</td> <td>95,544人</td> </tr> <tr> <td>構 成 比</td> <td>17.0%</td> <td>15.7%</td> <td>14.7%</td> <td>14.0%</td> <td>13.3%</td> <td>12.6%</td> </tr> <tr> <td>生 産 年 齢 人 口 （15～64歳）</td> <td>539,592人</td> <td>529,017人</td> <td>513,858人</td> <td>485,409人</td> <td>451,409人</td> <td>427,984人</td> </tr> <tr> <td>構 成 比</td> <td>65.3%</td> <td>63.8%</td> <td>62.7%</td> <td>60.8%</td> <td>58.1%</td> <td>56.6%</td> </tr> <tr> <td>老 年 人 口 （65歳以上）</td> <td>146,728人</td> <td>169,489人</td> <td>185,501人</td> <td>200,942人</td> <td>222,408人</td> <td>232,684人</td> </tr> <tr> <td>構 成 比</td> <td>17.7%</td> <td>20.5%</td> <td>22.6%</td> <td>25.2%</td> <td>28.6%</td> <td>30.8%</td> </tr> <tr> <td>全 国 老 年 人 口 構 成 比</td> <td>14.6%</td> <td>17.4%</td> <td>20.2%</td> <td>23.0%</td> <td>26.6%</td> <td>28.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">ただし、年齢不詳人口を除く。 （資料：国勢調査）</p> <p>（2）（略） （3）産業 本県の県内総生産およびその産業別構成比をみると、昭和60年度に2兆1,850億円で、第一次産業3.4%、第二次産業32.0%、第三次産業64.7%であったものが、令和2年度には3兆5,711億円で、それぞれ0.8%、36.2%、63.3%と産業の規模、構造とも大きく変化している。</p>		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	人 口 数	826,996人	828,944人	821,592人	806,314人	786,740人	766,863 人	対 前 回 増 加 率	0.4%	0.2%	▲0.9%	▲1.9%	▲2.4%	▲2.5%		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	年 少 人 口 （0～14歳）	140,593人	130,143人	120,745人	112,192人	102,986人	95,544 人	構 成 比	17.0%	15.7%	14.7%	14.0%	13.3%	12.6%	生 産 年 齢 人 口 （15～64歳）	539,592人	529,017人	513,858人	485,409人	451,409人	427,984 人	構 成 比	65.3%	63.8%	62.7%	60.8%	58.1%	56.6%	老 年 人 口 （65歳以上）	146,728人	169,489人	185,501人	200,942人	222,408人	232,684 人	構 成 比	17.7%	20.5%	22.6%	25.2%	28.6%	30.8%	全 国 老 年 人 口 構 成 比	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%	26.6%	28.7%
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年																																																																																																																																																					
人 口 数	823,585人	826,996人	828,944人	821,592人	806,314人	786,740人																																																																																																																																																					
対 前 回 増 加 率	0.7%	0.4%	0.2%	▲0.9%	▲1.9%	▲2.4%																																																																																																																																																					
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年																																																																																																																																																					
年 少 人 口 （0～14歳）	155,998人	140,593人	130,143人	120,745人	112,192人	102,986人																																																																																																																																																					
構 成 比	18.9%	17.0%	15.7%	14.7%	14.0%	13.3%																																																																																																																																																					
生 産 年 齢 人 口 （15～64歳）	545,297人	539,592人	529,017人	513,858人	485,409人	451,409人																																																																																																																																																					
構 成 比	66.2%	65.3%	63.8%	62.7%	60.8%	58.1%																																																																																																																																																					
老 年 人 口 （65歳以上）	121,940人	146,728人	169,489人	185,501人	200,942人	222,408人																																																																																																																																																					
構 成 比	14.8%	17.7%	20.5%	22.6%	25.2%	28.6%																																																																																																																																																					
全 国 老 年 人 口 構 成 比	12.1%	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%	26.6%																																																																																																																																																					
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年																																																																																																																																																					
人 口 数	826,996人	828,944人	821,592人	806,314人	786,740人	766,863 人																																																																																																																																																					
対 前 回 増 加 率	0.4%	0.2%	▲0.9%	▲1.9%	▲2.4%	▲2.5%																																																																																																																																																					
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年																																																																																																																																																					
年 少 人 口 （0～14歳）	140,593人	130,143人	120,745人	112,192人	102,986人	95,544 人																																																																																																																																																					
構 成 比	17.0%	15.7%	14.7%	14.0%	13.3%	12.6%																																																																																																																																																					
生 産 年 齢 人 口 （15～64歳）	539,592人	529,017人	513,858人	485,409人	451,409人	427,984 人																																																																																																																																																					
構 成 比	65.3%	63.8%	62.7%	60.8%	58.1%	56.6%																																																																																																																																																					
老 年 人 口 （65歳以上）	146,728人	169,489人	185,501人	200,942人	222,408人	232,684 人																																																																																																																																																					
構 成 比	17.7%	20.5%	22.6%	25.2%	28.6%	30.8%																																																																																																																																																					
全 国 老 年 人 口 構 成 比	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%	26.6%	28.7%																																																																																																																																																					

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第3節 計画の基本 第1～第4（略） 第5 計画の効果的推進 （中略） 国が令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取組みの更なる加速化・進歩を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで協力を進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。</p> <p>第6（略） 第4節（略）</p>	<p>第3節 計画の基本 第1～第4（略） 第5 計画の効果的推進 （中略） 国が令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取組みの更なる加速化・進歩を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。</p> <p>第6（略） 第4節（略）</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 水害予防計画</p> <p>第1 治山対策の推進</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 流域保全総合治山等事業 流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮を図る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第6 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 近畿地方整備局福井河川国道事務所、県、市町、ライフライン事業者、鉄道事業者などお提携し、複数市町にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5)～(14) (略)</p> <p>第7～第11 (略)</p> <p>第2節～第8節 (略)</p> <p>第9節 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 建築物の不燃化</p> <p>防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。</p> <p>(1) 防火、準防火地域の指定</p> <p>① 防火地域は、容積率が400%以上の商業地域については、原則として指定を行う。</p> <p>② 準防火地域は、建ぺい率80%以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進する。</p> <p>(2) 公営住宅の不燃化推進 既存の公営木造住宅は、逐次耐火構造に建て替えるものとする。</p> <p>第4 防災空間の整備</p> <p>県および市町は、都市公園、都市緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市緑地の整備 県および市町は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を推進する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第5 (略)</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 水害予防計画</p> <p>第1 治山対策の推進</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 流域保全総合治山等事業 流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮を図る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第6 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 近畿地方整備局福井河川国道事務所、県、市町、ライフライン事業者、鉄道事業者などお提携し、複数市町にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成するものとする。</p> <p><u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>(5)～(14) (略)</p> <p>第7～第11 (略)</p> <p>第2節～第8節 (略)</p> <p>第9節 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 建築物の不燃化</p> <p>防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。</p> <p>防火、準防火地域の指定<u>については以下のとおりとする。</u></p> <p>① 防火地域は、容積率が400%以上の商業地域については、原則として指定を行う。</p> <p>② 準防火地域は、建ぺい率80%以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第4 防災空間の整備</p> <p>県および市町は、都市公園、都市緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。</p> <p><u>国、県および市町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。ネットワーク機能の向上のため、舞鶴若狭自動車道の4車線化や、中部縦貫自動車道や福井港丸岡インター連絡道路の整備、福井外環状道路の計画の具体化を進める。</u></p> <p><u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市緑地等の整備 県および市町は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を推進する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第5 (略)</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第6 風水害に強いまちづくり</p> <p>県および市町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、県および市町は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>市町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化および防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第10節～第14節 (略)</p> <p>第15節 緊急事態管理体制整備計画</p> <p>第1 階層的防災生活圏構想の推進</p> <p>消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、自治会、小学校区（必要な場合には中学校区等）、市町、広域ブロック、県といった階層構造を防災生活圏として設定し、それぞれの防災生活圏ごとに包摂する下位の防災生活圏を支援する。</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 県の緊急事態管理体制</p> <p>(1) 総合防災センターの機能充実</p> <p>災害対策を強力に推進するためには、総合防災センターの機能の充実を図ることが必要であることから、雨量および降積雪量の影響、地震の被害想定結果等幅広い対応を考慮し、職員に対する防災研修の実施、総合防災センターの設備等の充実等を推進する。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③情報収集システムの整備</p> <p>災害情報を迅速に収集するため、震度情報ネットワーク、津波警報受信システム、ヘリコプターテレビ電送システム、無線電話、携帯電話等を有効に活用するとともに、大型のテレビ画面、地図情報等を用いた総合防災システムの整備を推進するほか、高層ビル屋上、山頂等へのテレビカメラの設置について検討する。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 広域物流拠点の指定</p> <p>大規模地震等が発生した際、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、市町に配送するため広域物流拠点を予め指定する。</p> <p>⑥ 物資調達・輸送調達など支援体制の整備</p> <p>県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p>	<p>第6 風水害に強いまちづくり</p> <p><u>国、県および市町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。</u>また、県および市町は、<u>これらの</u>評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>市町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化および防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p> <p><u>国、県および市町は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。なお、流木災害の激甚化や河川氾濫への対応については、流域治水の取り組みと連携しつつ、森林整備による土壌保全強化等による流木対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>県、市町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、都道府県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p> <p>第10節～第14節 (略)</p> <p>第15節 緊急事態管理体制整備計画</p> <p>第1 階層的防災生活圏構想の推進</p> <p>消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、自治会、小学校区（必要な場合には中学校区等）、市町、広域圏、県といった階層構造を防災生活圏として設定し、それぞれの防災生活圏ごとに包摂する下位の防災生活圏を支援する。</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 県の緊急事態管理体制</p> <p>(1) 総合防災センターの機能充実</p> <p>災害対策を強力に推進するためには、総合防災センターの機能の充実を図ることが必要であることから、雨量および降積雪量の影響、地震の被害想定結果等幅広い対応を考慮し、職員に対する防災研修の実施、総合防災センターの設備等の充実等を推進する。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③情報収集システムの整備</p> <p>災害情報を迅速に収集するため、震度情報ネットワーク、津波警報受信システム、ヘリコプターテレビ電送システム、<u>ヘリサット</u>、無線電話、携帯電話等を有効に活用するとともに、大型のテレビ画面、地図情報等を用いた総合防災システムの整備を推進するほか、高層ビル屋上、山頂等へのテレビカメラの設置について検討する。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 広域物流拠点の指定</p> <p>大規模地震等が発生した際、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、市町に配送するため広域物流拠点を予め指定する。</p> <p><u>(移設)</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行			改正案																								
<p><広域物流拠点></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">嶺北</td> <td>福井県産業会館（1号館、2号館）</td> <td>福井県福井市下六条町103</td> </tr> <tr> <td>サンドーム福井（イベントホール）</td> <td>福井県越前市瓜生町5-1-1</td> </tr> <tr> <td>嶺南</td> <td>つるがきらめきみなと館</td> <td>福井県敦賀市桜町1-1</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(移設)</u></p>			区分	施設	住所	嶺北	福井県産業会館（1号館、2号館）	福井県福井市下六条町103	サンドーム福井（イベントホール）	福井県越前市瓜生町5-1-1	嶺南	つるがきらめきみなと館	福井県敦賀市桜町1-1	<p><広域物流拠点></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">嶺北</td> <td>福井県産業会館（1号館、2号館）</td> <td>福井県福井市下六条町103</td> </tr> <tr> <td>サンドーム福井（イベントホール）</td> <td>福井県越前市瓜生町5-1-1</td> </tr> <tr> <td>嶺南</td> <td>つるがきらめきみなと館</td> <td>福井県敦賀市桜町1-1</td> </tr> </tbody> </table>			区分	施設	住所	嶺北	福井県産業会館（1号館、2号館）	福井県福井市下六条町103	サンドーム福井（イベントホール）	福井県越前市瓜生町5-1-1	嶺南	つるがきらめきみなと館	福井県敦賀市桜町1-1
区分	施設	住所																									
嶺北	福井県産業会館（1号館、2号館）	福井県福井市下六条町103																									
	サンドーム福井（イベントホール）	福井県越前市瓜生町5-1-1																									
嶺南	つるがきらめきみなと館	福井県敦賀市桜町1-1																									
区分	施設	住所																									
嶺北	福井県産業会館（1号館、2号館）	福井県福井市下六条町103																									
	サンドーム福井（イベントホール）	福井県越前市瓜生町5-1-1																									
嶺南	つるがきらめきみなと館	福井県敦賀市桜町1-1																									
<p>(2) 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備</p> <p>災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があることから、県および市町の防災行政無線の整備や多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。</p> <p>① 県および市町の防災行政無線の整備</p> <p>県防災行政無線（防災情報ネットワーク）については、地上系と衛星系および有線の3ルート化により防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保するよう努める。市町の防災行政無線については、移動系未設置町村の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進する。さらに震度情報についても、防災行政無線によるネットワーク化を図る。</p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 企業等との連携強化</p> <p>企業等と行政の連携の強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制を整備するほか、企業の初期活動マニュアルの整備を促進する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制の整備、連携の強化</p> <p>(中略)</p> <p>県は、被災後、早急に産業復旧対策を講じるため、各事業者、各業種の被害状況について、パソコンネットワークやファックス等による連絡ルートの確立を図るとともに、営業再開に向けた復旧対策および支援体制等の整備、緊急雇用対策等を推進する。</p> <p>(中略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>第6～第7 (略)</p> <p>第8 活動体制の整備</p> <p>活動体制の整備に当たっては、地域の実情に応じ計画的に整備する。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業、国庫補助事業、県費補助事業等の活用を図りながら整備を進める。</p> <p>第16節 避難対策計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>市町は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して地域の災害特性や災害危険性を踏まえ計画的に避難対</p>			<p>⑥ 物資調達・輸送調達など支援体制の整備</p> <p>県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>(2) 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備</p> <p>災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があることから、県および市町の防災行政無線の整備や多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。</p> <p>① 県および市町の防災行政無線の整備</p> <p>防災情報ネットワークについては、地上系と衛星系および有線系系の3ルート化により防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保し、災害時における有効な活用を図る。</p> <p>市町の防災行政無線については、移動系未設置町村の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進する。さらに震度情報についても、防災行政無線によるネットワーク化を図る。</p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 企業等との連携強化</p> <p>企業等と行政の連携の強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制を整備するほか、企業の初期活動マニュアルの整備を促進する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制の整備、連携の強化</p> <p>(中略)</p> <p>県は、被災後、早急に産業復旧対策を講じるため、各事業者、各業種の被害状況について、各種通信手段による連絡ルートの確立を図るとともに、営業再開に向けた復旧対策および支援体制等の整備、緊急雇用対策等を推進する。</p> <p>(中略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>第6～第7 (略)</p> <p>第8 活動体制の整備</p> <p>活動体制の整備に当たっては、地域の実情に応じ計画的に整備する。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、緊急防災減災事業、防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業、国庫補助事業、県費補助事業等の活用を図りながら整備を進める。</p> <p>第16節 避難対策計画</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>市町は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して地域の災害特性や災害危険性を踏まえ計画的に避難対</p>																								

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																
<p>策の推進を図る。</p> <p>なお、市町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所および避難路を指定し、住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。</p> <p>第2 指定緊急避難場所 (中略)</p> <p>第3 指定避難所 (1) 避難所の指定 (中略)</p> <p>学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。</p> <p>また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の設備</p> <p>市町は、指定避難所等において、貯水槽、戸外、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の整備を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 957 1097 1356"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>施 設 ・ 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自 治 会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。 </td> </tr> <tr> <td>小 学 校 区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 <p><u>(新設)</u></p> </td> </tr> <tr> <td>中 学 校 区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。(二次避難所) </td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) (略)</p> <p>第4 避難路等避難誘導体制の整備 (中略)</p> <p>第5 広域避難のための体制の整備</p>	地 域	施 設 ・ 設 備	自 治 会	<ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。 	小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 <p><u>(新設)</u></p>	中 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。(二次避難所) 	<p>策の推進を図る。</p> <p>なお、市町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所および避難路を指定し、住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。</p> <p>第1 指定緊急避難場所 (中略)</p> <p>第2 指定避難所 (1) 避難所の指定 (中略)</p> <p>学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。</p> <p>また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の設備</p> <p>市町は、指定避難所等において、貯水槽、戸外、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の整備を図る。</p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。</p> <p>備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1198 957 2116 1356"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>施 設 ・ 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自 治 会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。 </td> </tr> <tr> <td>小 学 校 区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 ・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備 </td> </tr> <tr> <td>中 学 校 区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。(二次避難所) </td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) (略)</p> <p>第3 避難路等避難誘導体制の整備 (中略)</p> <p>第4 広域避難のための体制の整備</p>	地 域	施 設 ・ 設 備	自 治 会	<ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。 	小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 ・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備 	中 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。(二次避難所)
地 域	施 設 ・ 設 備																
自 治 会	<ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。 																
小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 <p><u>(新設)</u></p>																
中 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。(二次避難所) 																
地 域	施 設 ・ 設 備																
自 治 会	<ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。 																
小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 ・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備 																
中 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。(二次避難所) 																

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>県および市町は、大規模災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞にかかるとの協定の締結や、広域避難における居住者等および広域一時滞における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>第6 感染症の自宅療養者の避難確保 (中略)</p> <p>第17節 医療救護予防計画 第1 医療救護活動体制の確立 (1)～(4) (略) (5) 医療救護所間の情報通信体制の整備 県、市町等は、医療救護所の予定施設として、病院や健康福祉センター、保健センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。 こうした端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。 さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。</p> <p>(6) 航空搬送拠点の整備 (中略)</p> <p>(7) 中長期における医療体制の充実 (中略)</p> <p>第18節 広域的相互応援体制整備計画 第1 (略) 第2 県外広域相互応援体制 (中略) (1) 近隣県との協定 岐阜県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」 奈良県と締結している「福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定」 石川県と締結している「福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定」 <u>(移設)</u></p> <p>(2) ブロック単位の協定 <u>(新設)</u> 石川県および富山県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」 中部9県1市で締結している「災害相互応援に関する協定」 <u>(移設)</u></p> <p>中部9県で締結している「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」 近畿2府7県で締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」 近畿2府8県および近畿2府8県バス協会で締結している「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協</p>	<p>県および市町は、大規模災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との協定の締結や、広域避難における居住者等および広域一時滞における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町は、<u>指定</u>避難所を指定する際に併せて広域一時滞の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>第5</u> 感染症の自宅療養者の避難確保 (中略)</p> <p>第17節 医療救護予防計画 第1 医療救護活動体制の確立 (1)～(4) (略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(5)</u> 航空搬送拠点の整備 (中略)</p> <p><u>(6)</u> 中長期における医療体制の充実 (中略)</p> <p>第18節 広域的相互応援体制整備計画 第1 (略) 第2 県外広域相互応援体制 (中略) (1) 近隣県との協定 岐阜県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」 <u>(移設)</u></p> <p>石川県と締結している「福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定」 奈良県と締結している「福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定」</p> <p>(2) ブロック単位の協定 <u>近畿2府5県で締結している「災害時の応援に関する申し合わせ」</u> <u>(移設)</u></p> <p>中部9県1市で締結している「災害<u>時等</u>の応援に関する協定書」 石川県および富山県と締結している「北陸三県災害<u>時等</u>の相互応援に関する協定」 <u>(移設)</u></p> <p>近畿2府7県で締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」 <u>(移設)</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>定」 近畿2府8県、近畿2府8県放射線技師会および日本診療放射線技師会で締結している「原子力災害時の放射線被ばく防止に関する協定」 近畿2府8県、近畿2府8県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会近畿2府8県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会および日本賃貸住宅管理協会で締結している「大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」 (3) 全国都道府県の協定 全国知事会の「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書」 第3 協定締結機関との協定 (1) 放送要請 日本放送協会福井放送局、福井放送株式会社、福井テレビジョン放送株式会社、福井エフエム放送株式会社、福井県ケーブルテレビ協議会、NPO法人たんなん夢レディオおよび敦賀FM放送株式会社それぞれと締結している「災害時における放送要請に関する協定」 <u>(新設)</u> <u>(移設)</u> <u>(新設)</u> <u>(移設)</u> <u>(新設)</u> <u>(移設)</u> <u>(新設)</u> (2) 医療救護 <u>(移設)</u> <u>(新設)</u> <u>(移設)</u></p>	<p>(3) 全国都道府県の協定 全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」 第3 協定締結機関との協定 <u>(移設)</u> <u>(1) 輸送</u> <u>県内市町村・消防本部と締結している「福井県防災ヘリコプター応援協定」</u> <u>石川県および富山県と締結している「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」</u> <u>滋賀県と締結している「福井県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」</u> <u>岐阜県と締結している「福井県・岐阜県航空消防防災相互応援協定」</u> セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」 中日本高速道路株式会社と締結している「福井県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」 西日本高速道路株式会社と締結している「福井県と西日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」 <u>福井県レンタカー協会と締結している「災害時における自動車の貸渡しに関する協定書」</u> 公益社団法人福井県バス協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」 福井県漁業協同組合連合会と締結している「災害時等における緊急輸送活動に関する協定書」 <u>朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社、アカギヘリコプター株式会社、東邦航空株式会社、学校法人ヒラタ学園と締結している「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」</u> 近畿2府8県および近畿2府8県バス協会と締結している「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」 一般社団法人福井県トラック協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書」 福井県倉庫協会と締結している「災害時等における物資の保管等に関する協定書」 一般社団法人福井県タクシー協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」 福井トヨタ自動車株式会社と締結している「災害時等における車両提供に関する協定書」 株式会社北陸マツダと締結している「災害時等における車両提供に関する協定書」 有限会社ダイキョウコーポレーションと締結している「災害時等におけるキャンピングカーの活用に関する協定書」 <u>赤帽福井県軽自動車運送協同組合と締結している「緊急・救援輸送に関する協定書」</u> (2) 緊急救助 日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬の出動に関する協定書」 <u>日本赤十字社福井県支部と締結している「災害救助法等による救助又はその応援の実施に関する委託協定書」</u> 一般社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時の医療救護活動に関する協定書」 福井県医療機器協会と締結している「災害時における医療材料等の供給等に関する協定書」 福井県医薬品卸業協会と締結している「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」 一般社団法人福井県医師会と締結している「災害時の医療救護活動に関する協定書」</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>一般社団法人福井県医師会と締結している「災害時の医療救護に関する協定」 一般社団法人福井県歯科医師会と締結している「災害時の歯科医療救護に関する協定」 <u>(新節)</u></p> <p>一般社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定書」 <u>(移設)</u> <u>(新節)</u> <u>(移設)</u></p> <p><u>(新節)</u> <u>(移設)</u></p> <p>公益社団法人福井県看護協会と締結している「災害時の救護活動に関する協定書」 <u>(移設)</u></p> <p><u>(新節)</u></p> <p><u>(移設)</u></p> <p>福井県医療機器協会と締結している「災害における医療材料等の供給等に関する協定書」 福井県医薬品卸業協会と締結している「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」 一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」 近畿臨床検査薬卸連合会と締結している「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」 <u>(新節)</u></p> <p>(3) 応急生活物資供給 福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井市中央卸売市場協会、株式会社バロー、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、大塚製薬株式会社金沢支社、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートおよび株式会社セブン-イレブン・ジャパンそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」 <u>(新節)</u> <u>(移設)</u></p> <p>(4) その他 日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬の出動に関する協定書」</p>	<p><u>(移設)</u></p> <p><u>福井大学医学部附属病院と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」</u> <u>福井県済生会病院と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」</u> <u>日本赤十字社福井支部と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」</u> <u>杉田玄白記念公立小浜病院と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」</u> <u>市立敦賀病院と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」</u></p> <p><u>(移設)</u></p> <p>一般社団法人福井県歯科医師会と締結している「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」 <u>福井総合病院と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」</u></p> <p>一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」 <u>公立丹南病院と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」</u> 近畿臨床検査薬卸連合会と締結している「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」 公益社団法人福井県看護協会と締結している「災害時の救護活動に関する協定書」 近畿2府8県、近畿2府8県放射線技師会および日本診療放射線技師会で締結している「原子力災害時の放射線被ばく防止に関する協定」 <u>福井勝山総合病院と締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」</u> <u>国立病院機構敦賀医療センターと締結している「福井DMA Tの出動に関する協定書」</u> 福井県猟友会と締結している「雪害発生時における各種活動の支援に関する協定書」 <u>(移設)</u></p> <p><u>中部8県および10基地病院で締結している「大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定」</u> <u>(移設)</u></p> <p><u>(3) 生活衛生</u> 福井県理容生活衛生同業組合と締結している「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書」 福井県美容業生活衛生同業組合と締結している「災害時における美容サービス業務の提供に関する協定書」 公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会と締結している「災害時における避難所等建築物の清掃および消毒等に関する協定書」 中部9県で締結している「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」 福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」 <u>(移設)</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>一般社団法人福井県産業廃棄物協会と締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」</p> <p>中日本高速道路株式会社と締結している「福井県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」</p> <p>西日本高速道路株式会社と締結している「福井県と西日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」</p> <p>一般社団法人福井県電業協会と締結している「災害時における県有電気施設の応急対策業務に関する協定」</p> <p>一般社団法人福井県建設業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」および「広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」</p> <p>一般社団法人建築業協会と締結している「災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定」</p> <p>一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」</p> <p>公益社団法人土木学会関西支部と締結している「災害時における調査の相互協力に関する協定」</p> <p>セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」</p> <p>一般社団法人福井県トラック協会および公益社団法人福井県バス協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」</p> <p>福井県漁業協同組合連合会と締結している「災害時等における緊急輸送活動に関する協定書」</p> <p>一般社団法人福井県エルピーガス協会と締結している「災害時等における緊急用LPGガス供給に関する協定書」</p> <p>全国日本高速道路レッカー事業協同組合と締結している「災害時等における障害物撤去等に関する協定書」</p> <p>福井県理容生活衛生同業組合と締結している「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書」</p> <p>福井県美容生活衛生同業組合と締結している「災害時における美容サービス業務の提供に関する協定書」</p> <p>公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会と締結している「災害時における公共建築物の清掃および消毒等に関する協定書」</p> <p>公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」</p> <p>株式会社福井銀行と締結している「災害時等における相互協力に関する協定書」</p> <p>福井県石油業協同組合と締結している「災害時等における石油燃料の供給に関する協定書」</p> <p>石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」</p> <p>福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」</p> <p>国土交通省北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、一般社団法人日本埋立浚渫協会北陸支部、北陸港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会北陸支部、全国浚渫業協会日本海支部、一般社団法人日本潜水協会、一般社団法人海洋調査協会および一般社団法人港湾技術コンサルタント協会と締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」</p> <p>福井県倉庫協会と締結している「災害時等における物資の保管等に関する協定書」</p> <p>西日本段ボール工業組合と締結している「災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書」</p> <p>福井県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結している「災害時における被災者への宿泊施設等の提供に関する協定書」</p> <p>ヤブー株式会社と締結している「災害に係る情報発信等に関する協定」</p> <p>株式会社アクティオ、株式会社カナモトおよび株式会社レンタルのニッケンそれぞれと締結している「災害時における資機材の供給に関する協定書」</p> <p>株式会社ケンコーおよび株式会社ニードそれぞれと締結している「災害時における災害用トイレ等の供給に関する協定書」</p> <p>福井県行政書士会と締結している「災害時における行政書士による被災者支援に関する協定書」</p> <p>国土交通省近畿地方整備局、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社、中日本高速道路株式会社名古屋支社、中日本高速道路株式会社金沢支社、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および一般社団法人日本建設業</p>	

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>連合会関西支部と締結している「災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書」</p> <p>一般社団法人福井県タクシー協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」</p> <p>福井県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の確保に関する協定書」</p> <p>福井県テントシート工業組合と締結している「災害時等における物資の調達等に関する協定書」</p> <p>丹南ケーブルテレビ株式会社と締結している「災害にかかるとの情報発信等に関する協定書」</p> <p>一般社団法人福井県ドローン協会と締結している「災害時等における無人航空機による情報収集等に関する協定書」</p> <p>福井日産自動車株式会社、日産プリンス福井販売株式会社および日産自動車株式会社と締結している「災害時等における電気自動車等の支援に関する協定書」</p> <p>福井三菱自動車販売株式会社および三菱自動車工業株式会社と締結している「災害時等における電動車両等の支援に関する協定書」</p> <p>一般社団法人福井県建設業協会と締結している「災害時等における応急対策業務に関する協定」</p> <p>17市町1事務組合、公益社団法人日本下水道管路管理業協会と締結している「災害時等における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」</p> <p>17市町1事務組合、公益社団法人福井県下水道管路管理業協会と締結している「災害時等における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」</p> <p>17市町1事務組合、一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時等における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」</p> <p>17市町1事務組合、公益社団法人国上下水道コンサルタント協会中部支部と締結している「災害時等における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」</p> <p>あいおいニッセイ同和損保保険株式会社と締結している「福井県とあいおいニッセイ同和損保保険株式会社との包括連携に関する協定」株式会社モンベルと締結している「福井県と株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定」</p> <p>福井県猟友会と締結している「雪害発生時における各種活動の支援に関する協定書」</p> <p>独立行政法人住宅金融支援機構と締結している「災害時における住宅早期復興に向けた協力に関する協定書」</p> <p>一般社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」</p> <p>一般社団法人全国木造建設事業協会と締結している「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書」</p> <p>一般社団法人日本ムービングハウス協会と締結している「災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書」</p> <p>福井トヨタ自動車株式会社と締結している「災害時等における車両提供に関する協定書」</p> <p>株式会社北陸マツダと締結している「災害時等における車両提供に関する協定書」</p> <p>株式会社NTTドコモと締結している「福井県のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に関する連携協定」</p> <p>株式会社ファミリーマートと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</p> <p>北陸電力および北陸電力送配電株式会社と締結している「大規模災害時における相互連携に関する協定」</p> <p>関西電力および関西電力送配電株式会社と締結している「大規模災害時における相互連携に関する協定」</p> <p>株式会社アトムと締結している「福井県の産業振興に関する連携協定」</p> <p>有限会社ダイキョウコーポレーションと締結している「災害時等におけるキャンピングカーの活用に関する協定書」</p> <p>株式会社セブン・イレブン・ジャパンと締結している「福井県と株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの包括連携に関する協定書」</p> <p>一般社団法人福井県造園協会および福井県造園業協同組合と締結している「災害時等における都市公園に係る応急対策業務に関する協定」</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(移設)</u></p>	<p>改正案</p> <p><u>(4) 燃料、電源</u></p> <p>一般社団法人福井県エルピーガス協会と締結している「災害時等における緊急用LPガスの供給に関する協定書」</p> <p>福井県石油業協同組合と締結している「災害時等における石油燃料の供給に関する協定書」</p> <p>石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」</p> <p>福井日産自動車株式会社、日産プリンス福井販売株式会社および日産自動車株式会社と締結している「災害時等におけ</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p><u>(新設)</u> <u>(移設)</u></p>	<p><u>(7) 応急対策工事</u> 一般社団法人福井県電業協会と締結している「災害時における<u>有電気設備</u>の応急対策業務に関する協定書」 一般社団法人福井県建築工業会と締結している「災害時における<u>有建築物</u>の応急対策業務等に関する協定書」 一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における<u>公共土木施設</u>の応急対策に関する協定」 公益社団法人土木学会関西支部と締結している「災害時における<u>調査の相互協力</u>に関する協定」 国土交通省北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、一般社団法人日本埋立浚渫協会北陸支部、北陸港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会北陸支部、全国浚渫業協会日本海支部、一般社団法人日本潜水協会、一般社団法人海洋調査協会および一般社団法人港湾技術コンサルタント協会と締結している「災害発生時における<u>緊急的な応急対策業務</u>に関する包括的協定書」 国土交通省近畿地方整備局、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社、中日本高速道路株式会社名古屋支社、中日本高速道路株式会社金沢支社、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および一般社団法人日本建設業連合会関西支部と締結している「災害時における<u>災害応急対策業務及び建設資材調達</u>に関する包括的協定書」 一般社団法人福井県建設業協会と締結している「災害時等における<u>応急対策業務</u>に関する<u>基本</u>協定」および「<u>広域災害時</u>における<u>公共土木施設</u>の応急対策に関する協定」 一般社団法人福井県造園協会および福井県造園業協同組合と締結している「災害時等における<u>都市公園</u>に係る<u>応急対策業務</u>に関する協定」</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>福井県電気工事工業組合女性部と締結している「災害時における<u>電気設備</u>の応急対策業務および一時避難所の設置運営に関する協定書」</u></p>
<p><u>(移設)</u></p>	<p><u>(8) 住宅</u> 一般社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における<u>応急仮設住宅</u>の建設に関する協定書」 公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における<u>民間賃貸住宅の被災者への提供</u>に関する協定書」 近畿2府8県、近畿2府8県宅地建物取引業協会と締結している「<u>大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等</u>に関する協定」 近畿2府8県、全日本不動産協会近畿2府8県本部と締結している「<u>大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等</u>に関する協定」 近畿2府8県、全国賃貸住宅経営者協会連合会および日本賃貸住宅管理協会と締結している「<u>大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等</u>に関する協定」 独立行政法人住宅金融支援機構と締結している「災害時における<u>住宅の早期復興</u>に向けた協力に関する協定書」 一般社団法人全国木造建設事業協会と締結している「災害時における<u>応急仮設木造住宅</u>の建設に関する協定書」 一般社団法人日本ムービングハウス協会と締結している「災害時における<u>応急仮設住宅（移動式木造住宅）</u>の建設に関する協定書」</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(9) 放送・報道・通信</u> <u>福井県警察本部と締結している「災害対策基本法に基づく警察通信設備の優先利用等に関する協定について」</u> <u>福井鉄道株式会社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」</u></p>
<p><u>(移設)</u></p>	<p>日本放送協会福井放送局と締結している「災害時における<u>放送要請</u>に関する協定」 福井放送株式会社と締結している「災害時における<u>放送要請</u>に関する協定」 福井テレビジョン放送株式会社と締結している「災害時における<u>放送要請</u>に関する協定」 福井エフエム放送株式会社と締結している「災害時における<u>放送要請</u>に関する協定」</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>日本放送協会福井放送局と締結している「緊急警報放送要請に関する覚書」</u> <u>西日本旅客鉄道株式会社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」</u> <u>福井放送株式会社と締結している「緊急警報放送要請に関する覚書」</u> <u>福井テレビジョン放送株式会社と締結している「緊急警報放送要請に関する覚書」</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
	<p><u>JARL福井県支部と締結している「アマチュア無線による災害情報の提供（連絡）に関する協定」</u> <u>朝日新聞社福井支局と締結している「災害時における報道要請に関する協定」</u> <u>産経新聞社福井支局と締結している「災害時における報道要請に関する協定」</u> <u>共同通信社福井支局と締結している「災害時における報道要請に関する協定」</u> <u>日本経済新聞社福井支局と締結している「災害時における報道要請に関する協定」</u> <u>毎日新聞社福井支局と締結している「災害時における報道要請に関する協定」</u> <u>読売新聞社福井支局と締結している「災害時における報道要請に関する協定」</u> <u>中日新聞社福井支社と締結している「災害時における報道要請に関する協定」</u> <u>時事通信社福井支局と締結している「災害時における報道要請に関する協定」</u> <u>えちぜん鉄道株式会社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」</u> NPO法人たんなん夢ラジオと締結している「災害時における放送要請に関する協定」 敦賀FM放送株式会社と締結している「災害時における放送要請に関する協定」 福井県ケーブルテレビ協議会（<u>福井ケーブルテレビ株式会社、株式会社嶺南ケーブルネットワーク、丹南ケーブルテレビ株式会社、株式会社ケーブルテレビ若狭小浜、美方ケーブルネットワーク、さかいケーブルテレビ株式会社、こしの国</u> <u>広域事務組合、南越前町、高浜町、おおい町、若狭町</u>）と締結している「災害時における放送要請に関する協定」</p>
(移設)	ヤブー株式会社と締結している「災害に係る情報発信等に関する協定」
(移設)	丹南ケーブルテレビ株式会社と締結している「災害に係る情報発信等に関する協定書」
(移設)	(10) その他
(新設)	<u>一般社団法人福井県警備業協会と締結している「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」</u>
(移設)	<u>一般社団法人日本自動車連盟福井支部と締結している「災害発生等における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」</u> <u>港屋重機建設株式会社と締結している「災害発生等における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」</u>
(新設)	一般社団法人福井県産業資源循環協会と締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」
(移設)	福井県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結している「災害時における宿泊施設の提供に関する協定書」
(新設)	<u>北陸建設機械リース業協会福井支部と締結している「災害時における物資の貸渡しに関する協定書」</u>
(移設)	全日本高速道路レッカー事業協同組合と締結している「災害時における障害物撤去等に関する協定書」
	株式会社福井銀行と締結している「災害時における相互協力に関する協定書」
	西日本段ボール工業組合と締結している「災害時における段ボール製品の供給に関する協定書」
	福井県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結している「災害時における被災者への宿泊施設等の提供に関する協定書」
	株式会社アクティオと締結している「災害時における資機材の供給に関する協定書」
	株式会社カナモトと締結している「災害時における資機材の供給に関する協定書」
	株式会社レンタルのニッケンと締結している「 <u>災害時における資機材調達に関する協定書</u> 」
	株式会社ケンユウと締結している「災害時における災害用トイレ等の供給に関する協定書」
	株式会社ニードと締結している「災害時における災害用トイレ等の供給に関する協定書」
(新設)	福井県行政書士会と締結している「災害時における行政書士による被災者支援に関する協定書」
	<u>福井県警友会連合会と締結している「大規模災害発生時等における支援に関する協定書」</u>
	<u>日本郵便株式会社北陸支社と締結している「福井県と日本郵便株式会社北陸支社との地域振興に関する連携協定書」</u>
(移設)	福井県テントシート工業組合と締結している「災害時における物資の調達等に関する協定書」
	一般社団法人福井県ドローン協会と締結している「災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書」
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と締結している「福井県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携に関する協定」
(新設)	<u>損害保険ジャパン株式会社と締結している「地域の安全・安心に関する包括連携協定書」</u>
(移設)	株式会社モンベルと締結している「福井県と株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定」
(新設)	株式会社NTTドコモと締結している「福井県のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に関する連携協定」
	株式会社ファミリーマートと締結している「福井県と株式会社ファミリーマートの包括連携に関する協定」

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第4 (略)</p> <p>第5 広域応援・受援体制の整備</p> <p>県および市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第19節～第21節 (略)</p> <p>第22節 要配慮者災害予防計画</p> <p>第1 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難路の整備および確保</p> <p>社会福祉施設等から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。</p> <p>また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。</p> <p>第2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 社会福祉施設の耐震化等</p> <p>県および市町は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など社会福祉施設等の防災化のための施設・設備の充実強化を指導するものとする。</p> <p>また、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行うものとする。</p> <p>(2) 社会福祉施設の災害応急体制</p> <p>社会福祉施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ決めておくものとする。</p> <p>県は、社会福祉施設の管理者に対し、あらかじめ県内や近隣府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>県は、社会福祉施設の管理者に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県は、災害時の避難所等における福祉支援体制を確保するため、災害派遣福祉チーム（DWA T）等の整備に努</p>	<p><u>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と締結している「地域の安全安心に関する包括連携協定書」</u></p> <p><u>東京海上日動火災保険株式会社と締結している「地域の安全安心に関する包括連携協定書」</u></p> <p>株式会社アトムと締結している「福井県の産業振興に関する連携協定」</p> <p>株式会社セブン・イレブン・ジャパンと締結している「福井県と株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの包括連携に関する協定書」</p> <p><u>千代田区と締結している「福井県と千代田区との相互発展に向けた連携に関する協定書」</u></p> <p><u>セイノーホールディングス株式会社と締結している「福井県とセイノーホールディングス株式会社との包括連携に関する協定」</u></p> <p><u>KOSEI株式会社と締結している「災害時における自走式水洗トイレの活用に関する協定書」</u></p> <p><u>株式会社平和堂と締結している「災害時における施設利用に関する協定書」</u></p> <p><u>株式会社ベルと締結している「災害時における施設利用に関する協定書」</u></p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 広域応援・受援体制の整備</p> <p>県および市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第19節～第21節 (略)</p> <p>第22節 要配慮者災害予防計画</p> <p>第1 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難路の整備および確保</p> <p><u>要配慮者利用施設</u>から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。</p> <p>また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。</p> <p>第2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) <u>要配慮者利用施設</u>の耐震化等</p> <p>県および市町は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など<u>要配慮者利用施設</u>の防災化のための施設・設備の充実強化を指導するものとする。</p> <p>また、<u>要配慮者利用施設</u>の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、<u>要配慮者利用施設</u>の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行うものとする。</p> <p>(2) <u>要配慮者利用施設</u>の災害応急体制</p> <p><u>要配慮者利用施設</u>の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ決めておくものとする。</p> <p>県は、<u>要配慮者利用施設</u>の管理者に対し、あらかじめ県内や近隣府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>県は、<u>要配慮者利用施設</u>の管理者に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県は、災害時の避難所等における福祉支援体制を確保するため、災害派遣福祉チーム（DWA T）等の整備に努</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>めるものとする。</p> <p>(3) 地域ぐるみの救護体制の整備 (中略)</p> <p>また、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別避難計画」という。）を整備するよう努めるものとする。</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第3 情報連絡・伝達設備および体制の整備</p> <p>避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「個別計画」を作成する中で整備を図るものとする。</p> <p>また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>第4 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送</p> <p>市町では、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先および移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>第23節 ボランティア活動支援計画</p> <p>第1 災害ボランティア活動の推進</p> <p>県は、災害ボランティア活動の推進に係る基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた福井県災害ボランティア活動推進条例に基づき、災害ボランティア活動を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>国、県および市町では、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする</p> <p>第2 (略)</p>	<p>めるものとする。</p> <p>(3) 地域ぐるみの救護体制の整備 (中略)</p> <p>また、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、個別避難計画を整備するよう努めるものとする。</p> <p>個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第3 情報連絡・伝達設備および体制の整備</p> <p>避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「個別計画」を作成する中で整備を図るものとする。</p> <p>また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>第4 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送</p> <p>市町では、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先および移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>第23節 ボランティア活動支援計画</p> <p>第1 災害ボランティア活動の推進</p> <p>県は、災害ボランティア活動の推進に係る基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた福井県災害ボランティア活動推進条例に基づき、災害ボランティア活動を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>国、県および市町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>第2 (略)</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案															
<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 緊急活動体制計画 第1 県の配備態勢 配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="116 338 1070 1098"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>参集体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備</td> <td>大雨注意報または洪水注意報が県下の1以上の市町に発表された場合</td> <td>・危機対策・防災課3名</td> </tr> <tr> <td>警戒配備</td> <td>(1) 大雨警報、洪水警報または暴風警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 小規模の災害が発生した場合 (3) 災害の発生するおそれがある場合</td> <td>・危機対策・防災課5名以上 ・災害に関係ある課のあらかじめ指定された職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策連絡室設置</td> <td>(1) 次のいずれかが県下の1以上の市町に発表された場合 ・記録的短時間大雨情報 ・土砂災害警戒情報 ・河川氾濫警戒情報 ・高潮警報 (2) 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (4) その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合</td> <td>・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員 ・災害に関係ある課のあらかじめ指定された職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置</td> <td>(1) 特別警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合</td> <td>・上覧に掲げる者のほか、各部においてあらかじめ指定された職員(ただし、県下全域にわたって甚大な被害が発生し、県の総力をあげて応急対策活動にあたる必要がある場合は、職員全員)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第10（略）</p> <p>第2節 防災関係機関応援計画 第1（略） 第2 応援協力等の要請 (1)（略） (2) 県 ① 災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう協定を締結し、あるいは事前協議を整え、協力体制を確立する。 現在、次のとおり協定を締結している。 ア～エ（略） オ その他</p>	配備体制	配備基準	参集体制	注意配備	大雨注意報または洪水注意報が県下の1以上の市町に発表された場合	・危機対策・防災課3名	警戒配備	(1) 大雨警報、洪水警報または暴風警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 小規模の災害が発生した場合 (3) 災害の発生するおそれがある場合	・危機対策・防災課5名以上 ・災害に関係ある課のあらかじめ指定された職員	災害対策連絡室設置	(1) 次のいずれかが県下の1以上の市町に発表された場合 ・記録的短時間大雨情報 ・土砂災害警戒情報 ・河川氾濫警戒情報 ・高潮警報 (2) 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (4) その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員 ・災害に関係ある課のあらかじめ指定された職員	災害対策本部設置	(1) 特別警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	・上覧に掲げる者のほか、各部においてあらかじめ指定された職員(ただし、県下全域にわたって甚大な被害が発生し、県の総力をあげて応急対策活動にあたる必要がある場合は、職員全員)	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 緊急活動体制計画 第1 県の配備態勢 配備体制ごとの、本節第2から第5までのとおりとする。 <u>(削除)</u></p> <p>第2～第10（略）</p> <p>第2節 防災関係機関応援計画 第1（略） 第2 応援協力等の要請 (1)（略） (2) 県 ① 災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう協定を締結し、あるいは事前協議を整え、協力体制を確立する。 現在、次のとおり協定を締結している。 ア～エ（略） オ その他</p>
配備体制	配備基準	参集体制														
注意配備	大雨注意報または洪水注意報が県下の1以上の市町に発表された場合	・危機対策・防災課3名														
警戒配備	(1) 大雨警報、洪水警報または暴風警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 小規模の災害が発生した場合 (3) 災害の発生するおそれがある場合	・危機対策・防災課5名以上 ・災害に関係ある課のあらかじめ指定された職員														
災害対策連絡室設置	(1) 次のいずれかが県下の1以上の市町に発表された場合 ・記録的短時間大雨情報 ・土砂災害警戒情報 ・河川氾濫警戒情報 ・高潮警報 (2) 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (4) その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員 ・災害に関係ある課のあらかじめ指定された職員														
災害対策本部設置	(1) 特別警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	・上覧に掲げる者のほか、各部においてあらかじめ指定された職員(ただし、県下全域にわたって甚大な被害が発生し、県の総力をあげて応急対策活動にあたる必要がある場合は、職員全員)														

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案								
<p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>第3 各機関の協力および経費の負担</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経費の負担</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3節 通信計画</p> <p>第1 災害時における通信連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用</p> <p>①電気通信設備の優先利用</p> <p><u>(移設)</u></p> <p>各機関は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話を西日本電信電話㈱の承諾を受けて災害時優先電話として利用するものとする。この災害時優先電話を使用するのダイヤル通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。</p> <p>また、各機関は、緊急の度合いに応じ、非常扱い通話（電報）および緊急扱い通話（電報）として利用するものとする。これらの通話（電報）は、102（115）番通話により行うものとする。この場合においては、非常扱い通話（電報）または緊急扱い通話（電報）である旨を申し出るものとする。</p> <p>ア 電話の優先利用</p> <p>(ア) 非常扱いの通話</p> <p>非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">通話の内容</th> <th style="text-align: center;">機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告または警報に関する事項</td> <td>気象機関相互間</td> </tr> <tr> <td>2. 洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報またはその警報もしくは予防のため緊急を要する事項</td> <td>水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間</td> </tr> <tr> <td>3. 災害の予防または救援のため緊急を要する事項</td> <td>消防機関相互間 災害救助機関相互間</td> </tr> </tbody> </table>	通話の内容	機関等	1. 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告または警報に関する事項	気象機関相互間	2. 洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報またはその警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間	3. 災害の予防または救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間	<p>(中略)</p> <p><u>・日本郵便株式会社北陸支社</u></p> <p><u>・損害保険ジャパン株式会社</u></p> <p><u>・東京海上日動火災保険株式会社</u></p> <p><u>・千代田区</u></p> <p><u>・セイノーホールディングス株式会社</u></p> <p><u>・赤帽福井県軽自動車運送協同組合</u></p> <p><u>・福井県電気工事工業組合女性部</u></p> <p><u>・KOS E I 株式会社</u></p> <p><u>・株式会社平和堂</u></p> <p><u>・株式会社ベル</u></p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>第3 各機関の協力および経費の負担</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経費の負担</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③ 消防組織法第43条に基づき、知事の指示により、県消防応援隊（「福井県広域消防相互応援協定」に基づく県内消防応援隊）が出動した場合の手当・旅費など応援出動に係る経費を県が負担する。</u></p> <p>第3節 通信計画</p> <p>第1 災害時における通信連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用</p> <p>①電気通信設備の優先利用</p> <p><u>ア 電話の優先利用</u></p> <p>各機関は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話を西日本電信電話㈱の承諾を受けて災害時優先電話として利用するものとする。この災害時優先電話を使用するの通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。</p> <p><u>(移設)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
通話の内容	機関等								
1. 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告または警報に関する事項	気象機関相互間								
2. 洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報またはその警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間								
3. 災害の予防または救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間								

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行		改 正 案												
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>消防機関と災害救助機関相互間</td> </tr> <tr> <td>4. 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項</td> <td>輸送の確保に直接関係がある機関相互間</td> </tr> <tr> <td>5. 通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項</td> <td>通信の確保に直接関係がある機関相互間</td> </tr> <tr> <td>6. 電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項</td> <td>電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間</td> </tr> <tr> <td>7. 秩序の維持のため緊急を要する事項</td> <td>警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間</td> </tr> <tr> <td>8. 災害の予防または救援のため必要な事項</td> <td>天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間</td> </tr> </table>		消防機関と災害救助機関相互間	4. 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間	5. 通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間	6. 電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間	7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間	8. 災害の予防または救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間	
	消防機関と災害救助機関相互間													
4. 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間													
5. 通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間													
6. 電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間													
7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間													
8. 災害の予防または救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間													
<p>(イ) 緊急扱いの通話 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関が行う場合に限り取り扱う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通話の内容</th> <th>機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生しまたは発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項</td> <td>(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間</td> </tr> <tr> <td>2. 治安の維持のため緊急を要する事項</td> <td>(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間</td> </tr> <tr> <td>3. 国会議員または地方公共団体の長もしくはその議会の議長の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項</td> <td>選挙管理機関相互間</td> </tr> <tr> <td>4. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの</td> <td>別表（省略）の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間</td> </tr> <tr> <td>5. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</td> <td>(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国または地方公共団体の機関（前項の表およびこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）相互間</td> </tr> </tbody> </table>		通話の内容	機関等	1. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生しまたは発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間	2. 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間	3. 国会議員または地方公共団体の長もしくはその議会の議長の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間	4. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別表（省略）の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間	5. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国または地方公共団体の機関（前項の表およびこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）相互間	
通話の内容	機関等													
1. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生しまたは発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間													
2. 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間													
3. 国会議員または地方公共団体の長もしくはその議会の議長の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間													
4. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別表（省略）の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間													
5. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国または地方公共団体の機関（前項の表およびこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）相互間													
<p>イ 電報の優先利用 <u>(移設)</u></p>		<p>イ 電報の優先利用 各機関は、緊急の度合いに応じ、非常扱い電報および緊急扱い電報として利用するものとする。これらの電報は、115番通話により行うものとする。</p>												

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																																																	
<p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>② 有線電気通信法に基づく有線、無線通信設備の使用 防災関係機関は、有線電気通信法第3条第4項第3号に基づき、次に掲げる者が設置する有線無線通信設備を使用し、通信連絡を確保する。ただし、災害対策基本法第57条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続きにより行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="224 351 1008 454"> <tr> <td>1. 警察事務を行う者</td> <td>5. 海上保安事務を行う者</td> <td>9. 電気業務を行う者</td> </tr> <tr> <td>2. 消防事務を行う者</td> <td>6. 気象業務を行う者</td> <td>10. 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>3. 水防事務を行う者</td> <td>7. 鉄道業務を行う者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 航空保安事務を行う者</td> <td>8. 軌道業務を行う者</td> <td></td> </tr> </table> <p>③ (略)</p> <p>(3) 電波法に基づく非常無線通信の利用 防災関係機関は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条および第74条ならびに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信の確保を図るものとする。 この場合において、無線局およびその他の機関は、北陸地方非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期するものとする。 また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</p> <p>① 非常通報の内容 非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="168 742 1041 1292"> <tr><td>1. 人命の救助に関するもの</td></tr> <tr><td>2. 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）および天災その他の状況に関するもの</td></tr> <tr><td>3. 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料</td></tr> <tr><td>4. 電波法第74条実施の指令およびその他の指令</td></tr> <tr><td>5. 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの</td></tr> <tr><td>6. 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの</td></tr> <tr><td>7. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの</td></tr> <tr><td>8. 遭難者救護に関するもの</td></tr> <tr><td>9. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの</td></tr> <tr><td>10. 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの</td></tr> <tr><td>11. 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの</td></tr> <tr><td>12. 災害救助法第24条および災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの</td></tr> </table> <p><u>(新設)</u></p> <p>② 非常通報の発信 非常通報は、無線局の免許人が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) その他の連絡方法 ① 使走 ② 孤立地区の空中偵察に対する合図</p>	1. 警察事務を行う者	5. 海上保安事務を行う者	9. 電気業務を行う者	2. 消防事務を行う者	6. 気象業務を行う者	10. 自衛隊	3. 水防事務を行う者	7. 鉄道業務を行う者		4. 航空保安事務を行う者	8. 軌道業務を行う者		1. 人命の救助に関するもの	2. 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）および天災その他の状況に関するもの	3. 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料	4. 電波法第74条実施の指令およびその他の指令	5. 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの	6. 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの	7. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの	8. 遭難者救護に関するもの	9. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの	10. 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの	11. 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの	12. 災害救助法第24条および災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの	<p>この場合においては、非常扱い電報または緊急扱い電報である旨を申し出るものとする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>② 有線電気通信法に基づく有線電機通信設備の使用 防災関係機関は、有線電気通信法第3条第4項に基づき、次に掲げる者が設置する有線電機通信設備を使用し、通信連絡手段を確保する。ただし、災害対策基本法第57条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続きにより行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1254 351 2038 454"> <tr> <td>1. 警察事務を行う者</td> <td>5. 海上保安事務を行う者</td> <td>9. 電気業務を行う者</td> </tr> <tr> <td>2. 消防事務を行う者</td> <td>6. 気象業務を行う者</td> <td>10. 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>3. 水防事務を行う者</td> <td>7. 鉄道業務を行う者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 航空保安事務を行う者</td> <td>8. 軌道業務を行う者</td> <td></td> </tr> </table> <p>③ (略)</p> <p>(3) 電波法に基づく非常信の利用 防災関係機関は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条および第74条ならびに非常通信規約に基づいて非常通信を利用し、通信連絡手段の確保を図るものとする。 この場合において、無線局およびその他の機関は、北陸地方非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常通信の円滑な運用を期するものとする。</p> <p><u>(移設)</u></p> <p>① 非常通報の内容 非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1198 742 2072 1292"> <tr><td>1. 人命の救助に関するもの</td></tr> <tr><td>2. 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）および天災その他の状況に関するもの</td></tr> <tr><td>3. 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料</td></tr> <tr><td>4. 電波法第74条実施の指令およびその他の指令</td></tr> <tr><td>5. 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの</td></tr> <tr><td>6. 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの</td></tr> <tr><td>7. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの</td></tr> <tr><td>8. 遭難者救護に関するもの</td></tr> <tr><td>9. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの</td></tr> <tr><td>10. 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの</td></tr> <tr><td>11. 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの</td></tr> <tr><td>12. 災害救助法第24条および災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの</td></tr> <tr><td>13. <u>前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等または緊急対処事態において、直接または間接に生ずる人の死亡、または負傷、火事、爆発、放射性物質、の放出その他の人的または物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定および復旧その他必要な措置に関するもの</u></td></tr> </table> <p>② 非常通報の発信 非常通報は、<u>法令上許される範囲内において、防災関係機関</u>が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) その他の通信連絡手段 <u>(削除)</u></p>	1. 警察事務を行う者	5. 海上保安事務を行う者	9. 電気業務を行う者	2. 消防事務を行う者	6. 気象業務を行う者	10. 自衛隊	3. 水防事務を行う者	7. 鉄道業務を行う者		4. 航空保安事務を行う者	8. 軌道業務を行う者		1. 人命の救助に関するもの	2. 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）および天災その他の状況に関するもの	3. 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料	4. 電波法第74条実施の指令およびその他の指令	5. 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの	6. 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの	7. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの	8. 遭難者救護に関するもの	9. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの	10. 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの	11. 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの	12. 災害救助法第24条および災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの	13. <u>前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等または緊急対処事態において、直接または間接に生ずる人の死亡、または負傷、火事、爆発、放射性物質、の放出その他の人的または物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定および復旧その他必要な措置に関するもの</u>
1. 警察事務を行う者	5. 海上保安事務を行う者	9. 電気業務を行う者																																																
2. 消防事務を行う者	6. 気象業務を行う者	10. 自衛隊																																																
3. 水防事務を行う者	7. 鉄道業務を行う者																																																	
4. 航空保安事務を行う者	8. 軌道業務を行う者																																																	
1. 人命の救助に関するもの																																																		
2. 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）および天災その他の状況に関するもの																																																		
3. 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料																																																		
4. 電波法第74条実施の指令およびその他の指令																																																		
5. 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの																																																		
6. 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの																																																		
7. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの																																																		
8. 遭難者救護に関するもの																																																		
9. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの																																																		
10. 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの																																																		
11. 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの																																																		
12. 災害救助法第24条および災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの																																																		
1. 警察事務を行う者	5. 海上保安事務を行う者	9. 電気業務を行う者																																																
2. 消防事務を行う者	6. 気象業務を行う者	10. 自衛隊																																																
3. 水防事務を行う者	7. 鉄道業務を行う者																																																	
4. 航空保安事務を行う者	8. 軌道業務を行う者																																																	
1. 人命の救助に関するもの																																																		
2. 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）および天災その他の状況に関するもの																																																		
3. 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料																																																		
4. 電波法第74条実施の指令およびその他の指令																																																		
5. 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの																																																		
6. 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの																																																		
7. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの																																																		
8. 遭難者救護に関するもの																																																		
9. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの																																																		
10. 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの																																																		
11. 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの																																																		
12. 災害救助法第24条および災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの																																																		
13. <u>前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等または緊急対処事態において、直接または間接に生ずる人の死亡、または負傷、火事、爆発、放射性物質、の放出その他の人的または物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定および復旧その他必要な措置に関するもの</u>																																																		

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																				
<p>赤旗（病人あり） 青旗（食糧不足） <u>（新設）</u></p> <p>第2（略）</p> <p>第4節 防災気象計画 第1 福井地方気象台の行う特別警報・警報・注意報等の発表 （1）（略） （2）特別警報・警報・注意報の概要 （中略） また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。 （中略） 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準 【一般の利用に適合するもの】</p> <table border="1" data-bbox="120 746 889 1150"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風 特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雨 特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>波浪 特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮 特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	波浪 特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	<p>① <u>県、市町は通信連絡手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</u></p> <p>② <u>県、市町は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、または代替通信設備の設置を要請するものとする。</u></p> <p>③ <u>あらゆる手段を講じて通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。</u></p> <p>第2（略）</p> <p>第4節 防災気象計画 第1 福井地方気象台の行う特別警報・警報・注意報等の発表 （1）（略） （2）特別警報・警報・注意報の概要 （中略） また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「<u>キキクル（危険度分布）</u>」等で発表される。 （中略） 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準 【一般の利用に適合するもの】</p> <table border="1" data-bbox="1131 746 1899 1145"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風 特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雨 特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>波浪 特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮 特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	波浪 特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
種 類	発表基準																				
暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																				
大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																				
波浪 特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																				
高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																				
種 類	発表基準																				
暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																				
大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																				
波浪 特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																				
高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																				

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行		改正案	
警 報	種 類	発表基準	
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。	
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合。（別表2） ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合。（別表2）	
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が5.5m以上と予想される場合。	
	高潮警報	台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合。（別表3）	
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合。（別表4） ・指定河川洪水予報による基準（別表4）		
警 報	種 類	発表基準	
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。	
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。 大雨警報（土砂災害）は 、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合。（別表2） ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合。（別表2）	
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が5.5m以上と予想される場合。	
	高潮警報	台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合。（別表3）	
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による 河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は 危険な場所からの 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合。（別表4） ・指定河川洪水予報による基準（別表4）		

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行		改 正 案	
注 意 報	種 類	発 表 基 準	
	強風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と 予想される場合。	
	大雨 注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップにより災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合。 （別表5） ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合。 （別表5）	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥 注意報	空気の乾燥により災害が発生すると予想されたときに発表される。 具体的には、福井地方気象台または敦賀特別地域気象観測所の値で、実効湿度が65%以下、最小湿度が30%以下になると予想される場合。	
	濃霧 注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあるときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下、または海上で500m以下になると予想される場合	
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜等により農作物への被害が発生するおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 最低気温が3℃以下と予想される場合。	
低温 注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときで、具体的には、次の条件に該当する場合である。 7～8月の日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続すると予想される場合。 12～3月の最低気温が平野部で-5℃以下、山沿いで-10℃以下と予想される場合。		
注 意 報	種 類	発 表 基 準	
	強風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と 予想される場合。	
	大雨 注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合。 （別表5） ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合。 （別表5）	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い 竜巻等の突風 や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥 注意報	空気の乾燥により災害が発生する おそれがある と予想されたときに発表される。 具体的には、福井地方気象台または敦賀特別地域気象観測所の値で、実効湿度が65%以下、最小湿度が30%以下になると予想される場合。	
	濃霧 注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあるときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下、または海上で500m以下になると予想される場合	
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜等により農作物への被害が 発生する おそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 最低気温が3℃以下と予想される場合。	
低温 注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による 農作物等への著しい被害 や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の 発生する おそれがあるときに 発表される 。具体的には、次の条件に該当する場合である。 7～8月の日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続すると予想される場合。 12～3月の最低気温が平野部で-5℃以下、山沿いで-10℃以下と予想される場合。		

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行		改 正 案	
波浪 注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が3m以上と予想される場合。	波浪 注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が3m以上と予想される場合。
高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合。 （別表6）	高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに 注意を喚起するために 発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる 災害リスクの再確認等、避難に備え 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は 危険な場所から の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合。 （別表6）
洪水 注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合。（別表7） ・指定河川洪水予報による基準（別表7）	洪水 注意報	上流域での降雨や融雪等による河川が増水により 、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる 災害リスクの再確認等、避難に備え 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合。（別表7） ・指定河川洪水予報による基準（別表7）

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種 類	概 要
土砂キキクル <u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高ま っている場所 を面的に確認することができる。 ・「 災害切迫 」（黒）： 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる 災害リスクの再確認等、避難に備え 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル <u>（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u>	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高ま っている場所 を面的に確認することができる。 ・「 災害切迫 」（黒）： 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行		改正案	
			警戒レベル5に相当。
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p>洪水キキクル <u>（洪水警報の危険度分布）</u></p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	
		流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
<p>(4) 気象情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期注意情報（警報級の可能性） <p>5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報 <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>(4) 気象情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期注意情報（警報級の可能性） <p>5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報 <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>		

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																								
<p>・記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に、危険度分布の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間雨量80mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、福井県気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所について、危険度分布で確認する必要がある。</p> <p>・竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>・指定河川洪水予報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。</p> <p>・火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、市町に伝達される。</p> <p>・災害時気象支援資料 福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>第2（略） 第3 近畿地方整備局福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の発表 （1）九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の発表基準等 ①九頭竜川洪水予報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九頭竜川・日野川下流氾濫危険情報（洪水警報）</td> <td>九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>②北川洪水予報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北川氾濫危険情報（洪水警報）</td> <td>北川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 県と福井地方気象台が共同して行う洪水警報 （1）（略） （2）洪水予報の発表基準等 ①（略） ② 発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報（洪水注意報）</td> <td>基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、または、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。高</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表の基準	九頭竜川・日野川下流氾濫危険情報（洪水警報）	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	種類	発表の基準	北川氾濫危険情報（洪水警報）	北川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	種 類	発表の基準	氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、または、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。高	<p>・記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の雨（1時間雨量80mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、福井県気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害および低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>・竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>・指定河川洪水予報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。</p> <p>・火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、市町に伝達される。</p> <p>・災害時気象支援資料 福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>第2（略） 第3 近畿地方整備局福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の発表 （1）九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の発表基準等 ①九頭竜川洪水予報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九頭竜川・日野川下流氾濫危険情報（洪水警報）</td> <td>九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>②北川洪水予報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北川氾濫危険情報（洪水警報）</td> <td>北川の基準地点の水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 県と福井地方気象台が共同して行う洪水警報 （1）（略） （2）洪水予報の発表基準等 ①（略） ② 発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報（洪水注意報）</td> <td>基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表の基準	九頭竜川・日野川下流氾濫危険情報（洪水警報）	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	種類	発表の基準	北川氾濫危険情報（洪水警報）	北川の基準地点の水位が、 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	種 類	発表の基準	氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の 状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。
種類	発表の基準																								
九頭竜川・日野川下流氾濫危険情報（洪水警報）	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																								
種類	発表の基準																								
北川氾濫危険情報（洪水警報）	北川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																								
種 類	発表の基準																								
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、または、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。高																								
種類	発表の基準																								
九頭竜川・日野川下流氾濫危険情報（洪水警報）	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																								
種類	発表の基準																								
北川氾濫危険情報（洪水警報）	北川の基準地点の水位が、 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																								
種 類	発表の基準																								
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の 状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。																								

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行		改正案	
	<p>年齢等避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>		<p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
<p>氾濫警戒情報（洪水警報）</p>	<p>基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>氾濫警戒情報（洪水警報）</p>	<p>基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
<p>氾濫危険情報（洪水警報）</p>	<p>基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>氾濫危険情報（洪水警報）</p>	<p>基準地点の水位が、氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
<p>氾濫発生情報（洪水警報）</p>	<p>洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>	<p>氾濫発生情報（洪水警報）</p>	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及び区域の住民の避難誘導や救難活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>

(2) (略)

第5 県が行う水位情報の通知および周知

(1) (略)

(2) 水位情報の発表基準等

県が行う水位情報の通知および周知の対象河川、種類および発表の基準は次のとおりである。

① 対象河川

河川名	実施区間	基準地点
九頭竜川幹川	勝山市遅羽町下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで	比島観測所
日野川	南条郡南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで	聖橋観測所
足羽川	今立郡池田町常安橋から池田町持越橋 福井市蔵向橋から日野川合流点まで	稲荷観測所 朝谷観測所
兵庫川	坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで	下兵庫観測所
荒川	左岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 35 字 18 番 1 から足羽川合流点まで 右岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 12 字 18 番 1 から足羽川合流点まで	原目観測所
赤根川	大野市飯降谷川合流点から清滝川合流点まで	大橋観測所
清滝川	大野市稲郷橋から真名川合流点まで	新在家観測所
江端川	左岸 福井市東大味町 40 字立石 11 番地先から日野川合流点まで 右岸 福井市東大味町 39 字味味吉 23 番地の 2 地先から日野川合流点まで	江端観測所
天王川	丹生郡越前町七郷堰から日野川合流点まで	宝泉寺観測所
浅水川	左岸 鯖江市石切橋から日野川合流点まで 右岸 福井市石切橋から日野川合流点まで	黒津観測所
鞍谷川	越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで	粟田部観測所
吉野瀬川	越前市岡本橋から日野川合流点まで	上太田観測所
井の口川	敦賀市三味線川合流点から日本海まで	四石橋

(2) (略)

第5 県が行う水位情報の通知および周知

(1) (略)

(2) 水位情報の発表基準等

県が行う水位情報の通知および周知の対象河川、種類および発表の基準は次のとおりである。

① 対象河川

河川名	実施区間	基準地点
九頭竜川幹川	勝山市遅羽町下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで	比島観測所
日野川	南条郡南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで	聖橋観測所
足羽川	今立郡池田町常安橋から池田町持越橋 福井市蔵向橋から日野川合流点まで	稲荷観測所 朝谷観測所
兵庫川	坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで	下兵庫観測所
荒川	左岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 12 字 18 番 1 から足羽川合流点まで 右岸 吉田郡永平寺町松岡吉野 12 字 18 番 1 から足羽川合流点まで	原目観測所
赤根川	大野市飯降谷川合流点から清滝川合流点まで	大橋観測所
清滝川	大野市稲郷橋から真名川合流点まで	新在家観測所
江端川	左岸 福井市東大味町 40 字立石 11 番地先から日野川合流点まで 右岸 福井市東大味町 39 字味味吉 23 番地の 2 地先から日野川合流点まで	江端観測所
天王川	丹生郡越前町七郷堰から日野川合流点まで	宝泉寺観測所
浅水川	左岸 鯖江市石切橋から日野川合流点まで 右岸 福井市石切橋から日野川合流点まで	黒津観測所
鞍谷川	越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで	粟田部観測所
吉野瀬川	越前市岡本橋から日野川合流点まで	上太田観測所
井の口川	敦賀市三味線川合流点から日本海まで	四石橋

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行				改 正 案			
耳川	左岸 三方郡美浜町中寺19号字石田27-38から日本海まで 右岸 三方郡美浜町中寺2号字欠頭4-2から日本海まで	河原市観測所		耳川	左岸 三方郡美浜町中寺19号字石田27-38から日本海まで 右岸 三方郡美浜町中寺2号字欠頭4-2から日本海まで	河原市観測所	
鱒川	左岸 三方上中郡若狭町倉見2号辻が鼻19-2から三方湖まで 右岸 三方上中郡若狭町成願寺9号細ヶ前25-1から三方湖まで	鳥浜観測所		鱒川	左岸 三方上中郡若狭町倉見2号辻が鼻19-2から三方湖まで 右岸 三方上中郡若狭町成願寺9号細ヶ前25-1から三方湖まで	鳥浜観測所	
遠敷川	小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで	遠敷観測所		遠敷川	小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで	遠敷観測所	
佐分利川	大飯郡おおい町田井谷川合流点から日本海まで	本郷観測所		佐分利川	大飯郡おおい町田井谷川合流点から日本海まで	本郷観測所	
関屋川	大飯郡高浜町向谷橋から日本海まで	小和田観測所		関屋川	大飯郡高浜町向谷橋から日本海まで	小和田観測所	
② 発表基準				② 発表基準			
種類	発表の基準			種類	発表の基準		
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき			氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき		
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき			氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（ <u>特別警戒水位</u> ）に到達したとき		
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき			氾濫発生情報	氾濫が発生したとき		
第6～第8（略）				第6～第8（略）			
第9 避難指示等の助言				第9 避難指示等の助言			
福井地方気象台は、市町から避難指示等の発令に際し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。 （別表1）気象特別警報の指標				福井地方気象台は、市町から避難指示等の発令に際し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。 （別表1）気象特別警報の指標			
要因	指標			要因	指標		
雨（土砂災害）	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合			雨（土砂災害）	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想される <u>状況において、当該格子が存在し</u> 、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続けると予想される		
雨（浸水害）	①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続けると予想される場合 ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現する（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）と予想され、かつ、更に雨が降り続けると予想される場合			雨（浸水害）	<u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数および流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①または②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に特別警報（浸水害）を発表します。</u> ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。		
台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合			台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合		
雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続けると予想される場合			雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続けると予想される場合		

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行				改正案	
雨に関する各市町の50年に一度の値一覧				(削除)	
市町	48時間降水量(mm)	3時間降水量(mm)	土壌雨量指数		
福井市	330	127	213		
あわら市	342	129	217		
坂井市	336	127	212		
永平寺町	335	126	211		
越前町	316	116	198		
鯖江市	315	124	207		
越前市	312	120	199		
池田町	336	126	217		
南越前町	319	117	202		
大野市	393	127	241		
勝山市	348	112	215		
敦賀市	329	113	207		
美浜町	364	127	221		
若狭町	405	143	237		
小浜市	418	137	240		
高浜町	425	142	246		
おおい町	436	137	248		
<p>(注) 1. 50年に一度の値は、各市町にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。 2. 50年に一度の値は、統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。 3. 特別警報は、府県程度の広がり度50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p>					
雪に関する各地の50年に一度の値一覧				雪に関する各地の50年に一度の値一覧	
地点	積雪深さ(cm)		地点	積雪深さ(cm)	
福井	167		福井	166	
敦賀	154		敦賀	153	
武生	123		武生	121	
大野	241		大野	240	
九頭竜	328		九頭竜	328	
今庄	252		今庄	250	
小浜	98		小浜	98	

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																								
<p>また、県は国の基準やガイドラインが示されるまでの間、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、親族等の同意を原則とするが、公表することにより救助活動の円滑化につながると県が判断する場合、災害発生後48時間を目標に安否不明者の氏名公表を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2～第5 (略) 第6節～第7節 (略)</p> <p>第8節 避難計画 災害時において、危険地域にある住民、児童、生徒等を避難させ、人的被害の軽減を図るための計画である。</p> <p>第1 (略) 第2 実施責任者および基準 (1) 避難の準備情報、指示</p> <table border="1" data-bbox="107 718 1043 1109"> <thead> <tr> <th>区分\事項</th> <th>実施責任者</th> <th>措置</th> <th>実施の基準例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難のための立退きの準備 その他の措置</td> <td>市町長（災害対策基 本法56）</td> <td>立退き準備の勧告（避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供）</td> <td>【水害】 ・水位が国管理河川においては避難判断水位、県管理河川においては氾濫注意水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等</td> </tr> <tr> <td>避難の指示</td> <td>市町長（災害対策基 本法60）</td> <td>立退きの指示 および 立退き先の指示</td> <td>【水害】 ・水位が国管理河川においては氾濫危険水位、県管理河川においては避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難指示等の判断基準の策定 市町は避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定するものとする。この場合、雨量、河川の水位（氾濫危険水位（危険水位）、避難判断水位（特別警戒水位））、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3)～(4) (略) (5) 避難指示等の助言 知事は、必要と認めるときは、市町長の避難指示等に関する意思決定についての助言、勧告等を実施するものとする。指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。 また、市町は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	区分\事項	実施責任者	措置	実施の基準例	避難のための立退きの準備 その他の措置	市町長（災害対策基 本法56）	立退き準備の勧告（避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供）	【水害】 ・水位が国管理河川においては避難判断水位、県管理河川においては氾濫注意水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等	避難の指示	市町長（災害対策基 本法60）	立退きの指示 および 立退き先の指示	【水害】 ・水位が国管理河川においては氾濫危険水位、県管理河川においては避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき等	<p><u>(削除)</u></p> <p>県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。 市町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p>第2～第5 (略) 第6節～第7節 (略)</p> <p>第8節 避難計画 災害時において、危険地域にある住民、児童、生徒等を避難させ、人的被害の軽減を図るための計画である。</p> <p>第1 (略) 第2 実施責任者および基準 (1) 避難の準備情報、指示</p> <table border="1" data-bbox="1131 718 2123 1117"> <thead> <tr> <th>区分\事項</th> <th>実施責任者</th> <th>措置</th> <th>実施の基準例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難のための立退きの準備 その他の措置</td> <td>市町長（災害対策基 本法56）</td> <td>立退き準備の勧告（避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供）</td> <td>【水害】 ・水位が<u>避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等</u></td> </tr> <tr> <td>避難の指示</td> <td>市町長（災害対策基 本法60）</td> <td>立退きの指示 および 立退き先の指示</td> <td>【水害】 ・水位が<u>氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき等</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難指示等の判断基準の策定 市町は避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定するものとする。この場合、雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努めるものとする。<u>また、市町は、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努めるものとする。</u> 県は、市町の避難情報発令や住民の主体的な避難行動の判断基準を提供するために、県管理河川に水位計や河川監視カメラを整備し、雨量や土砂災害警戒情報とあわせ、インターネット等で公表する。</p> <p>(3)～(4) (略) (5) 避難指示等の助言 知事は、必要と認めるときは、市町長の避難指示等に関する意思決定についての助言、勧告等を実施するものとする。指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。 また、市町は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><u>さらに、市町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用</u></p>	区分\事項	実施責任者	措置	実施の基準例	避難のための立退きの準備 その他の措置	市町長（災害対策基 本法56）	立退き準備の勧告（避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供）	【水害】 ・水位が <u>避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等</u>	避難の指示	市町長（災害対策基 本法60）	立退きの指示 および 立退き先の指示	【水害】 ・水位が <u>氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき等</u>
区分\事項	実施責任者	措置	実施の基準例																						
避難のための立退きの準備 その他の措置	市町長（災害対策基 本法56）	立退き準備の勧告（避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供）	【水害】 ・水位が国管理河川においては避難判断水位、県管理河川においては氾濫注意水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等																						
避難の指示	市町長（災害対策基 本法60）	立退きの指示 および 立退き先の指示	【水害】 ・水位が国管理河川においては氾濫危険水位、県管理河川においては避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき等																						
区分\事項	実施責任者	措置	実施の基準例																						
避難のための立退きの準備 その他の措置	市町長（災害対策基 本法56）	立退き準備の勧告（避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供）	【水害】 ・水位が <u>避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等</u>																						
避難の指示	市町長（災害対策基 本法60）	立退きの指示 および 立退き先の指示	【水害】 ・水位が <u>氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき等</u>																						

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(6) (略)</p> <p>第3 避難場所および避難所の選定、開設等</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</p> <p>市町では、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。</p> <p>(7)～(16) (略)</p> <p>第4～第10 (略)</p> <p>第9節～第10節 (略)</p> <p>第11節 米穀等食料供給計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 備蓄・調達計画</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第12節～13節 (略)</p> <p>第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害救助法が適用された場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 期間</p> <p>災害発生の日から3カ月以内に完成するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第15節 医療助産計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 救護班の構成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救護班の派遣期間</p> <p>(中略)</p>	<p><u>し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>第3 避難場所および避難所の選定、開設等</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア等</u>の外部支援者協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</p> <p>市町では、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。</p> <p>(7)～(16) (略)</p> <p>第4～第10 (略)</p> <p>第9節～第10節 (略)</p> <p>第11節 米穀等食料供給計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 備蓄・調達計画</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。</p> <p><u>(6) 食物アレルギーへの配慮</u></p> <p><u>県、市町は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第12節～13節 (略)</p> <p>第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害救助法が適用された場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 期間</p> <p>災害発生の日から3カ月以内に完成するものとする。</p> <p><u>ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内に完成するものとする。</u></p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第15節 医療助産計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 救護班の構成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救護班の派遣期間</p> <p>(中略)</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行		改正案	
DMA T指定病院（機関）	チーム数	DMA T指定病院（機関）	チーム数
福井県立病院	3	福井県立病院	3
福井県済生会病院	3	福井県済生会病院	3
福井大学医学部附属病院	3	福井大学医学部附属病院	4
福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3	福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3
公立丹南病院	1	公立丹南病院	1
福井勝山総合病院	2	福井勝山総合病院	2
市立敦賀病院	2	市立敦賀病院	2
杉田玄白記念公立小浜病院	4	杉田玄白記念公立小浜病院	4
福井総合病院	2	福井総合病院	3
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1	独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1
合計	24	合計	26
第16節～17節（略）		第16節～17節（略）	
18節 障害物の除去計画 第1～第4（略） 第5 その他 （1）～（2）（略） <u>（新設）</u> 第6（略） 第19節（略）		第18節 障害物の除去計画 第1～第4（略） 第5 その他 （1）～（2）（略） <u>（3）障害物の除去については、災害等廃棄物処理事業、堆積土砂排除事業等に留意して実施する。</u> 第6（略） 第19節（略）	
第20節 輸送計画 第1～第2（略） 第3 輸送の方法 （1）～（3）（略） （4）海上輸送 陸上輸送が不可能な場合、または船艇等による輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、中部運輸局福井運輸支局、敦賀海上保安部および海上自衛隊の協力のもとに敦賀港（桜E耐震岸壁等）、福井港（北耐震岸壁I）、和田港（外港耐震物揚場）を活用して海上輸送を実施するものとする。 （5）～（6）（略）		第20節 輸送計画 第1～第2（略） 第3 輸送の方法 （1）～（3）（略） （4）海上輸送 陸上輸送が不可能な場合、または船艇等による輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、中部運輸局福井運輸支局、敦賀海上保安部および海上自衛隊の協力のもとに、敦賀港（桜E耐震岸壁、 鞆山北D岸壁 、 鞆山南A岸壁 ）、福井港（北耐震岸壁I）、和田港（外港耐震物揚場）を活用して海上輸送を実施するものとする。 （5）～（6）（略）	
第21節 交通対策計画 第1～第2（略） 第3 交通規制に関する措置 （1）規制の実施および緊急交通路の指定 県警察は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制を実施する。 （中略） （2）～（4）（略）		第21節 交通対策計画 第1～第2（略） 第3 交通規制に関する措置 （1）規制の実施および緊急交通路の指定 県 公安委員会 は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制を実施する。 （中略） （2）～（4）（略）	

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(5) 緊急通行車両等の確認等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 事前届出対象外の規制除外車両の運用 (中略) また、確認標章および証明書の交付は、警察本部、警察署及び交通検問所において車両の使用者等の申請により、当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行い、確認された場合は、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく確認標章および証明書を交付する。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2 2節～第2 4節 (略)</p> <p>第2 5節 廃棄物処理計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>県および市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町は災害の種類(地震・津波・水害)に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。</p> <p>県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>県および市町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>第2 6節 (略)</p> <p>第2 7節 物価対策計画</p> <p>第1 物質の需給状況および価格動向の把握</p> <p>(1) 県および関係機関は、平素から防災関係物資(別表に掲げるもの)のうち、災害応急対策上必要な物資にかかる資料の整備に努めるものとする。</p>	<p>(5) 緊急通行車両等の確認等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 事前届出対象外の規制除外車両の運用 (中略) また、確認標章および証明書の交付は、警察本部、警察署および交通検問所において車両の使用者等の申請により、当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行い、確認された場合は、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく確認標章および証明書を交付する。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p><u>第5 災害時交通マネジメント</u></p> <p><u>(1) 災害時交通マネジメント検討会の設置</u></p> <p><u>大雨、地震等の大規模な道路災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等で情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行う必要がある場合、近畿地方整備局は「福井県災害時交通マネジメント検討会」を設置する。</u></p> <p><u>(2) 設置要請</u></p> <p><u>県土木部は、自ら必要と認めるときまたは市町の要請があったときは近畿地方整備局に「福井県災害時交通マネジメント検討会」の設置を要請することができる。</u></p> <p>第2 2節～第2 4節 (略)</p> <p>第2 5節 廃棄物処理計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>県および市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町は災害の種類(地震・津波・水害)に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。</p> <p>県は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、<u>災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)</u>、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>県および市町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、<u>国や廃棄物関係団体との間で調整の役割を担うほか</u>、市町が行う災害廃棄物<u>処理対策</u>に対する技術的な援助を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>第2 6節 (略)</p> <p>第2 7節 物価対策計画</p> <p>第1 物質の需給状況および価格動向の把握</p> <p>(1) 県および関係機関は、<u>平素から災害応急対策上必要な物資にかかる資料の整備に努めるものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																						
<p>別表 防災関係物資</p> <table border="1" data-bbox="152 215 1052 582"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生活 必 需 物 資</td> <td>食料品</td> <td>パン類、小麦粉、野菜、鮮魚、食肉、鶏卵、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖</td> </tr> <tr> <td>生活必需品</td> <td>毛布、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、湯のみ、バケツ、ガスコンロ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、洋傘、雨合羽、ブック靴、プロパンガス、灯油、軽油、重油、紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー</td> </tr> <tr> <td>救急医薬品</td> <td>救急医薬品</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害復旧用資材</td> <td>亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害復旧用器材</td> <td>ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災業務用薬剤</td> <td>化学消火剤、油処理剤、その他これに類するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業用資材 (主として豪雪対策時)</td> <td>石油、石炭等の原材料、燃料 その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第28節 自衛隊災害派遣要請計画 第1 (略) 第2 派遣の内容 (1) 被害状況の把握 (2) 避難の援助 (3) 遭難者等の捜索救助 (4) 水防活動の支援 (5) 道路の啓開 (6) 応急医療、救護および防疫 (7) 人員および物資の緊急輸送 (8) 消防活動の支援 (9) 危険物の保安および除去 (10) 炊飯および給水 <u>(新設)</u> (11) 救援物資の無償貸与または譲与 (12) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの</p> <p>第3～第8 (略)</p> <p>第29節～第30節 (略)</p> <p>第31節 航空防災活動計画 第1～第6 (略)</p> <p>第7 航空機の運用調整 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 <u>(新設)</u> 県は、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のへ</p>	区 分		内 容	生活 必 需 物 資	食料品	パン類、小麦粉、野菜、鮮魚、食肉、鶏卵、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖	生活必需品	毛布、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、湯のみ、バケツ、ガスコンロ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、洋傘、雨合羽、ブック靴、プロパンガス、灯油、軽油、重油、紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー	救急医薬品	救急医薬品	災害復旧用資材		亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス	災害復旧用器材		ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり	防災業務用薬剤		化学消火剤、油処理剤、その他これに類するもの	事業用資材 (主として豪雪対策時)		石油、石炭等の原材料、燃料 その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの	<p><u>(削除)</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第28節 自衛隊災害派遣要請計画 第1 (略) 第2 派遣の内容 (1) 被害状況の把握 (2) 避難の援助 (3) 遭難者等の捜索救助 (4) 水防活動の支援 (5) 道路又は水路の啓開 (6) 応急医療、救護および防疫 (7) 人員および物資の緊急輸送 (8) 消防活動の支援 <u>(空中消火を含む。)</u> (9) 危険物の保安および除去 (10) <u>給食</u>および給水 <u>(11) 入浴支援</u> <u>(12) 救援物資の無償貸与または譲与</u> <u>(13) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの</u></p> <p>第3～第8 (略)</p> <p>第29節～第30節 (略)</p> <p>第31節 航空防災活動計画 第1～第6 (略)</p> <p>第7 航空機・無人航空機の運用調整 県は、航空機および無人航空機（以下「航空機等」という。）を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動支援のための航空機等の運用に関し、災害対策本部内に航空機等の運用を調整する航空運用調整班を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT県調整本部の航空機等運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機等の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 <u>航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用途空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u> 県は、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリ、無人航空機な</p>
区 分		内 容																					
生活 必 需 物 資	食料品	パン類、小麦粉、野菜、鮮魚、食肉、鶏卵、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖																					
	生活必需品	毛布、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、湯のみ、バケツ、ガスコンロ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、洋傘、雨合羽、ブック靴、プロパンガス、灯油、軽油、重油、紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー																					
	救急医薬品	救急医薬品																					
災害復旧用資材		亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス																					
災害復旧用器材		ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり																					
防災業務用薬剤		化学消火剤、油処理剤、その他これに類するもの																					
事業用資材 (主として豪雪対策時)		石油、石炭等の原材料、燃料 その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの																					

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行			改 正 案		
リオプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。 第32節～第35節（略）			ど災害時の航空機等の利用についてあらかじめ協議しておくものとする。 第32節～第35節（略）		
第36節 水防計画 第1（略） 第2 水防区域 (1)（略） (2) 福井県知事において水防警報を行う区域			第36節 水防計画 第1（略） 第2 水防区域 (1)（略） (2) 福井県知事において水防警報を行う区域		
九頭竜川幹川		下新井橋から下流国土交通大臣管理区域まで	九頭竜川幹川		下新井橋から下流国土交通大臣管理区域まで
竹田川		坂井市丸岡町川上北陸自動車道から九頭竜川合流点まで	竹田川		坂井市丸岡町川上北陸自動車道から九頭竜川合流点まで
日野川		南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで	日野川		南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで
足羽川		今立郡池田町常安橋から池田町持越橋 福井市蔵向橋から日野川合流点まで	足羽川		今立郡池田町常安橋から池田町持越橋 福井市蔵向橋から日野川合流点まで
笹の川		敦賀市小河 小河川合流点から日本海まで	笹の川		敦賀市小河 小河川合流点から日本海まで
南 川	左岸 右岸	小浜市中井五両森35字1-1から日本海まで 小浜市中井平野下30字30番から日本海まで	南 川	左岸 右岸	小浜市中井五両森35字1-1から日本海まで 小浜市中井平野下30字30番から日本海まで
荒 川	左岸 右岸	永平寺町松岡吉野35字18番1から足羽川合流点まで 永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで	荒 川	左岸 右岸	永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで 永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで
兵庫川		坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで	兵庫川		坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで
赤根川		飯降谷川合流点から清滝川合流点まで	赤根川		飯降谷川合流点から清滝川合流点まで
清滝川		大野市稲郷橋から真名川合流点まで	清滝川		大野市稲郷橋から真名川合流点まで
江端川	左岸 右岸	福井市東大味町40字立石11番地先から日野川合流点まで 福井市東大味町39字味味吉2番地の2地先から日野川合流点まで	江端川	左岸 右岸	福井市東大味町40字立石11番地先から日野川合流点まで 福井市東大味町39字味味吉2番地の2地先から日野川合流点まで
天王川		越前町七郷堰から日野川合流点まで	天王川		越前町七郷堰から日野川合流点まで
浅水川	左岸 右岸	鯖江市石切橋から日野川合流点まで 福井市石切橋から日野川合流点まで	浅水川	左岸 右岸	鯖江市石切橋から日野川合流点まで 福井市石切橋から日野川合流点まで
鞍谷川		越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで	鞍谷川		越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで
吉野瀬川		越前市岡本橋から日野川合流点まで	吉野瀬川		越前市岡本橋から日野川合流点まで
井の口川		敦賀市三味線川合流点から日本海まで	井の口川		敦賀市三味線川合流点から日本海まで
耳 川	左岸 右岸	美浜町中寺19号字石田27-38から日本海まで 美浜町中寺2号字欠頭4-2から日本海まで	耳 川	左岸 右岸	美浜町中寺19号字石田27-38から日本海まで 美浜町中寺2号字欠頭4-2から日本海まで
鱒 川	左岸 右岸	若狭町倉見2号辻が鼻19-2から三方湖まで 若狭町成願寺9号細ヶ前25-1から三方湖まで	鱒 川	左岸 右岸	若狭町倉見2号辻が鼻19-2から三方湖まで 若狭町成願寺9号細ヶ前25-1から三方湖まで
遠敷川		小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで	遠敷川		小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで
佐分利川		田井谷川合流点から日本海まで	佐分利川		田井谷川合流点から日本海まで
関屋川		高浜町向谷橋から日本海まで	関屋川		高浜町向谷橋から日本海まで
第3～第4（略）			第3～第4（略）		

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																				
<p>第5 水防体制 （1）水防本部の体制 水防本部の体制は以下の表の通りとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="107 272 264 331">準備体制</td> <td data-bbox="264 272 1043 331">(1) 大雨、洪水のいずれかの注意報が発表された場合 (2) 暴風、暴風雪、波浪のいずれかの警報が発表された場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 331 264 424">注意体制</td> <td data-bbox="264 331 1043 424">(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が発表され、さらに警報に切り替わると予想される場合 (2) 基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回った場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 424 264 576">警戒体制</td> <td data-bbox="264 424 1043 576">(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が県下に発表された場合 (2) 基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇する おそれがある場合 (3) 土砂災害警戒情報を発表した場合、または、土砂災害警戒情報を発表する 可能性が高まった場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 576 264 783">活動体制</td> <td data-bbox="264 576 1043 783">(1) 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を上回り、さらに上昇するお それがある場合 (2) 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 783 264 906">非常体制</td> <td data-bbox="264 783 1043 906">(1) 基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越え、さらに上昇する おそれがある場合 (2) 広範囲にわたる災害が発生し、または発生する恐れがある場合 (3) 特別警報（大雪を除く）が発表された場合</td> </tr> </table>	準備体制	(1) 大雨、洪水のいずれかの注意報が発表された場合 (2) 暴風、暴風雪、波浪のいずれかの警報が発表された場合	注意体制	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が発表され、さらに警報に切り替わると予想される場合 (2) 基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回った場合	警戒体制	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が県下に発表された場合 (2) 基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇する おそれがある場合 (3) 土砂災害警戒情報を発表した場合、または、土砂災害警戒情報を発表する 可能性が高まった場合	活動体制	(1) 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を上回り、さらに上昇するお それがある場合 (2) 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合	非常体制	(1) 基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越え、さらに上昇する おそれがある場合 (2) 広範囲にわたる災害が発生し、または発生する恐れがある場合 (3) 特別警報（大雪を除く）が発表された場合	<p>第5 水防体制 （1）水防本部の体制 水防本部の体制は以下の表の通りとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1140 272 1296 331">準備体制</td> <td data-bbox="1296 272 2069 331">(1) 大雨、洪水のいずれかの注意報が発表された場合 (2) 暴風、暴風雪、波浪のいずれかの警報が発表された場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 331 1296 424">注意体制</td> <td data-bbox="1296 331 2069 424">(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が発表され、さらに警報に切り替わると予想される場合 (2) 基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 424 1296 576">警戒体制</td> <td data-bbox="1296 424 2069 576">(1) 大雨、洪水のいずれかの警報が県下に発表された場合 (2) 基準地点の水位が避難判断水位に達した場合、または、氾濫注意水位（警戒水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 576 1296 783">活動体制</td> <td data-bbox="1296 576 2069 783">(1) 高潮警報が県下に発表された場合 (2) 基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合、または避難判断水位を上回り、さらに上昇するおそれがある場合 (3) 土砂災害警戒情報を発表した場合、または、土砂災害警戒情報を発表する 可能性が高まった場合 (4) 記録的短時間大雨情報が発表された場合 (5) 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合 (6) 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 783 1296 906">非常体制</td> <td data-bbox="1296 783 2069 906">(1) 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生する恐れがある場合 (2) 特別警報（大雪を除く）が発表された場合</td> </tr> </table>	準備体制	(1) 大雨、洪水のいずれかの注意報が発表された場合 (2) 暴風、暴風雪、波浪のいずれかの警報が発表された場合	注意体制	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が発表され、さらに警報に切り替わると予想される場合 (2) 基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回り、 さらに上昇するおそれがある場合	警戒体制	(1) 大雨、洪水のいずれかの警報が県下に発表された場合 (2) 基準地点の水位が 避難判断水位に達した場合、または、氾濫注意水位（警戒水位） を上回り、さらに上昇するおそれがある場合	活動体制	(1) 高潮警報が県下に発表された場合 (2) 基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合、または避難判断水位 を上回り、さらに上昇するおそれがある場合 (3) 土砂災害警戒情報を発表した場合、または、土砂災害警戒情報を発表する 可能性が高まった場合 (4) 記録的短時間大雨情報が発表された場合 (5) 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合 (6) 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合	非常体制	(1) 大規模かつ 広範囲にわたる災害が発生し、または発生する恐れがある場合 (2) 特別警報（大雪を除く）が発表された場合
準備体制	(1) 大雨、洪水のいずれかの注意報が発表された場合 (2) 暴風、暴風雪、波浪のいずれかの警報が発表された場合																				
注意体制	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が発表され、さらに警報に切り替わると予想される場合 (2) 基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回った場合																				
警戒体制	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が県下に発表された場合 (2) 基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇する おそれがある場合 (3) 土砂災害警戒情報を発表した場合、または、土砂災害警戒情報を発表する 可能性が高まった場合																				
活動体制	(1) 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を上回り、さらに上昇するお それがある場合 (2) 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合																				
非常体制	(1) 基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越え、さらに上昇する おそれがある場合 (2) 広範囲にわたる災害が発生し、または発生する恐れがある場合 (3) 特別警報（大雪を除く）が発表された場合																				
準備体制	(1) 大雨、洪水のいずれかの注意報が発表された場合 (2) 暴風、暴風雪、波浪のいずれかの警報が発表された場合																				
注意体制	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が発表され、さらに警報に切り替わると予想される場合 (2) 基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回り、 さらに上昇するおそれがある場合																				
警戒体制	(1) 大雨、洪水のいずれかの警報が県下に発表された場合 (2) 基準地点の水位が 避難判断水位に達した場合、または、氾濫注意水位（警戒水位） を上回り、さらに上昇するおそれがある場合																				
活動体制	(1) 高潮警報が県下に発表された場合 (2) 基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合、または避難判断水位 を上回り、さらに上昇するおそれがある場合 (3) 土砂災害警戒情報を発表した場合、または、土砂災害警戒情報を発表する 可能性が高まった場合 (4) 記録的短時間大雨情報が発表された場合 (5) 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合 (6) 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合																				
非常体制	(1) 大規模かつ 広範囲にわたる災害が発生し、または発生する恐れがある場合 (2) 特別警報（大雪を除く）が発表された場合																				
<p>第6（略） 第37節～第38節（略）</p>	<p>第6（略） 第37節～第38節（略）</p>																				

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行					改正案				
第39節 火山災害応急対策計画 第1 噴火警報・予報 (1) (略) (2) 噴火警戒レベル 火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。 <白山の噴火警戒レベル>					第39節 火山災害応急対策計画 第1 噴火警報・予報 (1) (略) (2) 噴火警戒レベル 火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。 <白山の噴火警戒レベル>				
種類	予報警報	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況	種類	予報警報	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報	居住地域およびそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	特別警報	噴火警報	居住地域およびそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。				レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
警報	火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	警報	火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。			火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。
第2～第3 (略)					第2～第3 (略)				

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第4章 災害復旧計画 第1節～第3節（略） 第4節 復興計画 第1～第3（略） 第4 大規模災害からの復興に関する法律の運用 (1)～(3)（略） (4) 職員の派遣 <u>(新設)</u></p> <p>県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国および県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第4章 災害復旧計画 第1節～第3節（略） 第4節 復興計画 第1～第3（略） 第4 大規模災害からの復興に関する法律の運用 (1)～(3)（略） (4) 職員の派遣</p> <p><u>県、市町は災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p>県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国および県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。</p> <p><u>国および県、市町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u></p> <p><u>国および県の職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁および県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案				
<p>福井県地域防災計画（震災対策編）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="103 459 1014 555"> <tr> <td data-bbox="103 459 432 555">20. 国土地理院（北陸地方測量部）</td> <td data-bbox="432 459 1014 555"> (1) 災害情報の収集および伝達における地理空間情報の提供 (2) 地理情報システムの活用に関すること (3) 公共測量の技術助言 </td> </tr> </table> <p>4～6 (略)</p> <p>第3節 福井県の地形・地盤、社会構造</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 福井県の社会構造</p> <p>本県人口は約78万7千人、人口密度は187.7人/k㎡で、市部には人口が集中しているが、最大の福井市においても人口は約26万6千人、人口密度は495.7人/k㎡であって、東京都市部などの大都市圏と比べると、本県には特別な人口密集地域はない。</p> <p>(中略)</p> <p>本県の生活体系も全国と同様、自動車の存在を基本条件に成立する方向に移行しており、県内の自動車保有台数は平成28年度現在で約66万台となっていることから、モータリゼーションに対応した震災対策をとっていくことが重要である。</p> <p>(中略)</p>	20. 国土地理院（北陸地方測量部）	(1) 災害情報の収集および伝達における地理空間情報の提供 (2) 地理情報システムの活用に関すること (3) 公共測量の技術助言	<p>福井県地域防災計画（震災対策編）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1137 459 2049 555"> <tr> <td data-bbox="1137 459 1467 555">20. 国土地理院（北陸地方測量部）</td> <td data-bbox="1467 459 2049 555"> (1) 災害情報の収集および伝達における地理空間情報の提供 (2) 地理情報システムの活用に関すること (3) 公共測量の技術的助言 </td> </tr> </table> <p>4～6 (略)</p> <p>第3節 福井県の地形・地盤、社会構造</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 福井県の社会構造</p> <p>本県人口は約76万7千人、人口密度は183.0人/k㎡で、市部には人口が集中しているが、最大の福井市においても人口は約26万2千人、人口密度は489.0人/k㎡であって、東京都市部などの大都市圏と比べると、本県には特別な人口密集地域はない。</p> <p>(中略)</p> <p>本県の生活体系も全国と同様、自動車の存在を基本条件に成立する方向に移行しており、県内の自動車保有台数は平成28年度現在で約67万台となっていることから、モータリゼーションに対応した震災対策をとっていくことが重要である。</p> <p>(中略)</p>	20. 国土地理院（北陸地方測量部）	(1) 災害情報の収集および伝達における地理空間情報の提供 (2) 地理情報システムの活用に関すること (3) 公共測量の技術的助言
20. 国土地理院（北陸地方測量部）	(1) 災害情報の収集および伝達における地理空間情報の提供 (2) 地理情報システムの活用に関すること (3) 公共測量の技術助言				
20. 国土地理院（北陸地方測量部）	(1) 災害情報の収集および伝達における地理空間情報の提供 (2) 地理情報システムの活用に関すること (3) 公共測量の技術的助言				

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行				改 正 案			
下表は、本県における過去10年の社会構造変化の比較である。				下表は、本県における過去10年の社会構造変化の比較である。			
区 分	10年前	現 在	備 考	区 分	10年前	現 在	備 考
人口	821,592人	786,740人	17.10.1現在 27.10.1現在	人口	<u>806,314人</u>	<u>766,863人</u>	<u>H22.10.1現在</u> <u>R 2.10.1現在</u>
世帯数	269,577世帯	279,687世帯	17.10.1現在 27.10.1現在	世帯数	<u>275,599世帯</u>	<u>291,662世帯</u>	<u>H22.10.1現在</u> <u>R 2.10.1現在</u>
都市計画区域 (総面積に占める都市 計画区域の割合)	97,311ha (23.2%)	97,359ha (23.2%)	15.3.31現在 25.3.31現在	都市計画区域 (総面積に占める都市 計画区域の割合)	97,311ha (23.2%)	97,359ha (23.2%)	15.3.31現在 25.3.31現在
宅地面積	165km ²	173km ²	13.1.1現在 23.1.1現在	宅地面積	165km ²	173km ²	13.1.1現在 23.1.1現在
危険物施設数	5,296施設	4,569施設	15.3.31現在 25.3.31現在	危険物施設数	5,296施設	4,569施設	15.3.31現在 25.3.31現在
自動車保有台数	646,857台	663,612台	19.3.31現在 29.3.31現在	自動車保有台数	<u>648,107台</u>	<u>667,627台</u>	<u>H24.3.31現在</u> <u>R 4.3.31現在</u>
水道給水人口と普 及率	788,857人 (96.4%)	764,272人 (96.6%)	19.3.31現在 29.3.31現在	水道給水人口と普 及率	<u>776,580人</u> <u>(96.7%)</u>	<u>735,051人</u> <u>(96.3%)</u>	<u>H24.3.31現在</u> <u>R 4.3.31現在</u>
都市ガス供給世帯 数	36,827戸	31,400戸	18.12.31現在 28.12.31現在	都市ガス供給世帯 数	<u>35,546戸</u>	<u>28,528戸</u>	<u>H23.12.31現在</u> <u>R 4.3.31現在</u>
電話加入数	256,926台	104,280台	19.3.31現在 29.3.31現在	電話加入数	<u>175,506台</u>	<u>70,793台</u>	<u>H24.3.31現在</u> <u>R 4.3.31現在</u>
<p>第4節 被害の想定</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 津波想定のお考え方 (中略)</p> <p>国は平成23年12月に「津波地域づくりに関する法律」を施行し、津波浸水想定の設定・公表を各都道府県に義務付けた。本県では平成30年度より国の手引き等に基づいた津波シミュレーションを実施した。 (中略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>				<p>第4節 被害の想定</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 津波想定のお考え方 (中略)</p> <p>国は平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」を施行し、津波浸水想定の設定・公表を各都道府県に義務付けた。本県では平成30年度より国の手引き等に基づいた津波シミュレーションを実施した。 (中略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>			

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 第1 (略) 第2 防災知識普及計画 (1) 県民に対する防災知識の普及 ①普及の方法 ア～キ (略) ク メールマガジンの携帯電話等への発信 ②普及の内容 ア (略) イ 津波に関する一般知識 (ア)～(イ) (略) (ウ) 津波に関する想定・予測の不確実性 ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること ・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること ・緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ること ウ～コ (略) (2) 防災関係職員の防災研修 県および市町は、防災業務に従事する職員に対し、震災時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、職員動員等の非常対応マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。また、専門的な人材の育成確保を図ることが重要であることから、研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。 ①～② (略) (3) 学校における防災教育 県および市町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。 <u>(新設)</u> ①～② (略) (4)～(7) (略) 第3～第5 (略) 第2節 (略)</p> <p>第3節 ボランティア活動支援計画 第1 (略) 第2 災害ボランティア活動の推進 県は、災害ボランティア活動の推進に係る基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた福井県災害ボランティア活動推進条例に基づき、災害ボランティア活動を総合的かつ計画的に推進する。 <u>(新設)</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 第1 (略) 第2 防災知識普及計画 (1) 県民に対する防災知識の普及 ①普及の方法 ア～キ (略) ク <u>SNS等を活用した情報</u>発信 ②普及の内容 ア (略) イ 津波に関する一般知識 (ア)～(イ) (略) (ウ) 津波に関する想定・予測の不確実性 ・地震、津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること ・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること ・緊急避難場所、避難所の孤立や緊急避難場所、避難所自体の被災も有り得ること ウ～コ (略) (2) 防災関係職員の防災研修 県および市町は、防災業務に従事する職員に対し、震災時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、<u>専門家の知見</u>や職員動員等の非常対応マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。また、専門的な人材の育成確保を図ることが重要であることから、研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。 ①～② (略) (3) 学校における防災教育 県および市町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。 <u>国、県および市町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u> ①～② (略) (4)～(7) (略) 第3～第5 (略) 第2節 (略)</p> <p>第3節 ボランティア活動支援計画 第1 (略) 第2 災害ボランティア活動の推進 県は、災害ボランティア活動の推進に係る基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた福井県災害ボランティア活動推進条例に基づき、災害ボランティア活動を総合的かつ計画的に推進する。 <u>国、県および市町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の</u></p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案												
<p>第3（略）</p> <p>第4節 避難対策計画 第1～第2（略） 第3 指定避難所 （1）避難所の指定</p> <p>円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。</p> <p>また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>（2）（略） （3）避難所の備蓄</p> <p>市町は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。市町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。</p> <p>（4）避難所の設備</p> <p>市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>市町は、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地 域</th> <th style="text-align: center;">施 設 ・ 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自 治 会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小 学 校 区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 </td> </tr> </tbody> </table>	地 域	施 設 ・ 設 備	自 治 会	<ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。 	小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 	<p><u>拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>第3（略）</p> <p>第4節 避難対策計画 第1～第2 第3 指定避難所 （1）避難所の指定</p> <p>円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。</p> <p>また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>（2）（略） （3）避難所の備蓄</p> <p>市町は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>マスク、消毒液</u>、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。市町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。</p> <p>（4）避難所の設備</p> <p>市町は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、<u>携帯トイレ、簡易トイレ</u>、マット、簡易ベッド、<u>段ボールベッド、パーティション</u>、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p><u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。</u></p> <p>市町は、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地 域</th> <th style="text-align: center;">施 設 ・ 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自 治 会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小 学 校 区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・<u>仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した</u> </td> </tr> </tbody> </table>	地 域	施 設 ・ 設 備	自 治 会	<ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。 	小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・<u>仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した</u>
地 域	施 設 ・ 設 備												
自 治 会	<ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。 												
小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 												
地 域	施 設 ・ 設 備												
自 治 会	<ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄。 												
小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。 ・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。 ・<u>仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した</u> 												

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行		改正案	
			<p>施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 ・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備</p>
中 学 校 区	・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所）	中 学 校 区	・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所）
第4（略）		第4（略）	
第5 避難所情報通信体制の整備		（削除）	
（1）避難所へのパソコン設置	<p>県、市町等は、避難所、医療救護所の予定施設として、小中高校や公民館、病院や健康福祉センター、保健センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。</p>		
（2）オペレーターの確保および常設ネットワーク化	<p>端末パソコンのオペレーターの確保、育成の面から、小中高校でのカリキュラムあるいは課外活動など教育システムに組み込み、避難所設置時のオペレーターを育成する。</p> <p>さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。</p>		
第6（略）		第5（略）	
第7（略）		第6（略）	
第8 広域避難のための体制の整備	<p>県および市町は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>市町は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	第7 広域避難のための体制の整備	<p>県および市町は、大規模災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等および広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p>
第5節～第6節（略）		第5節～第6節（略）	
第7節 要配慮者震災予防計画		第7節 要配慮者震災予防計画	
第1 計画の方針	<p>地震や津波発生時には、地域住民の多くが何らかの被害を被ることがあるが、中でも、要配慮者は特に大きな影響を受けやすい。そのため、要配慮者に配慮した震災対策を推進する。</p>	第1 計画の方針	<p>地震や津波発生時には、地域住民の多くが何らかの被害を被ることがあるが、中でも、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者は特に大きな影響を受けやすい。そのため、要配慮者に配慮した震災対策を推進する。</p>
第2 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり		第2 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり	
（1）（略）		（1）（略）	
（2）避難路の整備および確保	<p>社会福祉施設等から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。</p> <p>また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。</p>	（2）避難路の整備および確保	<p>要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。</p> <p>また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。</p>
第3 災害応急体制の整備		第3 災害応急体制の整備	
（1）社会福祉施設等の耐震化	<p>県および市町は、社会福祉施設管理者を対象とした施設の耐震改修の促進についての講習会を開催するなど、耐震化について指導を行う。</p> <p>また、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。</p>	（1） 要配慮者利用施設 の耐震化	<p>県および市町は、社会福祉施設管理者を対象とした施設の耐震改修の促進についての講習会を開催するなど、耐震化について指導を行う。</p> <p>また、要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、要配慮者利用施設の耐震化を図る。</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(2) 社会福祉施設の災害応急体制 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定める。 県は、社会福祉施設の管理者に対し、あらかじめ県内や近隣府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。 また、県は、社会福祉施設の管理者に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。 <u>(新設)</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第4 情報連絡・伝達設備および体制の整備 避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「個別計画」を作成する中で整備を図る。 また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図る。 (中略)</p> <p>第5～7 (略)</p> <p>第8 要配慮者に対する災害対策の配慮 県および市町は、各災害対策を講じるに当たっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮する。 ア～イ (略) ウ 障害の状況等に応じた情報提供 エ～キ (略)</p> <p>第8節 医療救護予防計画 第1 (略) 第2 医療救護活動体制の確立 (1)～(6) (略) (7) 医療救護所間の情報通信体制の整備 県、市町等は、医療救護所の予定施設として、病院や健康福祉センター、保健センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。 こうした端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。 さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。 そのほか、震災が発生した際には県外への情報発信が重要であることから、県が実施しているインターネットへの情報提供事業において、県外、国外に向けた被災情報の発信を図る。</p> <p>(8) 航空搬送拠点の整備 (中略)</p> <p>(9) 中長期における医療体制の充実 (中略)</p>	<p>(2) <u>要配慮者利用施設</u>の災害応急体制 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定める。 県は、<u>要配慮者利用施設</u>の管理者に対し、あらかじめ県内や近隣府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。 県は、社会福祉施設の管理者に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。 <u>また、県は、災害時の避難所等における福祉支援体制を確保するため、災害派遣福祉チーム（DWA T）等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第4 情報連絡・伝達設備および体制の整備 避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、<u>視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等</u>、避難行動要支援者の特性にあわせ、「個別計画」を作成する中で整備を図る。 また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体の活用等、<u>迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置</u>についても検討し、具体化を図る。 (中略)</p> <p>第5～7 (略)</p> <p>第8 要配慮者に対する災害対策の配慮 県および市町は、各災害対策を講じるに当たっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮する。 ア～イ (略) ウ <u>障がい</u>の状況等に応じた情報提供 エ～キ (略)</p> <p>第8節 医療救護予防計画 第1 (略) 第2 医療救護活動体制の確立 (1)～(6) (略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(7)</u> 航空搬送拠点の整備 (中略)</p> <p><u>(8)</u> 中長期における医療体制の充実 (中略)</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第9節 地震に強いまちづくり計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地震に強いまちづくりの推進</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 建築物の不燃化</p> <p>① 防火地域、準防火地域等の指定</p> <p>容積率400%以上の商業地域において防火地域の指定を推進するとともに、建ぺい率80%以上の商業地域、近隣商業地域において準防火地域の指定を推進し、市街地の延焼防止を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② 公営住宅の不燃化推進</p> <p>既存の公営住宅は、逐次耐火構造に建て替える。</p> <p>第3 防災空間の整備</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 都市公園の整備</p> <p>県および市町は、災害時の避難場所あるいは防災帯としての機能を有する都市公園の整備を推進する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 道路空間の整備</p> <p>① 広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を行う。</p> <p>② 幹線道路については、災害時においては、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。</p> <p>③ 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 港湾空間の整備</p> <p>国、県、市町は、港湾背後市街地内での避難地と連携して、港湾区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、市町とともに避難地や緊急物資の保管用地として震災時の利用を図る。</p> <p>第4 ハザードマップの整備</p> <p>(中略)</p> <p>第5 被災宅地危険度判定士の養成</p> <p>(中略)</p>	<p>第9節 地震に強いまちづくり計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地震に強いまちづくりの推進</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第3 建築物の不燃化</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。</u></p> <p><u>防火、準防火地域等の指定については以下のとおりとする。</u></p> <p><u>① 防火地域は、容積率が400%以上の商業地域については、原則として指定を行う。</u></p> <p><u>② 準防火地域は、建ぺい率80%以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第4 防災空間の整備</p> <p><u>県および市町は、都市公園、都市緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。</u></p> <p><u>国、県および市町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。ネットワーク機能の向上のため、舞鶴若狭自動車道の4車線化や、中部縦貫自動車道や福井港丸岡インター連絡道路の整備、福井外環状道路の計画の具体化を進める。</u></p> <p><u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>(1) 都市公園の整備</p> <p>県および市町は、災害時の避難場所あるいは防災帯の用に供する都市公園の整備を推進する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 道路空間の整備</p> <p>① 広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を<u>推進する</u>。</p> <p>② 幹線道路については、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。</p> <p>③ 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 港湾空間の整備</p> <p><u>国、県は、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾背後市街地内での避難地と連携して、港湾区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、市町とともに避難地や緊急物資の保管用地として震災時の防災拠点としての利用を図る。</u></p> <p>第5 ハザードマップの整備</p> <p>(中略)</p> <p>第6 被災宅地危険度判定士の養成</p> <p>(中略)</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第10節 津波に強いまちづくり計画 第1 (略) 第2 津波に強いまちづくりの形成 (1)～(6) (略) <u>(新設)</u></p> <p>第3～第4 (略) 第11節～第13節 (略)</p> <p>第14節 津波災害防止計画 第1～第2 (略) 第3 警戒避難体制の整備 (1) (略) (2) 津波に関する知識の普及啓発の実施 ①～② (略) (3) 避難指示の発令基準 市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。 県は、市町に対し、避難指示の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。 (4)～(5) (略) 第4 (略)</p> <p>第15節 建築物災害予防計画 第1～第3 (略) 第4 公共建築物 (1) 防災上重要な建築物の指定 災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所・避難所の確保が要求される。県および市町は、これらの活動を円滑に進めるために、次の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努める。 ① 県における防災上重要な建築物 ア 病院（県立病院） イ 学校（県立学校） ウ 要配慮者が利用する福祉施設 エ 庁舎（本庁舎、合同庁舎、土木事務所、健康福祉センター、警察庁舎等） ② 市町における防災上重要な建築物 ア 災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校、社会福祉施設等 イ 災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、出先庁舎等</p>	<p>第10節 津波に強いまちづくり計画 第1 (略) 第2 津波に強いまちづくりの形成 (1)～(6) (略) <u>(7) デジタル技術の活用</u> <u>県および市町は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>第3～第4 (略) 第11節～第13節 (略)</p> <p>第14節 津波災害防止計画 第1～第2 (略) 第3 警戒避難体制の整備 (1) (略) (2) 津波に関する知識の普及啓発の実施 ①～② (略) (3) 避難指示の発令基準 市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、<u>津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど</u>、具体的な避難指示の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。 <u>国および県は、市町に対し、避難指示の発令基準の策定や見直しを支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</u> (4)～(5) (略) 第4 (略)</p> <p>第15節 建築物災害予防計画 第1～第3 (略) 第4 公共建築物 (1) 防災上重要な建築物の指定 災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所・避難所の確保が要求される。県および市町は、これらの活動を円滑に進めるために、次の施設を「防災上重要な建築物（以下、重要施設）」として<u>指定し</u>、各施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努める。 ① 県における<u>重要施設</u> ア 病院（県立病院） イ 学校（県立学校） ウ 要配慮者が利用する福祉施設 エ 庁舎（本庁舎、合同庁舎、土木事務所、健康福祉センター、警察庁舎等） ② 市町における<u>重要施設</u> ア 災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校、社会福祉施設等 イ 災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、出先庁舎等</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(2) 防災上重要な建築物の耐震性強化</p> <p>① 既設建築物の耐震診断の実施 県および市町は、「防災上重要な建築物」に指定された施設等について福井県建築物耐震改修促進計画に基づき計画的に耐震診断を実施する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 県におけるその他の建築物 県における防災上重要な建築物以外の建築物についても、県は施設管理者としての責務および建築物の耐震改修の促進に関する法律等の主旨に基づき、耐震診断やその結果に応じ補強工事を実施する。</p> <p>第5 (略) 第6 その他の構造物 (1)～(6) (略)</p> <p>第16節 交通施設災害予防計画 第1～第2 (略) 第3 道路施設 (1) 道路等の整備 道路管理者は、震災時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策推進する。 また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についてもあわせて整備する。</p> <p>① 幹線道路網の整備 交通網の中核である幹線道路を緊急輸送ルートとして活用するため、福井県新広域道路交通計画に基づき、高速自動車道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、市町と基幹道路および市町と防災上拠点となる都市、防災上拠点となる都市間のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進する。</p> <p>②～⑦ (略) 第4～第5 (略)</p> <p>第17節 通信および放送施設災害予防計画 第1 (略) 第2 防災情報ネットワーク 県は、地震が発生した場合に予想される各種の災害による通信連絡の途絶を防止するため、県防災情報ネットワークを地上系、衛星系および有線の3ルート化とし、市町、消防本部など防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保している。また、防災行政無線設備は、地震に備え、耐震構造とするとともに、耐震工法による機器の設置など予防対策を講じている。 また、緊急通信機能、県庁統制局の補完機能、衛星通信による情報伝達機能などを有する機動性のあるマルチメ</p>	<p>(2) 重要施設の耐震性強化</p> <p>① 既設建築物の耐震診断の実施 県および市町は、重要施設に指定された施設等について福井県建築物耐震改修促進計画に基づき計画的に耐震診断を実施する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p><u>(3) 重要施設における非常用電源の整備</u> 県および市町は、<u>長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。</u> <u>また、県および電気事業者等は大規模な災害発生に備え、それぞれが所有する電源車、発電機等のリスト化と、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。また、県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は電源車等の配備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 県におけるその他の建築物</u> 県における防災上重要な建築物以外の建築物についても、県は施設管理者としての責務および建築物の耐震改修の促進に関する法律等の主旨に基づき、耐震診断やその結果に応じ補強工事を実施する。</p> <p>第5 (略) 第6 その他の構造物 (1)～(6) (略)</p> <p>第16節 交通施設災害予防計画 第1～第2 (略) 第3 道路施設 (1) 道路等の整備 道路管理者は、震災時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策推進する。 また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についてもあわせて整備する。</p> <p>① 幹線道路網の整備 交通網の中核である幹線道路を緊急輸送ルートとして活用するため、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道、福井港丸岡インター連絡道路、福井外環状道路等が位置づけられている福井県新広域道路交通計画に基づき、高速自動車道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、市町と基幹道路および市町と防災上拠点となる都市、防災上拠点となる都市間のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進する。</p> <p>②～⑦ (略) 第4～第5 (略)</p> <p>第17節 通信および放送施設災害予防計画 第1 (略) 第2 防災情報ネットワーク 県は、地震が発生した場合に予想される各種の災害による通信連絡の途絶を防止するため、県防災情報ネットワークを地上系、衛星系および有線系の3ルート化とし、市町、消防本部など防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保している。また、防災行政無線設備は、地震に備え、耐震構造とするとともに、耐震工法による機器の設置など予防対策を講じている。 また、緊急通信機能、県庁統制局の補完機能、衛星通信による情報伝達機能などを有する機動性のある通信設備</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>ディア車として衛星車載局を導入している。県防災情報ネットワークを有効に運用することにより災害に対し万全の予防措置に努める。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第18節～第22節 (略)</p> <p>第23節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県内広域相互応援体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 福井県広域消防相互応援協定 県および市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画した「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。</p> <p>第3 県外広域相互応援体制 県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した関係府県との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。</p> <p>(1) 隣接県との協定 (中略)</p> <p>(2) ブロック単位の協定 <u>(新設)</u> 石川県および富山県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」 中部9県1市で締結している「災害応援に関する協定」 近畿2府7県で締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する協定」 <u>(移設)</u></p> <p>近畿2府8県および近畿2府8県バス協会と締結している「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」 近畿2府8県、近畿2府8県放射線技師会および日本診療放射線技師会と締結している「原子力災害時の放射線被ばく防止に関する協定」 近畿2府8県、近畿2府8県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会近畿2府8県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会および日本賃貸住宅管理協会と締結している「大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」</p> <p>(3) 全国都道府県の協定 全国知事会の「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書」</p> <p>第4 民間団体等との協定 現在締結されている協定は次のとおりであるが、県内における災害応急対策が適確かつ円滑に行われるようになるため、必要に応じ、県域を統括する民間団体等とあらかじめ応援協定を締結する。</p> <p>(1) 放送要請 日本放送協会福井放送局、福井放送株式会社、福井テレビジョン放送株式会社および福井エフエム放送株式会社とそれぞれ締結している「災害時における放送要請に関する協定」</p>	<p><u>として可搬型地球局</u>を導入している。<u>この</u>県防災情報ネットワークを有効に運用することにより、災害に対し万全の予防措置に努める。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第18節～第22節 (略)</p> <p>第23節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県内広域相互応援体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 福井県広域消防相互応援協定 県および市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）は、県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。</p> <p>第3 県外広域相互応援体制 県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した関係府県との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。</p> <p>(1) <u>近隣</u>県との協定 (中略)</p> <p>(2) ブロック単位の協定 <u>近畿2府5県で締結している「災害時の応援に関する申し合わせ」</u> <u>(移設)</u></p> <p>中部9県1市で締結している「災害<u>時等</u>の応援に関する協定書」 石川県および富山県と締結している「北陸三県災害<u>時等</u>の相互応援に関する協定」 近畿2府7県で締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する<u>基本</u>協定」 <u>(移設)</u></p> <p>(3) 全国都道府県の協定 全国知事会の「全国都道府県における災害<u>時等</u>の広域応援に関する協定書」</p> <p>第4 <u>協定締結機関</u>との協定 現在締結されている協定は次のとおりであるが、県内における災害応急対策が適確かつ円滑に行われるようになるため、必要に応じ、県域を統括する民間団体等とあらかじめ応援協定を締結する<u>ものとする</u>。 <u>(移設)</u></p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(2) 医療救護</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人福井県医師会と締結している「災害時の医療救護に関する協定」 一般社団法人福井県歯科医師会と締結している「災害時の歯科医療救護に関する協定」 一般社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定書」 公益社団法人福井県看護協会と締結している「災害時の救護活動に関する協定書」 福井県医療機器協会と締結している「災害における医療材料等の供給等に関する協定書」 福井県医薬品卸業協会と締結している「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」 一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」 近畿臨床検査薬卸連合会と締結している「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」 <p>(3) 応急生活物資供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井市中央卸売市場協会、株式会社パロー、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、大塚製薬株式会社金沢支社、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートおよび株式会社セブン-イレブン・ジャパンとそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」 <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬の出動に関する協定書」 一般社団法人福井県産業廃棄物協会と締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」 中日本高速道路株式会社と締結している「福井県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」 西日本高速道路株式会社と締結している「福井県と西日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」 一般社団法人福井県電業協会と締結している「災害時における県有電気施設の応急対策業務に関する協定」 一般社団法人福井県建設業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」および「広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」 一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」 一般社団法人建築業協会と締結している「災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定」 公益社団法人土木学会関西支部と締結している「災害時における調査の相互協力に関する協定」 セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」 一般社団法人福井県トラック協会および公益社団法人福井県バス協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」 福井県漁業協同組合連合会と締結している「災害時等における緊急輸送活動に関する協定書」 一般社団法人福井県エルピーガス協会と締結している「災害時等における緊急用LPガス供給に関する協定書」 全国日本高速道路レッカー事業協同組合と締結している「災害時等における障害物撤去等に関する協定書」 福井県理容生活衛生同業組合と締結している「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書」 福井県美容業生活衛生同業組合と締結している「災害時における美容サービス業務の提供に関する協定書」 公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会と締結している「災害時における公共建築物の清掃および消毒等に関する協定書」 公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関 	<p>(移設)</p> <p>(削除)</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>する協定」</p> <p>株式会社福井銀行と締結している「災害時等における相互協力に関する協定書」</p> <p>福井県石油業協同組合と締結している「災害時等における石油燃料の供給に関する協定書」</p> <p>石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」</p> <p>福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」</p> <p>国土交通省北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、一般社団法人日本埋立浚渫協会北陸支部、北陸港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会北陸支部、全国浚渫業協会日本海支部、一般社団法人日本潜水協会、一般社団法人海洋調査協会および一般社団法人港湾技術コンサルタント協会と締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」</p> <p>福井県倉庫協会と締結している「災害時等における物資の保管等に関する協定書」</p> <p>西日本段ボール工業組合と締結している「災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書」</p> <p>福井県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結している「災害時における被災者への宿泊施設等の提供に関する協定書」</p> <p>ヤフー株式会社と締結している「災害に係る情報発信等に関する協定」</p> <p>株式会社アクティオ、株式会社カナモトおよび株式会社レンタルのニッケンそれぞれと締結している「災害時等における資機材の供給に関する協定書」</p> <p>株式会社ケンユウおよび株式会社ニードそれぞれと締結している「災害時等における災害用トイレ等の供給に関する協定書」</p> <p>福井県行政書士会と締結している「災害時における行政書士による被災者支援に関する協定書」</p> <p>国土交通省近畿地方整備局、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社、中日本高速道路株式会社名古屋支社、中日本高速道路株式会社金沢支社、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および一般社団法人日本建設業連合会関西支部と締結している「災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書」</p> <p>N T T タウンページと締結している「防災啓発情報の発信に関する協定書」</p> <p>一般社団法人福井県タクシー協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」</p> <p>福井県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の確保に関する協定書」</p> <p>独立行政法人住宅金融支援機構と締結している「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書」</p> <p>一般社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」</p> <p>一般社団法人全国木造建設事業協会と締結している「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書」</p> <p>一般社団法人日本ムービングハウス協会と締結している「災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書」</p> <p>関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社と締結している「大規模災害時における相互連携に関する協定」</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(移設)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(移設)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 輸送</u></p> <p><u>県内市町村・消防本部と締結している「福井県防災ヘリコプター応援協定」</u></p> <p><u>石川県および富山県と締結している「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」</u></p> <p><u>滋賀県と締結している「福井県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」</u></p> <p><u>岐阜県と締結している「福井県・岐阜県航空消防防災相互応援協定」</u></p> <p>セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」</p> <p>中日本高速道路株式会社と締結している「福井県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
	西日本高速道路株式会社と締結している「福井県と西日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」
<u>(新設)</u>	<u>福井県レンタカー協会と締結している「災害時における自動車の貸渡しに関する協定書」</u>
<u>(移設)</u>	公益社団法人福井県バス協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」
	福井県漁業協同組合連合会と締結している「災害時等における緊急輸送活動に関する協定書」
<u>(新設)</u>	<u>朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社、アカギヘリコプター株式会社、東邦航空株式会社、学校法人ヒラタ学園と締結している「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」</u>
<u>(移設)</u>	近畿2府8県および近畿2府8県バス協会と締結している「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」
	一般社団法人福井県トラック協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書」
	福井県倉庫協会と締結している「災害時等における物資の保管等に関する協定書」
	一般社団法人福井県タクシー協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」
<u>(新設)</u>	<u>福井トヨタ自動車株式会社と締結している「災害時における車両提供に関する協定書」</u>
	<u>株式会社北陸マツダと締結している「災害時における車両提供に関する協定書」</u>
	<u>有限会社ダイキョウコーポレーションと締結している「災害時におけるキャンピングカーの活用に関する協定書」</u>
	<u>赤帽福井県軽自動車運送協同組合と締結している「緊急輸送に関する協定書」</u>
	<u>(2) 緊急救助</u>
<u>(移設)</u>	日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬の出動に関する協定書」
<u>(新設)</u>	<u>日本赤十字社福井県支部と締結している「災害救助法等による救助又はその応援の実施に関する委託協定書」</u>
<u>(移設)</u>	一般社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時の医療救護活動に関する協定書」
	福井県医療機器協会と締結している「災害時における医療材料等の供給等に関する協定書」
	福井県医薬品卸業協会と締結している「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」
	一般社団法人福井県医師会と締結している「災害時の医療救護活動に関する協定書」
<u>(新設)</u>	<u>福井大学医学部附属病院と締結している「福井DMATの出動に関する協定書」</u>
	<u>福井県済生会病院と締結している「福井DMATの出動に関する協定書」</u>
	<u>日本赤十字社福井県支部と締結している「福井DMATの出動に関する協定書」</u>
	<u>杉田玄白記念公立小浜病院と締結している「福井DMATの出動に関する協定書」</u>
	<u>市立敦賀病院と締結している「福井DMATの出動に関する協定書」</u>
<u>(移設)</u>	一般社団法人福井県歯科医師会と締結している「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」
<u>(新設)</u>	<u>福井総合病院と締結している「福井DMATの出動に関する協定書」</u>
<u>(移設)</u>	一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」
	<u>公立丹南病院と締結している「福井DMATの出動に関する協定書」</u>
	近畿臨床検査薬師連合会と締結している「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」
	公益社団法人福井県看護協会と締結している「災害時の救護活動に関する協定書」
	近畿2府8県、近畿2府8県放射線技師会および日本診療放射線技師会で締結している「原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定」
<u>(新設)</u>	<u>福井勝山総合病院と締結している「福井DMATの出動に関する協定書」</u>
<u>(移設)</u>	<u>国立病院機構敦賀医療センターと締結している「福井DMATの出動に関する協定書」</u>
	<u>福井県猟友会と締結している「雪害発生時における各種活動の支援に関する協定書」</u>
	<u>中部8県10基地病院で締結している「大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定」</u>
<u>(新設)</u>	<u>(3) 生活衛生</u>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<u>(移設)</u>	<p>福井県理容生活衛生同業組合と締結している「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書」 福井県美容業生活衛生同業組合と締結している「災害時における美容サービス業務の提供に関する協定書」 公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会と締結している「災害時における避難所等建築物の清掃および消毒等に関する協定書」</p>
<u>(新設)</u>	<p><u>中部9県で締結している「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」</u></p>
<u>(移設)</u>	<p>福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」</p>
<u>(新設)</u>	<p><u>(4) 燃料、電源</u></p>
<u>(移設)</u>	<p>一般社団法人福井県エルピーガス協会と締結している「災害時等における緊急用LPガスの供給に関する協定書」</p>
	<p>福井県石油業協同組合と締結している「災害時等における石油燃料の供給に関する協定書」</p>
	<p>石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」</p>
<u>(新設)</u>	<p><u>福井日産自動車株式会社、日産プリンス福井販売株式会社および日産自動車株式会社と締結している「災害時等における電気自動車等の支援に関する協定書」</u></p>
	<p><u>福井三菱自動車販売株式会社および三菱自動車工業株式会社と締結している「災害時等における電動車両等の支援に関する協定書」</u></p>
	<p><u>北陸電力および北陸電力送配電株式会社と締結している「大規模災害時における相互連携に関する協定」</u></p>
<u>(移設)</u>	<p>関西電力および関西電力送配電株式会社と締結している「大規模災害時における相互連携に関する協定」</p>
<u>(新設)</u>	<p><u>(5) 生活物資</u></p>
	<p><u>福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>福井県米穀株式会社と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>福井県経済農業協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>福井市中央卸売市場協会と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>有限会社南部酒造場と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>株式会社ハイピースと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>株式会社若狭瓜割と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>株式会社おおいと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>福井市（企業局）と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>池田町（振興開発課）と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>高浜町（総務課）と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>北陸コカ・コーラボトリング株式会社と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>サントリーフーズ株式会社（北陸支店）と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>麒麟ビバレッジ株式会社北陸支社と締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>株式会社ローソンと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>株式会社ファミリーマートと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</u></p>
	<p><u>株式会社PLANTと締結している「災害時における物資の調達に関する協定書」</u></p>
	<p><u>株式会社ホームセンターみつわと締結している「災害時における物資の調達に関する協定書」</u></p>
	<p><u>株式会社ヤササキグループと締結している「災害時における物資の調達に関する協定書」</u></p>
	<p><u>株式会社バローと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」</u></p>
	<p><u>NPO法人コメリ災害対策センターと締結している「災害時における物資の調達に関する協定書」</u></p>
<u>(移設)</u>	<p>大塚製菓株式会社金沢支社と締結している「災害時等における応急生活物資の協力に関する協定書」</p>
	<p>株式会社セブン-イレブン・ジャパンと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書」</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(移設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(移設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(移設)</u></p>	<p><u>(6) 水道・工業用水</u></p> <p><u>近畿 1 府 4 県、大阪広域水道企業団および阪神水道企業団と締結している「近畿 2 府 5 県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」</u></p> <p><u>近畿 1 府 3 県 1 3 市町、大阪広域水道企業団と締結している「近畿 2 府 4 県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」</u></p> <p><u>福井県管工事業協同組合連合会と締結している「災害時における水道施設の応急対策に関する協定書」</u></p> <p><u>福井県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防用水等の確保に関する協定書」</u></p> <p><u>1 7 市町 1 事務組合、公益社団法人日本下水道管路管理業協会と締結している「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」</u></p> <p><u>1 7 市町 1 事務組合、公益社団法人福井県下水道管路管理業協会と締結している「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」</u></p> <p><u>1 7 市町 1 事務組合、一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定」</u></p> <p><u>1 7 市町 1 事務組合、公益社団法人国上下水道コンサルタント協会中部支部と締結している「災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定」</u></p> <p><u>(7) 応急対策工事</u></p> <p><u>一般社団法人福井県電業協会と締結している「災害時における県有電気設備の応急対策業務に関する協定書」</u></p> <p><u>一般社団法人福井県建築工業と締結している「災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定書」</u></p> <p><u>一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」</u></p> <p><u>公益社団法人土木学会関西支部と締結している「災害時における調査の相互協力に関する協定」</u></p> <p><u>国土交通省北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、一般社団法人日本埋立浚渫協会北陸支部、北陸港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会北陸支部、全国浚渫業協会日本海支部、一般社団法人日本潜水協会、一般社団法人海洋調査協会および一般社団法人港湾技術コンサルタント協会と締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」</u></p> <p><u>国土交通省近畿地方整備局、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社、中日本高速道路株式会社名古屋支社、中日本高速道路株式会社金沢支社、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および一般社団法人日本建設業連合会関西支部と締結している「災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書」</u></p> <p><u>一般社団法人福井県建設業協会と締結している「災害時等における応急対策業務に関する基本協定」および「広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」</u></p> <p><u>福井県電気工事工業組合女性部と締結している「災害時における電気設置の応急対策業務および一時避難所の設置運営に関する協定書」</u></p> <p><u>(8) 住宅</u></p> <p><u>一般社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」</u></p> <p><u>公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書」</u></p> <p><u>近畿 2 府 8 県、近畿 2 府 8 県宅地建物取引業協会と締結している「大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」</u></p> <p><u>近畿 2 府 8 県、全日本不動産協会近畿 2 府 8 県本部と締結している「大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」</u></p> <p><u>近畿 2 府 8 県、全国賃貸住宅経営者協会連合会および日本賃貸住宅管理協会と締結している「大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」</u></p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
(新設)	<p>独立行政法人住宅金融支援機構と締結している「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書」 一般社団法人全国木造建設事業協会と締結している「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書」 一般社団法人日本ムービングハウス協会と締結している「災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書」</p>
(移設)	<p>(9) 放送・報道・通信</p> <p>福井県警察本部と締結している「災害対策基本法に基づく警察通信設備の優先利用等に関する協定について」 福井鉄道株式会社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」</p>
(新設)	<p>日本放送協会福井放送局と締結している「災害時における放送要請に関する協定」 福井放送株式会社と締結している「災害時における放送要請に関する協定」 福井テレビジョン放送株式会社と締結している「災害時における放送要請に関する協定」 福井エフエム放送株式会社と締結している「災害時における放送要請に関する協定」</p> <p>日本放送協会福井放送局と締結している「緊急警報放送要請に関する覚書」 西日本旅客鉄道株式会社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」 福井放送株式会社と締結している「緊急警報放送要請に関する覚書」 福井テレビジョン放送株式会社と締結している「緊急警報放送要請に関する覚書」 JARL福井県支部と締結している「アマチュア無線による災害情報の提供（連絡）に関する協定」 朝日新聞社福井支局と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」 産経新聞社福井支局と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」 共同通信社福井支局と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」 日本経済新聞社福井支局と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」 毎日新聞社福井支局と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」 読売新聞社福井支局と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」 中日新聞社福井支社と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」 時事通信社福井支局と締結している「災害時等における報道要請に関する協定」</p> <p>えちぜん鉄道株式会社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」 NPO法人たんなん夢ラジオと締結している「災害時における放送要請に関する協定」 敦賀FM放送株式会社と締結している「災害時における放送要請に関する協定」 福井県ケーブルテレビ協議会（福井ケーブルテレビ株式会社、株式会社嶺南ケーブルネットワーク、丹南ケーブルテレビ株式会社、株式会社ケーブルテレビ若狭小浜、美方ケーブルネットワーク、さかいケーブルテレビ株式会社、こしの国広域事務組合、南越前町、高浜町、おおい町、若狭町）と締結している「災害時における放送要請に関する協定」</p>
(移設)	<p>ヤフー株式会社と締結している「災害に係る情報発信等に関する協定」</p>
(新設)	<p>丹南ケーブルテレビ株式会社と締結している「災害に係る情報発信等に関する協定書」</p> <p>(10) その他</p> <p>一般社団法人福井県警備業協会と締結している「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」 一般社団法人日本自動車連盟福井支部と締結している「災害発生等における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」</p>
(移設)	<p>港屋重機建設株式会社と締結している「災害発生等における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」</p>
(新設)	<p>一般社団法人福井県産業資源循環協会と締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」</p> <p>福井県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結している「災害時における宿泊施設の提供に関する協定書」 北陸建設機械リース業協会福井支部と締結している「災害時における物資の貸渡しに関する協定書」</p>
(移設)	<p>全日本高速道路レッカー事業協同組合と締結している「災害時等における障害物撤去等に関する協定書」</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(新設)</p> <p>(移設)</p> <p>(新設)</p>	<p>株式会社福井銀行と締結している「災害時等における相互協力に関する協定書」</p> <p>西日本段ボール工業組合と締結している「災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書」</p> <p>福井県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結している「災害時における被災者への宿泊施設等の提供に関する協定書」</p> <p>株式会社アクティオと締結している「災害時等における資機材の供給に関する協定書」</p> <p>株式会社カナモトと締結している「災害時等における資機材の供給に関する協定書」</p> <p>株式会社レンタルのニッケンと締結している「災害時における資機材調達に関する協定書」</p> <p>株式会社ケンユーと締結している「災害時等における災害用トイレ等の供給に関する協定書」</p> <p>株式会社ニードと締結している「災害時等における災害用トイレ等の供給に関する協定書」</p> <p>福井県行政書士会と締結している「災害時における行政書士による被災者支援に関する協定書」</p> <p>福井県警友会連合会と締結している「大規模災害発生時等における支援に関する協定書」</p> <p>日本郵便株式会社北陸支社と締結している「福井県と日本郵便株式会社北陸支社との地域振興に関する連携協定書」</p> <p>福井県テントシート工業組合と締結している「災害時等における物資の調達等に関する協定書」</p> <p>一般社団法人福井県ドローン協会と締結している「災害時等における無人航空機による情報収集等に関する協定書」</p> <p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と締結している「福井県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携に関する協定」</p> <p>損害保険ジャパン株式会社と締結している「地域の安全・安心に関する包括連携協定書」</p> <p>株式会社モンベルと締結している「福井県と株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定」</p> <p>株式会社NTTドコモと締結している「福井県のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進に関する連携協定」</p> <p>株式会社ファミリーマートと締結している「福井県と株式会社ファミリーマートとの包括連携に関する協定」</p> <p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と締結している「地域の安全安心に関する包括連携協定書」</p> <p>東京海上日動火災保険株式会社と締結している「地域の安全安心に関する包括連携協定書」</p> <p>株式会社アトムと締結している「福井県の産業振興に関する連携協定」</p> <p>株式会社セブン-イレブン・ジャパンと締結している「福井県と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携に関する協定書」</p> <p>千代田区と締結している「福井県と千代田区との相互発展に向けた連携に関する協定書」</p> <p>セイノーホールディングス株式会社と締結している「福井県とセイノーホールディングス株式会社との包括連携に関する協定」</p> <p>KOSEI株式会社と締結している「災害時等における自走式水洗トイレの活用に関する協定書」</p> <p>株式会社平和堂と締結している「災害時等における施設利用に関する協定書」</p> <p>株式会社ベルと締結している「災害時等における施設利用に関する協定書」</p>
<p>第5 (略)</p> <p>第6 広域応援・受援体制の整備</p> <p>県および市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。</p> <p>(新設)</p>	<p>第5 (略)</p> <p>第6 広域応援・受援体制の整備</p> <p>県および市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。</p> <p>県は、国や市町等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第24節（略）</p> <p>第25節 緊急事態管理体制整備計画 第1～第3（略） 第4 市町防災活動体制 市町は、物資の集積、救急・救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点、市町防災行政無線等の情報通信施設、食料・日用生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の非常用電源等の整備に努めるとともに対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。 （中略） 第5（略） 第6 県の緊急事態管理体制 （1）（略） （2）総合防災センターの機能充実 ①～②（略） ③ 情報収集システムの整備 災害情報を迅速に収集するため、震度情報ネットワーク、津波警報受信システム、ヘリコプターテレビ電送システム、無線電話、携帯電話等を有効に活用するとともに、大型のテレビ画面、地図情報等を用いた総合防災システムの整備を推進するほか、高層ビル屋上、山頂等へのテレビカメラの設置について検討する。 ④～⑤（略） （3）防災関係機関相互における通信連絡設備の整備 災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があることから、県および市町の防災行政無線の整備や多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。 ① 県および市町の防災行政無線の整備 県防災情報ネットワークについては、地上系と衛星系および有線の3重ルート化により防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保し、災害時における有効な活用を図る。 市町の防災行政無線については、移動系未設置町の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進する。 さらに震度や津波情報についても、防災行政無線によるネットワーク化を図る。 ② 多様な媒体の活用 防災を目的とする情報通信手段、経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体やNTT等の電話回線、農協等の有線放送、さらには、テレビやラジオ、CATV等の放送媒体など多様な媒体の活用を進める。 （4）～（6）（略） （7）企業等との連携強化 企業等と行政の連携の強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制を整備するほか、企業の震災時初期活動マニュアルの整備を促進する。 ① 企業の震災時初期活動マニュアルの整備促進 商工団体、業界団体等は、福井県地域防災計画を基本とし、発災時の初期消化、避難誘導、負傷者の救出救護、関係組織への通報等の初期活動マニュアルを始めとする各事業者の防災計画の作成を指導する。 各事業者は、積極的に防災計画の作成を図る。</p>	<p><u>保および災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第24節（略）</p> <p>第25節 緊急事態管理体制整備計画 第1～第3（略） 第4 市町防災活動体制 市町は、物資の集積、救急・救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点、市町防災行政無線等の情報通信施設、食料・日用生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の72時間対応可能な非常用電源等の整備に努めるとともに対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。 （中略） 第5（略） 第6 県の緊急事態管理体制 （1）（略） （2）総合防災センターの機能充実 ①～②（略） ③ 情報収集システムの整備 災害情報を迅速に収集するため、震度情報ネットワーク、津波警報受信システム、ヘリコプターテレビ電送システム、<u>ヘリサット</u>、無線電話、携帯電話等を有効に活用するとともに、大型のテレビ画面、地図情報等を用いた総合防災システムの整備を推進するほか、高層ビル屋上、山頂等へのテレビカメラの設置について検討する。 ④～⑤（略） （3）防災関係機関相互における通信連絡設備の整備 災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があることから、県および市町の防災行政無線の整備や多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。 ① 県および市町の防災行政無線の整備 県防災情報ネットワークについては、地上系と衛星系および有線系の3ルート化により防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保し、災害時における有効な活用を図る。 市町の防災行政無線については、移動系未設置町の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進する。 さらに震度や津波情報についても、防災行政無線によるネットワーク化を図る。 ② 多様な媒体の活用 防災を目的とする情報通信手段、経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や<u>西日本電信電話機</u>等の電話回線、農協等の有線放送、さらには、テレビやラジオ、CATV等の放送媒体など多様な媒体の活用を進める。 （4）～（6）（略） （7）企業等との連携強化 企業等と行政の連携の強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制を整備するほか、企業の震災時初期活動マニュアルの整備を促進する。 ① 企業の震災時初期活動マニュアルの整備促進 商工団体、業界団体等は、福井県地域防災計画を基本とし、発災時の初期消化、避難誘導、負傷者の救出救護、関係組織への通報等の初期活動マニュアルを始めとする各事業者の防災計画の作成を指導する。 各事業者は、積極的に防災計画の作成を図る。</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>② 事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制の整備、連携の強化 県および市町は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 また、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県および市町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。 県は、被災後、早急に産業復旧対策を講じるため、各事業者、各業種の被害状況について、パソコンネットワークやファックス等による連絡ルートの確立を図るとともに、営業再開に向けた復旧対策および支援体制等の整備、緊急雇用対策等を推進する。 また、震災時において、農林水産関係施設等の被害状況を早急に把握するため、県と市町、関係団体等との連絡体制および役割分担を定めたマニュアルを策定し、毎年更新する。 さらに、県内の市場における物資の保管、輸送および産地との連携調整等県内の市場間で相互支援が可能な体制を整備する。</p> <p>③ 金融機関等との連携の強化 震災時の緊急な資金需要に対応するため、県および関係機関、金融機関等は、相互に連携しながら、必要な現金の引き出しに配慮するとともに、低利融資、信用保証の拡充等を図る。</p> <p>(8) (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>第9 活動体制の整備 活動体制の整備に当たっては、平成28年度を初年度とする「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づいて整備するほか、地域の実情に応じ計画的に整備する。 また、事業の実施に当たっては、防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業、国庫補助事業、県費補助事業等の活用を図りながら整備を進める。</p>	<p>② 事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制の整備、連携の強化 県および市町は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 また、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県および市町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。 県は、被災後、早急に産業復旧対策を講じるため、各事業者、各業種の被害状況について、各種通信手段による連絡ルートの確立を図るとともに、営業再開に向けた復旧対策および支援体制等の整備、緊急雇用対策等を推進する。 また、震災時において、農林水産関係施設等の被害状況を早急に把握するため、県と市町、関係団体等との連絡体制および役割分担を定めたマニュアルを策定し、毎年更新する。 さらに、県内の市場における物資の保管、輸送および産地との連携調整等県内の市場間で相互支援が可能な体制を整備する。</p> <p>③ 金融機関等との連携の強化 震災時の緊急な資金需要に対応するため、県および関係機関、金融機関等は、相互に連携しながら、必要な現金の引き出しに配慮するとともに、低利融資、信用保証の拡充等を図る。</p> <p>(8) (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>第9 活動体制の整備 活動体制の整備に当たっては、令和3年度を初年度とする「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づいて整備するほか、地域の実情に応じ計画的に整備する。 また、事業の実施に当たっては、緊急防災減災事業、防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業、国庫補助事業、県費補助事業等の活用を図りながら整備を進める。</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行			改正案
第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制計画 第1 (略) 第2 県の配備態勢 配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は、次のとおりとする。 ① 地震			第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制計画 第1 (略) 第2 県の配備態勢 県の配備体制は、 本節第3から第6までのとおりとする。 (削除)
	配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制
	第一注意配備	県内で震度3を観測した場合	危機対策・防災課3名以上
	第二注意配備	県内で震度4を観測した場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員のうち広報広聴課、財産活用課、統計情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、地域医療課、土木管理課、道路建設課、道路保全課、河川課、砂防防災課および建築住宅課のあらかじめ指定された職員
	災害対策連絡室	(1) 県内で震度5弱または5強を観測した場合 (2) 第二注意配備以降に体制を強化する必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・緊急時特別初動班員全員 ・各部連絡員全員 ・震度5強の場合は職員全員
	災害対策本部設置	(1) 県内で震度6弱以上を観測した場合 (2) 第二注意配備または災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	職員全員
	② 津波		
	配 備 体 制	配 備 基 準	参 集 体 制
	災害対策連絡室	県内の沿岸に津波注意報が発表された場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員全員 ・緊急時特別初動班員のうち広報広聴課、財産活用課、統計情報課、原子力安全対策課、地域福祉課、水産課、土木管理課、砂防防災課、河川課、港湾空港課のあらかじめ指定された職員
	災害対策本部設置	(1) 県内の沿岸に津波警報または大津波警報が発表された場合	職員全員

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(2) 災害対策連絡室設置以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合</p> <p>第3～第10（略）</p> <p>第2節 広域的応援対応計画 第1～第2（略） 第3 防災関係機関の応援等 (1)（略） (2) 消防の応援 ①（略） ② 県の応援要請 知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合は、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊等の派遣および「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知) に基づく他の都道府県および消防機関所有のヘリコプターの派遣要請等を行う。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(移設)</u></p> <p>(3)～(4)（略） 第4～第7（略）</p> <p>第3節 自衛隊災害派遣要請計画 第1～第2（略） 第3 派遣の内容 (1) 被害状況の把握 (2) 避難の援助 (3) 遭難者等の捜索救助 (4) 水防活動の支援 (5) 道路または水路の啓開 (6) 応急医療、救護および防疫 (7) 人員および物資の緊急輸送 (8) 消防活動の支援 (9) 危険物の保安および除去 (10) 炊飯および給水 (11) 救援物資の無償貸付または譲与</p>	<p>第3～第10（略）</p> <p>第2節 広域的応援対応計画 第1～第2（略） 第3 防災関係機関の応援等 (1)（略） (2) 消防の応援 ①（略） ② 県の<u>指示</u>・応援要請 <u>(移設)</u></p> <p><u>ア 市町消防に対する指示</u> <u>消防組織法第43条に基づき、知事の指示により、県消防応援隊（「福井県広域消防相互応援協定」に基づく県内消防応援隊）が出動した場合の手当・旅費など応援出動に係る経費を県が負担する。</u></p> <p><u>イ 消防庁長官に対する要請</u> 知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合は、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊等の派遣および「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知) に基づく他の都道府県および消防機関所有のヘリコプターの派遣要請等を行う。</p> <p>(3)～(4)（略） 第4～第7（略）</p> <p>第3節 自衛隊災害派遣要請計画 第1～第2（略） 第3 派遣の内容 (1) 被害状況の把握 (2) 避難の援助 (3) 遭難者等の捜索救助 (4) 水防活動の支援 (5) 道路または水路の啓開 (6) 応急医療、救護および防疫 (7) 人員および物資の緊急輸送 (8) 消防活動の支援 <u>(空中消火を含む。)</u> (9) 危険物の保安および除去 (10) <u>給食</u>および給水 <u>(11) 入浴支援</u></p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(12) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの <u>(新設)</u> 第4～第9（略）</p> <p>第4節 ボランティア受入計画 第1（略） 第2 ボランティアの受入体制 (1)（略） (2) 市町の支援 <u>(新設)</u></p> <p>第3 ボランティア活動体制および活動拠点 県および市町は、第2で把握したボランティアニーズについて、あらかじめ災害ボランティア本部に情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行う。 また、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点にするなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援を行う。 なお、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。</p> <p>第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画 第1～第2（略） 第3 地震関係の情報の種類と概要 福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市町、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震の状況等）の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。 (1) 緊急地震速報 ① 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 ②（略）</p>	<p><u>(12)</u> 救援物資の無償貸付または譲与 <u>(13)</u> その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの 第4～第9（略）</p> <p>第4節 ボランティア受入計画 第1（略） 第2 ボランティアの受入体制 (1)（略） (2) 市町の支援 <u>(3) 受入経費</u> <u>県または県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、県、市町の災害ボランティアセンター連絡協議会や社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>第3 ボランティア活動体制および活動拠点 県および市町は、<u>被災地における</u>ボランティアニーズについて、あらかじめ災害ボランティア本部に情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行う。 また、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点にするなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援を行う。 なお、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。</p> <p>第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画 第1～第2（略） 第3 地震関係の情報の種類と概要 福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市町、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震の状況等）、<u>東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等</u>の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。 (1) 緊急地震速報 ① 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上<u>または最大長周期地震動階級3以上</u>の揺れが予想された場合に、震度4以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上<u>または長周期地震動階級4</u>の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 ②（略）</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案																																																			
<p>(2) 地震情報の種類とその内容</p> <p>＜地震情報の種類と発表基準・内容＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報(注)</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報(注)</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</td> </tr> <tr> <td>遠地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。 気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」および「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。</p> <p>第4 (略) 第5 沿岸住民の避難・誘導体制</p>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報(注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。	遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	<p>(2) 地震情報の種類とその内容</p> <p>＜地震情報の種類と発表基準・内容＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度情報</td> <td>・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</td> <td>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)</td> </tr> <tr> <td>遠地震に関する情報</td> <td>・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)</td> <td>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表^{※1}。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、250m四方の格子毎に推計した震度(震度4以上)を図情報として発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表しています。</p> <p>第4 (略) 第5 沿岸住民の避難・誘導体制</p>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)	遠地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表 ^{※1} 。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方の格子毎に推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
地震情報の種類	発表基準	内容																																																		
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。																																																		
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																																																		
震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																																		
各地の震度に関する情報(注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。																																																		
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																																		
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。																																																		
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。																																																		
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																																																		
地震情報の種類	発表基準	内 容																																																		
震度速報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。																																																		
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																																																		
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。																																																		
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)																																																		
遠地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表 ^{※1} 。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。																																																		
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																																																		
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方の格子毎に推計した震度(震度4以上)を図情報として発表																																																		

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難指示の助言 指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域および判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。また、県は、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市町に積極的に助言する。 市町は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 <u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第1図 津波警報等伝達系統図</p> <p>※1 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 ※2 通信障害時に通知先が福井河川国道事務所になる。 ・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 ・二重線の経路は気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 ・津波注意報の通報先は、津波警報の通知先と基本的内同じであるが、法定伝達に当たらない。また、NTTは津波注意報の通知は行わない。 ・□の経路は、県防災行政無線。 ・○の経路は、防災情報提供システム（インターネット）または気象庁HP。 ・○の経路は、防災情報提供システム（専用線）。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難指示の助言 指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域および判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。また、県は、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市町に積極的に助言する。 市町は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 <u>さらに、市町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第1図 津波警報等伝達系統図</p> <p>※1 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 ※2 関東地方整備局に通知することができない場合は、福井地方気象台から可能な手段を用いて福井河川国道事務所に通知する。 ・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 ・二重線の経路は気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 ・津波注意報の通報先は、津波警報の通知先と基本的内同じであるが、法定伝達に当たらない。また、NTTは津波注意報の通知は行わない。 ・□の経路は、県防災行政無線。 ・○の経路は、防災情報提供システム（インターネット）または気象庁HP。</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第2図 県警察の津波警報等の伝達系統図</p>	<p>第2図 県警察の津波警報等の伝達系統図</p>
<p>第6節 災害情報収集伝達計画 第1 (略) 第2 震災に関する情報の収集および伝達 (1) (略) (2) 県の実施体制 被害規模を早期に把握するために、自衛隊が収集し県に伝達する情報を活用するほか、災害情報の積極的な収集を行う。 ①～② (略) ③ ヘリコプター等による情報の収集</p>	<p>第6節 災害情報収集伝達計画 第1 (略) 第2 震災に関する情報の収集および伝達 (1) (略) (2) 県の実施体制 被害規模を早期に把握するために、自衛隊が収集し県に伝達する情報を活用するほか、災害情報の積極的な収集を行う。 ①～② (略) ③ 航空機等による情報の収集</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>県は、震災に関する情報の収集に当たっては、ヘリコプター、ヘリコプターテレビシステムを通じ、さらに無線通信設備を活用して迅速かつ的確に災害状況等を把握するよう努める。</p> <p>ただし、上記ヘリコプターのみでは、対応不可能な場合、県は、自衛隊および他府県に対し、応援を要請する。</p> <p>また、県はヘリコプターの緊急離着陸基地としてヘリポートの整備に努める。</p> <p>④ 衛星車載局による情報の収集および伝送</p> <p>県は、震災による被災状況、応急対策実施情報などの情報を衛星車載局の画像伝送、衛星通信などの機能を活用して迅速かつ的確に収集および伝送する。また、災害現場の被災映像情報を県内防災関係機関をはじめとして国や他の都道府県などへ配信する。</p> <p>また、県警察のヘリコプターテレビシステムとの連携により、県内すべての地域での画像情報の収集を行う。</p> <p>県および市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p> <p>⑤～⑩（略）</p> <p>⑪ 人的被害の数</p> <p>人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</p> <p>また、県は国の基準やガイドラインが示されるまでの間、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、親族等の同意を原則とするが、公表することにより救助活動の円滑化につながると県が判断する場合、災害発生後48時間を目途に安否不明者の氏名公表を行う。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>第3（略）</p> <p>第7節 通信運用計画</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 通信手段の確保</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）各種通信設備の利用</p> <p>① 電話および電報施設の優先利用</p> <p>ア 電話の優先利用</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（ア）非常緊急通話用電話の承認</p>	<p>県は、震災に関する情報の収集に当たっては、<u>県民衛星</u>、ヘリコプター、ヘリコプターテレビシステム、<u>無人航空機</u>、さらに無線通信設備を活用して迅速かつ的確に災害状況等を把握するよう努める。</p> <p>ただし、上記<u>航空機等</u>のみでは、対応不可能な場合、県は、自衛隊および他府県に対し、応援を要請する。</p> <p>また、県はヘリコプターの緊急離着陸基地としてヘリポートの整備に努める。</p> <p>④ <u>可搬型地球局</u>による情報の収集および伝送</p> <p>県は、震災による被災状況、応急対策実施<u>状況</u>などの情報を<u>可搬型地球局</u>の画像伝送、衛星通信などの機能を活用して迅速かつ的確に収集および伝送する。また、災害現場の被災映像情報を県内防災関係機関をはじめとして国や他の都道府県などへ配信する。</p> <p>また、県警察のヘリコプターテレビシステムとの連携により、県内すべての地域での画像情報の収集を行う。</p> <p>県および市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p> <p>⑤～⑩（略）</p> <p>⑪ 人的被害の数</p> <p>人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p><u>県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込み</u>に努めるものとする。</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>第3（略）</p> <p>第7節 通信運用計画</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 通信手段の確保</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）各種通信設備の利用</p> <p>① 電話および電報施設の優先利用</p> <p>ア 電話の優先利用</p> <p><u>各機関は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話を西日本電信電話株の承諾を受けて災害時優先電話として利用するものとする。この災害時優先電話を使用している通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>各機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図り、かつふくそうを避けるため、非常緊急通話用電話（加入電話）をあらかじめNTT支店に申請し、承認を受ける。</p> <p>(イ) 非常通話 天災その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、別に定める事項を内容とする市外通話については、すべての通話に優先して接続される。 申し込みに当たっては、あらかじめ(ア)によりNTT支店の承認を得た非常緊急通話用電話から申し込むものとする。</p> <p>(ウ) 緊急通話 緊急通話は、火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で別に定める事項を内容とするものに対して一般通話に優先して接続される。 申し込みに当たっては、あらかじめ(ア)によりNTT支店の承認を得た非常緊急通話用電話から申し込むものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 非常通信の利用 県、市町および防災関係機関は、加入電話および防災行政無線等が使用不能になったとき、北陸地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する無線通信施設を利用する。この場合において、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器および災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4 県防災行政無線の運用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県防災行政無線の運用 福井県防災行政無線の運用については、「福井県防災情報ネットワーク管理運用綱」、「福井県衛星車載局管理運用要綱」および「福井県防災行政無線通信取扱要領」に基づき、災害時の通信連絡を迅速かつ確実に伝達するために必要な通信回線を確保する。このため、災害発生により通信がふくそうした場合またはふくそうの恐れがある場合には、通信回線の統制を行い緊急回線を確保する。また、現地対策本部など緊急に通信回線を必要とする機関に対し、衛星車載局および可搬型地球局による臨時通信回線の設置を行う。 応急対策活動に衛星車載局や県警察のヘリコプターテレビシステムを活用した被災画像情報を県災害対策本部、市町・消防本部、国等ヘリアルタイムに配信する。また、必要に応じて関係機関との間でテレビ会議方式による災害対策会議等を開催する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 支出局で行う通信統制の運用 ア 支局統制業務の実施 支出局に現地災害対策本部を設置した時、または大規模災害等により統制局と支出局の間の通信が途絶した場合には、衛星車載局を配備し、管内市町等の被害状況の収集および一斉通信等の業務を行う。 イ 県災害対策本部との通信の確保 支出局から衛星車載局で管内市町等へ一斉通信を行うときは、県災害対策本部と緊密な連絡を図りながら、</p>	<p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 非常通信の利用 県、市町および防災関係機関は、加入電話および防災行政無線等が使用不能になったとき、北陸地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する無線通信施設を利用する。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p><u>⑥ その他の通信手段</u> <u>県、市町は連絡通信手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</u> <u>また、県、市町は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、または代替通信設備の設置を要請する。</u> <u>あらゆる手段を講じて通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。</u></p> <p>第4 県防災行政無線の運用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県防災行政無線の運用 福井県防災行政無線の運用については、「福井県防災情報ネットワーク管理運用要綱」および「福井県防災行政無線通信取扱要領」に基づき、災害時の通信連絡を迅速かつ確実に伝達するために必要な通信回線を確保する。このため、災害発生により通信がふくそうした場合またはふくそうの恐れがある場合には、通信回線の統制を行い緊急回線を確保する。また、現地対策本部など緊急に通信回線を必要とする機関に対し、可搬型地球局による臨時通信回線の設置を行う。 <u>県警察のヘリコプターテレビシステム等を活用し、撮影した応急対策活動の状況を</u>県災害対策本部、市町・消防本部、国等ヘリアルタイムに配信する。また、必要に応じて関係機関との間でテレビ会議方式による災害対策会議等を開催する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 支出局で行う通信の運用 <u>(削除)</u></p>

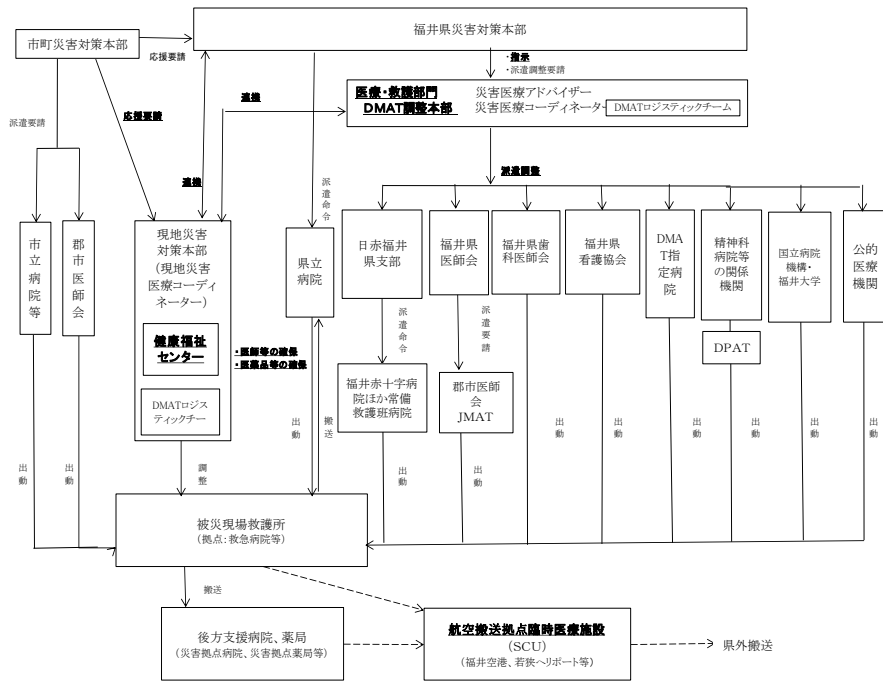
福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>県災害対策本部の指示に従う。</p> <p>ウ 支部局の主な通信業務</p> <p>(ア) 管内市町等からの被害状況の受伝達</p> <p>(イ) 管内端末局の通信の統制</p> <p>(ウ) 一斉通信による管内市町等への災害情報の伝達、指示等</p> <p>(エ) 移動無線局による情報の収集、応急対策活動等</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第5 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 避難計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>避難所生活では避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市町は、避難所の運営を自治組織と連携するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努め、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。</p> <p>また、市町は、避難所の運営を自治組織と連携して行うこととし、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。</p> <p>市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第10節～第11節 (略)</p> <p>第12節 医療救護計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護活動体制の確立</p> <p>(1) (略)</p>	<p><u>支部局の主な通信業務は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 管内市町等からの被害状況の受伝達</u></p> <p><u>イ 個別通信による管内市町等への災害情報の伝達、指示等</u></p> <p><u>ウ 陸上移動局による情報の収集、応急対策活動等</u></p> <p>第5 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 避難計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難体制</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>避難所生活では避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市町は、避難所の運営を自治組織と連携するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努め、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。</p> <p>また、市町は、避難所の運営を自治組織と連携して行うこととし、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。</p> <p>市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア等</u>の外部支援者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第10節～第11節 (略)</p> <p>第12節 医療救護計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護活動体制の確立</p> <p>(1) (略)</p>

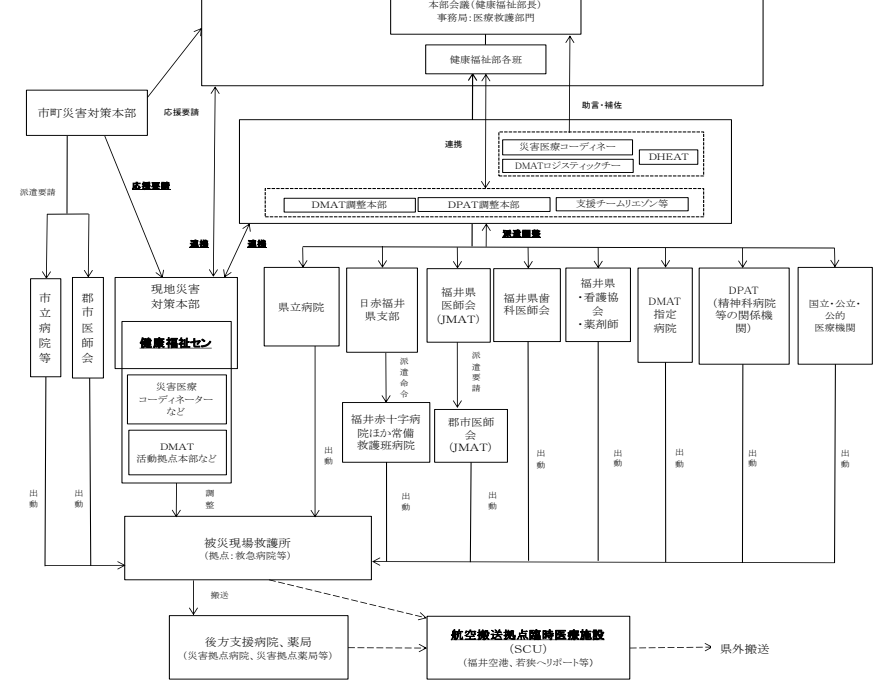
現行

改正案

災害医療活動体系図



災害医療活動体系図



(2) 医療救護活動

- ① (略)
- ② 災害派遣医療チーム (DMAT)

災害急性期（救命率が高い48時間以内）に活動する災害派遣医療チーム（DMAT）については、1チームあたり概ね5名程度（医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。

DMAT指定病院（機関）	チーム数
福井県立病院	3
福井県済生会病院	3
福井大学医学部附属病院	3
福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3
公立丹南病院	1
福井勝山総合病院	2
市立敦賀病院	2
杉田玄白記念公立小浜病院	4
福井総合病院	2
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1
合計	24

③～⑦ (略)

(2) 医療救護活動

- ① (略)
- ② 災害派遣医療チーム (DMAT)

災害急性期（救命率が高い48時間以内）に活動する災害派遣医療チーム（DMAT）については、1チームあたり概ね5名程度（医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。

DMAT指定病院（機関）	チーム数
福井県立病院	3
福井県済生会病院	3
福井大学医学部附属病院	4
福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3
公立丹南病院	1
福井勝山総合病院	2
市立敦賀病院	2
杉田玄白記念公立小浜病院	4
福井総合病院	3
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1
合計	26

③～⑦ (略)

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(3)～(4) (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第13節 (略)</p> <p>第14節 航空防災活動計画</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空運用調整班を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT 県調整本部の航空運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>県は、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。</p> <p>第15節～第16節 (略)</p> <p>第17節 災害警備計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 交通対策計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通規制に関する措置</p> <p>① 規制の実施および緊急交通路の指定</p> <p>県警察は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制を実施する。</p> <p>当該計画の中で、緊急交通路指定予定路線に選定している北陸自動車道、近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）、中部縦貫自動車道永平寺大野道路の各道路を必要に応じて指定し、警察庁の調整のもと、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。</p> <p>また、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要幹線道路を必要に応じ指定する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第18節 飲料水、食糧品、生活必需品等の供給計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 米穀等食料の供給</p> <p>地震や津波災害時に被災者および災害応急対策従事者等に対する米穀等食料の円滑な供給を実施する。</p> <p>第4 (略)</p>	<p>(3)～(4) (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第13節 (略)</p> <p>第14節 航空防災活動計画</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 航空機・無人航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機および無人航空機（以下「航空機等」という。）を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機等の運用に関し、災害対策本部内に航空機等の運用を調整する航空運用調整班を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT 県調整本部の航空運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機等の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>県は、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリ、無人航空機など災害時の航空機等の利用についてあらかじめ協議しておくものとする。</p> <p>第15節～第16節 (略)</p> <p>第17節 災害警備計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 交通対策計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通規制に関する措置</p> <p>① 規制の実施および緊急交通路の指定</p> <p>県公安委員会は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制を実施する。</p> <p>当該計画の中で、緊急交通路指定予定路線に選定している北陸自動車道、近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）、中部縦貫自動車道の各道路を必要に応じて指定し、警察庁の調整のもと、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。</p> <p>また、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要幹線道路を必要に応じ指定する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第18節 飲料水、食糧品、生活必需品等の供給計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 米穀等食料の供給</p> <p>地震や津波災害時に被災者および災害応急対策従事者等に対する米穀等食料の円滑な供給を実施する。</p> <p>第4 (略)</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第5 救援物資の受入れ、集積および配分</p> <p>(1) 必要とする物資等の把握・情報提供</p> <p>県は、被災市町の情報を連やかに把握し、県内で調達ができない物資の種類と数量、受入れ場所を国、応援協定を締結している府県等に連絡し、応援を要請するとともに、報道機関の協力により全国に物資の提供を要請する。</p> <p>また、被災市町に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整し、物資の適切な供給に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第19節 緊急輸送計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 緊急輸送体制の確立</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送体制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 海上輸送</p> <p>陸上輸送が不可能な場合、または重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、海上自衛隊、敦賀海上保安部および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、敦賀港(桜E耐震岸壁)、福井港(北耐震岸壁Ⅰ)、和田港(外港耐震物揚場)の耐震岸壁等を活用して震災時における緊急物資および避難者の海上輸送を実施する。</p> <p>国、港湾管理者は、発災後の緊急輸送および地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第20節～第22節 (略)</p> <p>第23節 通信および放送施設応急対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県防災行政無線</p> <p>(1) 震災時の初期活動体制</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 移動局の適正配置</p> <p>情報収集および同線障害時の臨時回線設定に備え、衛星車載局、可搬型地球局、全県移動局、地区移動局の適正配置に努めること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 通信施設の被害実態把握</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 臨時回線の設定</p>	<p>第5 救援物資の受入れ、集積および配分</p> <p>(1) 必要とする物資等の把握・情報提供</p> <p>県は、被災市町の情報を連やかに把握し、県内で調達ができない物資の種類と数量、受入れ場所を国、応援協定を締結している府県等に連絡し、応援を要請するとともに、報道機関の協力により全国に物資の提供を要請する。</p> <p>また、被災市町に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整し、物資の適切な供給に努める。</p> <p><u>県、市町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第19節 緊急輸送計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 緊急輸送体制の確立</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送体制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 海上輸送</p> <p>陸上輸送が不可能な場合、または重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、海上自衛隊、敦賀海上保安部および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、敦賀港(桜E耐震岸壁、<u>鞍山北D岸壁、鞍山南A岸壁</u>)、福井港(北耐震岸壁Ⅰ)、和田港(外港耐震物揚場)の耐震岸壁等を活用して震災時における緊急物資および避難者の海上輸送を実施する。</p> <p>国、港湾管理者は、発災後の緊急輸送および地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第20節～第22節 (略)</p> <p>第23節 通信および放送施設応急対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県防災行政無線</p> <p>(1) 震災時の初期活動体制</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 移動局の適正配置</p> <p>情報収集および同線障害時の臨時回線設定に備え、可搬型地球局、<u>陸上移動局</u>の適正配置に努めること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 通信施設の被害実態把握</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 臨時回線の設定</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>①②に並列して臨時回線を設定し応急連絡体制を確立する。</p> <p>ア 幹線移動障害時および現地災害対策本部などの臨時仮設通信の確保 衛星車載局、可搬型地球局および全県移動局を適正に配備し、通信を確保する。</p> <p>イ 端末局障害時 同系支部局より地区移動局を配備し、通信を確保するとともに、可搬型全県移動局を設置し回線数を確保する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3～第4 (略) 第2 4節～第2 6節 (略)</p> <p>第2 7節 廃棄物処理計画 第1～第3 (略) 第4 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>県および市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町は災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>県および市町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。</p> <p>第5 (略) 第2 8節～第3 0節 (略)</p> <p>第3 1節 災害救助法の適用計画 第1～第5 (略) 第6 (1)～(7) (略) (8) 住宅の応急修理</p> <p>知事は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。</p> <p>① 適用期間 1 箇月以内に完成する。</p> <p>②～③ (略) (9)～(1 2) (略)</p>	<p>①②に並列して臨時回線を設定し応急連絡体制を確立する。</p> <p>ア 幹線移動障害時および現地災害対策本部などの臨時仮設通信の確保 可搬型地球局および<u>陸上移動局</u>を適正に配備し、通信を確保する。</p> <p>イ 端末局障害時 <u>(削除)</u></p> <p><u>陸上移動局を適正に配備し、通信を確保する。</u></p> <p>第3～第4 (略) 第2 4節～第2 6節 (略)</p> <p>第2 7節 廃棄物処理計画 第1～第3 (略) 第4 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>県および市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町は災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。</p> <p><u>県は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)、や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</u></p> <p>県および市町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、<u>国や廃棄物関係団体との間で調整の役割を担うほか、</u>市町が行う災害廃棄物<u>処理</u>に対する技術的な援助を行う。</p> <p>第5 (略) 第2 8節～第3 0節 (略)</p> <p>第3 1節 災害救助法の適用計画 第1～第5 (略) 第6 (1)～(7) (略) (8) 住宅の応急修理</p> <p>知事は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。</p> <p>① 適用期間 <u>3 箇月以内に完成する。</u> <u>ただし、国の災害対策本部が設置された災害については6 箇月以内に完成するものとする。</u></p> <p>②～③ (略) (9)～(1 2) (略)</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第4章 災害復旧計画 第1節～第3節（略） 第4節 復興計画 第1～第4（略） 第5 大規模災害からの復興に関する法律の運用 （1）～（3）（略） （4）職員の派遣 <u>（新設）</u></p> <p>県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第4章 災害復旧計画 第1節～第3節（略） 第4節 復興計画 第1～第4（略） 第5 大規模災害からの復興に関する法律の運用 （1）～（3）（略） （4）職員の派遣</p> <p><u>県、市町は災害復旧・復興対策のために、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p>県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。</p> <p><u>国および県、市町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u></p> <p><u>国および県の職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁および県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																						
<p>福井県地域防災計画（雪害対策編）</p> <p>第1章（略）総則 第1節～第2節（略） 第3節 福井県の降積雪の状況および雪害 第1 降積雪の状況 (1) 福井</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深積雪</th> <th>降雪合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>7</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>107</td> <td>236</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 敦賀</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深積雪</th> <th>降雪合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19</td> <td>3]</td> <td>9]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>9</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>17</td> <td>119</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 (略)</p>		最深積雪	降雪合計	R2	7	4	R3	107	236		最深積雪	降雪合計	19	3]	9]	(略)			R2	9	16	R3	17	119	<p>福井県地域防災計画（雪害対策編）</p> <p>第1章（略）総則 第1節～第2節（略） 第3節 福井県の降積雪の状況および雪害 第1 降積雪の状況 (1) 福井</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深積雪</th> <th>降雪合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td style="color: red;">4</td> <td style="color: red;">7</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>107</td> <td>236</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">R4</td> <td style="color: red;">33</td> <td style="color: red;">248</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 敦賀</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深積雪</th> <th>降雪合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">H19</td> <td>3]</td> <td>9]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>9</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td style="color: red;">26</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">R4</td> <td style="color: red;">26</td> <td style="color: red;">149</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 (略)</p>		最深積雪	降雪合計	R2	4	7	R3	107	236	R4	33	248		最深積雪	降雪合計	H19	3]	9]	(略)			R2	9	16	R3	26	119	R4	26	149
	最深積雪	降雪合計																																																					
R2	7	4																																																					
R3	107	236																																																					
	最深積雪	降雪合計																																																					
19	3]	9]																																																					
(略)																																																							
R2	9	16																																																					
R3	17	119																																																					
	最深積雪	降雪合計																																																					
R2	4	7																																																					
R3	107	236																																																					
R4	33	248																																																					
	最深積雪	降雪合計																																																					
H19	3]	9]																																																					
(略)																																																							
R2	9	16																																																					
R3	26	119																																																					
R4	26	149																																																					

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案								
<p>第2章 雪害予防計画 第1節 雪に強いまちづくり計画 第1～第2（略） 第3 避難所および避難路の確保等 県および市町は、雪害等が発生した場合に住民が円滑に避難することができるよう、避難所および避難路の確保等を図るものとする。</p> <p>(1) 避難所の確保 （中略） 指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることのできる体制が整備されているもの等を指定するものとする。</p> <p><u>（新設）</u> 学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(2)（略） (3) 避難所の設備 市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第2章 雪害予防計画 第1節 雪に強いまちづくり計画 第1～第2（略） 第3 避難所および避難路の確保等 県および市町は、雪害等が発生した場合に住民が円滑に避難することができるよう、避難所および避難路の確保等を図るものとする。</p> <p>(1) 避難所の確保 （中略） 指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、なだれ等の危険性、施設の耐雪性など雪害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることのできる体制が整備されているもの等を指定するものとする。</p> <p>なお指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。</p> <p>また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>(2)（略） (3) 避難所の設備 市町は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。 避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努める。</p> <table border="1" data-bbox="1196 1070 2123 1465"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>施 設 ・ 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自 治 会</td> <td>・ 町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定 ・ 除雪器具等、基本的な防災資機材等を備蓄</td> </tr> <tr> <td>小 学 校 区</td> <td>・ 小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定 ・ 情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄 ・ 仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・ 施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 ・ 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備</td> </tr> <tr> <td>中 学 校 区</td> <td>・ 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄（二次避難所）</td> </tr> </tbody> </table>	地 域	施 設 ・ 設 備	自 治 会	・ 町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定 ・ 除雪器具等、基本的な防災資機材等を備蓄	小 学 校 区	・ 小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定 ・ 情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄 ・ 仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・ 施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 ・ 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備	中 学 校 区	・ 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄（二次避難所）
地 域	施 設 ・ 設 備								
自 治 会	・ 町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定 ・ 除雪器具等、基本的な防災資機材等を備蓄								
小 学 校 区	・ 小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定 ・ 情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄 ・ 仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・ 施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 ・ 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備								
中 学 校 区	・ 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄（二次避難所）								

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(4)～(5) (略)</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第2節 建築物雪害予防計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 一般建築物</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 雪に強い家づくりの推進</p> <p>県は、克雪住宅に関する情報の提供、その新築に対する助成等、雪に強い家づくりの普及促進を図るものとする。また、既存住宅の克雪化を図るため、屋根融雪装置の設置を支援するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 交通対策計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 道路交通対策</p> <p>(1) 雪に強い道路の整備</p> <p>冬期間の安全かつ円滑な道路交通の確保および除排雪作業の効率化のため、幹線道路などにおいて、除雪余裕幅等を備えた道路および消融雪施設の整備を進めるとともに、山間地道路においてなだれ防止柵、スノーシェット等のなだれ防止施設の整備を図り、雪に強い道路交通ネットワークを確立するものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) 除雪用施設および資機材の整備など</p> <p>道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ除雪用施設および資機材の整備を図るものとする。</p> <p>ア 除雪機械の整備</p> <p>除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、集中的な降雪時に備え、除排雪機械の増強や他工区から増強配備により機動力を強化するものとする。また県は、除雪機械へのGPS設置により、除雪履歴を把握し、除排雪機械を効率的に再配備するものとする。</p> <p>イ 道路状況確認カメラの整備と連携強化</p> <p>道路管理者等は、道路状況などの情報発信を強化し交通需要を抑制するため、カメラの増設や関係機関のカメラとの連携を強化するものとする。</p> <p>ウ 雪捨場の確保</p> <p>除排雪作業の効率化を図るため、運搬排雪に利用しやすい雪捨場の確保や、排雪場の開設時間の延長を行うものとする。</p> <p>エ 融雪剤の配備</p> <p>勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、融雪剤を配備するとともに、沿道に砂箱を設置するものとする。</p> <p>オ 除雪オペレータの養成</p> <p>継続的な除雪体制維持のため、除雪オペレータを養成するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(4)～(5) (略)</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第2節 建築物雪害予防計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 一般建築物</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 雪に強い家づくりの推進</p> <p>県は、克雪住宅に関する情報の提供、その新築に対する助成等、雪に強い家づくりの普及促進を図るものとする。また、既存住宅の克雪化を図るため、屋根融雪装置の設置を支援するものとする。</p> <p><u>国、県および市町は、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する命綱固定アンカーの設置や排除雪の安全を確保するための装備の普及・啓発を図るものとする。</u></p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 交通対策計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 道路交通対策</p> <p>(1) 雪に強い道路の整備</p> <p>冬期間の安全かつ円滑な道路交通の確保および除排雪作業の効率化のため、幹線道路などにおいて、除雪余裕幅等を備えた道路および消融雪施設の整備を進めるとともに、山間地道路においてなだれ防止柵、スノーシェット等のなだれ防止施設の整備を図り、<u>滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるなど</u>雪に強い道路交通ネットワークを確立するものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) 除雪用施設および資機材の整備</p> <p>道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ除雪用施設および資機材の整備を図るものとする。</p> <p>ア 除雪機械の整備</p> <p>除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、集中的な降雪時に備え、除排雪機械の増強や他工区から増強配備により機動力を強化するものとする。また県は、除雪機械へのGPS設置により、除雪履歴を把握し、除排雪機械を効率的に再配備するものとする。</p> <p>イ 道路状況確認カメラの整備と連携強化</p> <p>道路管理者等は、道路状況などの情報発信を強化し交通需要を抑制するため、カメラの増設や関係機関のカメラとの連携を強化するものとする。</p> <p>ウ 雪捨場の確保</p> <p>除排雪作業の効率化を図るため、運搬排雪に利用しやすい雪捨場の確保や、排雪場の開設時間の延長を行うものとする。</p> <p>エ 融雪剤の配備</p> <p>勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、融雪剤を配備するとともに、沿道に砂箱を設置するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 除排雪の担い手の確保</u></p> <p><u>ア 除排雪事業者の確保</u></p>

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(3) 道路除雪計画の作成等</p> <p>ア 道路除雪計画 道路管理者は、毎年道路除雪計画を作成するものとする。 作成に当たっては、適切な冬期道路網が確保されるよう、他の道路管理者と十分連携するとともに、鉄軌道事業者等の関係機関とも協議し、調整を図るものとする。</p> <p>イ 道路情報連絡体制の充実強化等 道路管理者は、利用者、関係機関等に対し道路交通情報、除雪情報、災害情報、気象に関する情報等道路に関する各種情報を迅速かつ的確に提供するよう、情報連絡体制および報道機関との連携体制の充実強化を図るとともに、道路情報板、気象観測設備等の整備を図るものとする。</p> <p>ウ 集中的な大雪時の対応 道路管理者は、短期間の集中的な大雪に備えて、関係機関と連携し、大規模な車両滞留の予兆を把握し的確に対応するためのタイムラインを作成するものとする。 道路管理者は、特に集中的な大雪に対し、幹線道路の大規模な車両滞留の回避を図り、県内の社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、関係機関と調整の上、予防的な通行規制などを行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>(4) 交通安全施設の整備等</p> <p>ア 交通安全施設の整備強化 警察本部は、冬期間における信号機、標識等の交通安全施設を適正に維持するため、雪に強い交通安全施設の整備強化を図るものとする。</p> <p>イ 道路交通情報連絡体制の充実強化等 警察本部は、交通管制センター、(公財)日本道路交通情報センター福井センター（以下「日本道路交通情報センター」という。）の体制を充実強化するとともに、道路管理者との連携を図るものとする。 なお、利用者に対する交通情報を迅速に提供するため、各種情報を迅速に把握し、電話による照会に対する回答をはじめ、関係機関に対する情報提供を積極的に行うものとする。</p> <p>(5) 住民等の協力体制づくりの推進 県および市町は、降積雪時における交通確保および除排雪が効果的に行われるよう、路上駐車や道路への雪の投げ捨てをしないこと等について住民の協力体制づくりを推進するとともに、事業者等に対しても協力を呼びかけるものとする。</p> <p>第4～第6（略） 第5節～第8節（略）</p>	<p><u>除排雪作業を担う地域の建設事業者の担い手確保に向け、週休2日の推進、施工時期の平準化および賃金の引き上げ等を図るものとする。</u></p> <p><u>イ 除雪オペレータの養成</u> <u>継続的な除雪体制維持のため、除雪オペレータを養成するものとする。</u></p> <p><u>(4) 道路除雪計画の作成等</u></p> <p>ア 道路除雪計画 道路管理者は、毎年道路除雪計画を作成するものとする。 作成に当たっては、適切な冬期道路網が確保されるよう、他の道路管理者と十分連携するとともに、鉄軌道事業者等の関係機関とも協議し、調整を図るものとする。</p> <p>イ 道路情報連絡体制の充実強化等 道路管理者は、利用者、関係機関等に対し道路交通情報、除雪情報、災害情報、気象に関する情報等道路に関する各種情報を迅速かつ的確に提供するよう、情報連絡体制および報道機関との連携体制の充実強化を図るとともに、道路情報板、気象観測設備等の整備を図るものとする。</p> <p>ウ 集中的な大雪時の対応 道路管理者は、短期間の集中的な大雪に備えて、関係機関と連携し、大規模な車両滞留の予兆を把握し的確に対応するためのタイムラインを作成するものとする。 道路管理者は、特に集中的な大雪に対し、幹線道路の大規模な車両滞留の回避を図り、県内の社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、関係機関と調整の上、予防的な通行規制などを行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p><u>(5) 交通安全施設の整備等</u></p> <p>ア 交通安全施設の整備強化 警察本部は、冬期間における信号機、標識等の交通安全施設を適正に維持するため、雪に強い交通安全施設の整備強化を図るものとする。</p> <p>イ 道路交通情報連絡体制の充実強化等 警察本部は、交通管制センター、(公財)日本道路交通情報センター福井センター（以下「日本道路交通情報センター」という。）の体制を充実強化するとともに、道路管理者との連携を図るものとする。 なお、利用者に対する交通情報を迅速に提供するため、各種情報を迅速に把握し、電話による照会に対する回答をはじめ、関係機関に対する情報提供を積極的に行うものとする。</p> <p><u>(6) 住民等の協力体制づくりの推進</u> 県および市町は、降積雪時における交通確保および除排雪が効果的に行われるよう、路上駐車や道路への雪の投げ捨てをしないこと等について住民の協力体制づくりを推進するとともに、事業者等に対しても協力を呼びかけるものとする。</p> <p>第4～第6（略） 第5節～第8節（略）</p>

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																																				
<p>第3章 雪害応急対策計画 第1節 緊急活動体制計画 第1 (略) 第2 県の配備態勢 配備態勢ごとの配備基準および職員の参集体制は、別表1によるものとする。 別表1 (本節第2 (1) 関係) 配備態勢等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>参集体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備</td> <td>大雪注意報が県下の1以上の市町に発表された場合</td> <td>・危機対策・防災課3名</td> </tr> <tr> <td>災害対策連絡室設置</td> <td>(1) 大雪警報または暴風雪警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 降雪により、次のいずれかが発生した場合 ・幹線道路において、車両の通行に支障が生じた場合 ・幹線鉄道において、運行に支障が生じた場合 (3) 雪害が発生し、または発生するおそれがある場合 (4) その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合</td> <td>・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員 ・道路保全課およびその他関係課のあらかじめ指定された職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置</td> <td>(1) 特別警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合</td> <td>・職員全員</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3～第4 (略) 第5 福井県災害対策本部の設置 (1)～(3) (略) (4) 組織、事務分掌 ア～ウ (略) エ 災害対策本部に別表2の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。 なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定めるものとする。 別表2 (本節第6 (4) エ関係) 災害対策本部に設置する部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部設置時の部名</th> <th>部長名</th> <th>災害対策本部設置時の部名</th> <th>部長名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部長</td> <td>農林水産部</td> <td>農林水産部長</td> </tr> <tr> <td>地域戦略部</td> <td>地域戦略部長</td> <td>土木部</td> <td>土木部長</td> </tr> <tr> <td>交流文化部</td> <td>交流文化部長</td> <td>会計部</td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td>安全環境部</td> <td>安全環境部長</td> <td>教育部</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部長</td> <td>警察部</td> <td>警察本部長</td> </tr> <tr> <td>産業労働部</td> <td>産業労働部長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	参集体制	注意配備	大雪注意報が県下の1以上の市町に発表された場合	・危機対策・防災課3名	災害対策連絡室設置	(1) 大雪警報または暴風雪警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 降雪により、次のいずれかが発生した場合 ・幹線道路において、車両の通行に支障が生じた場合 ・幹線鉄道において、運行に支障が生じた場合 (3) 雪害が発生し、または発生するおそれがある場合 (4) その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員 ・道路保全課およびその他関係課のあらかじめ指定された職員	災害対策本部設置	(1) 特別警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	・職員全員	災害対策本部設置時の部名	部長名	災害対策本部設置時の部名	部長名	総務部	総務部長	農林水産部	農林水産部長	地域戦略部	地域戦略部長	土木部	土木部長	交流文化部	交流文化部長	会計部	会計管理者	安全環境部	安全環境部長	教育部	教育長	健康福祉部	健康福祉部長	警察部	警察本部長	産業労働部	産業労働部長			<p>第3章 雪害応急対策計画 第1節 緊急活動体制計画 第1 (略) 第2 県の配備態勢 <u>県の配備体制は、本節第3から第6までのおりとする。</u> <u>(削除)</u></p> <p>第3～第4 (略) 第5 福井県災害対策本部の設置 (1)～(3) (略) (4) 組織、事務分掌 ア～ウ (略) エ 災害対策本部に別表1の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。 なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定めるものとする。 別表1 (本節第6 (4) エ関係) 災害対策本部に設置する部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部設置時の部名</th> <th>部長名</th> <th>災害対策本部設置時の部名</th> <th>部長名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部長</td> <td>農林水産部</td> <td>農林水産部長</td> </tr> <tr> <td>地域戦略部</td> <td>地域戦略部長</td> <td>土木部</td> <td>土木部長</td> </tr> <tr> <td>交流文化部</td> <td>交流文化部長</td> <td>会計部</td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td>安全環境部</td> <td>安全環境部長</td> <td>教育部</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部長</td> <td>警察部</td> <td>警察本部長</td> </tr> <tr> <td>産業労働部</td> <td>産業労働部長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部設置時の部名	部長名	災害対策本部設置時の部名	部長名	総務部	総務部長	農林水産部	農林水産部長	地域戦略部	地域戦略部長	土木部	土木部長	交流文化部	交流文化部長	会計部	会計管理者	安全環境部	安全環境部長	教育部	教育長	健康福祉部	健康福祉部長	警察部	警察本部長	産業労働部	産業労働部長		
配備体制	配備基準	参集体制																																																																			
注意配備	大雪注意報が県下の1以上の市町に発表された場合	・危機対策・防災課3名																																																																			
災害対策連絡室設置	(1) 大雪警報または暴風雪警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 降雪により、次のいずれかが発生した場合 ・幹線道路において、車両の通行に支障が生じた場合 ・幹線鉄道において、運行に支障が生じた場合 (3) 雪害が発生し、または発生するおそれがある場合 (4) その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員 ・道路保全課およびその他関係課のあらかじめ指定された職員																																																																			
災害対策本部設置	(1) 特別警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	・職員全員																																																																			
災害対策本部設置時の部名	部長名	災害対策本部設置時の部名	部長名																																																																		
総務部	総務部長	農林水産部	農林水産部長																																																																		
地域戦略部	地域戦略部長	土木部	土木部長																																																																		
交流文化部	交流文化部長	会計部	会計管理者																																																																		
安全環境部	安全環境部長	教育部	教育長																																																																		
健康福祉部	健康福祉部長	警察部	警察本部長																																																																		
産業労働部	産業労働部長																																																																				
災害対策本部設置時の部名	部長名	災害対策本部設置時の部名	部長名																																																																		
総務部	総務部長	農林水産部	農林水産部長																																																																		
地域戦略部	地域戦略部長	土木部	土木部長																																																																		
交流文化部	交流文化部長	会計部	会計管理者																																																																		
安全環境部	安全環境部長	教育部	教育長																																																																		
健康福祉部	健康福祉部長	警察部	警察本部長																																																																		
産業労働部	産業労働部長																																																																				

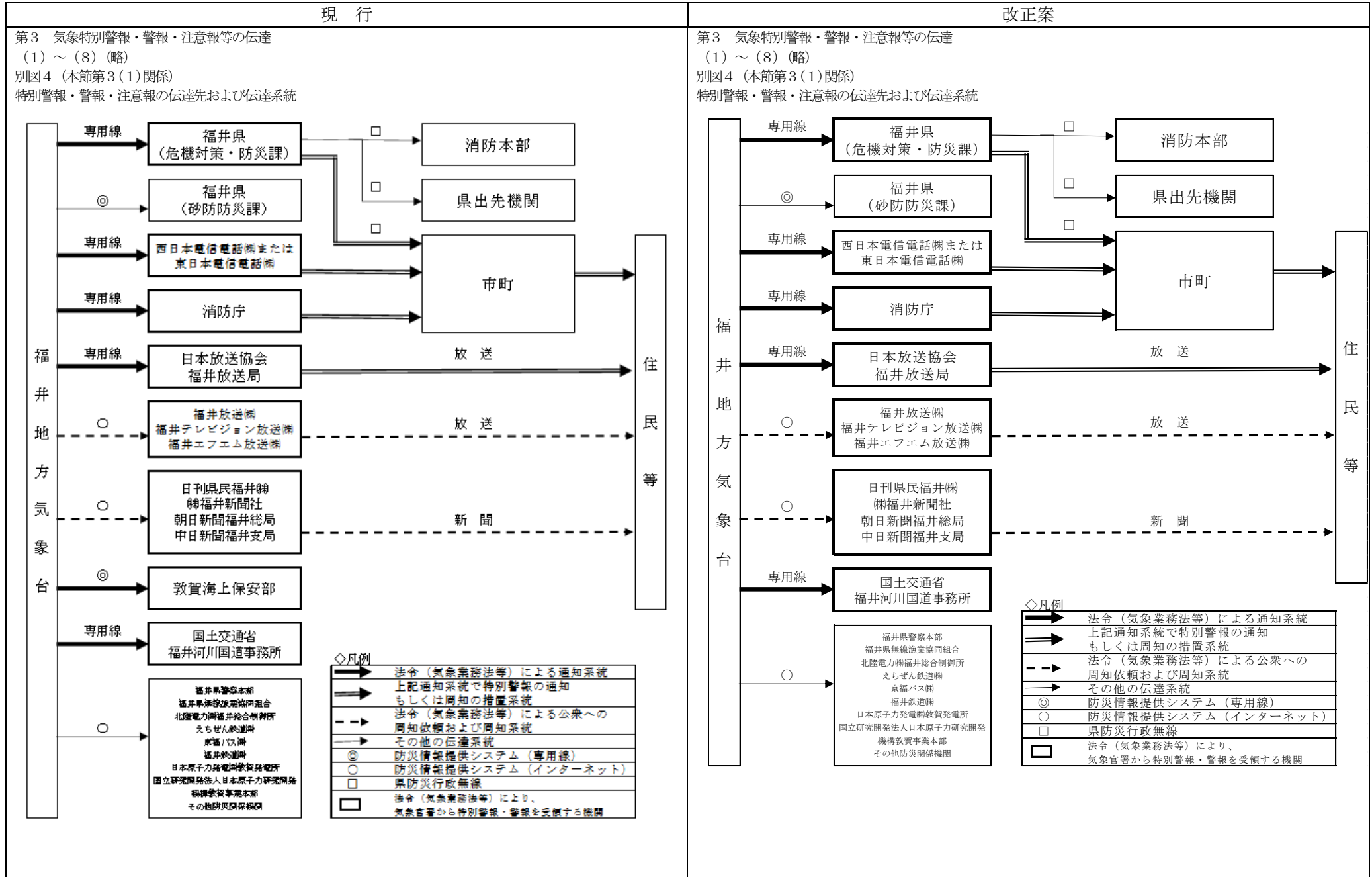
福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																										
<p>オ～ケ（略） (5)～(8)（略） 第6～第8（略） 第9 被害状況等の収集および連絡 雪害時における被害状況等の収集および連絡については、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第5節に準拠するものとする。 なお、総務省消防庁への被害状況等の報告先は、別表3のとおりである。</p> <p>別表3（本節第9関係） 総務省消防庁への被害状況等の報告先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>電 話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日(9:30～18:30)</td> <td>03-5253-7527 (応急対策室)</td> <td>03-5253-7537 (応急対策室)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777 (宿直室)</td> <td>03-5253-7553 (宿直室)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 防災気象情報伝達計画 第1（略） 第2 防災気象情報の発表 (1) 雪に関する特別警報・警報・注意報の発表 福井地方気象台は、別表4の「市町」を指定して、別表5（大雪特別警報・警報・注意報基準は別添の一覧表を参照）の基準に従い、気象警報・注意報を発表する。なお、報道機関の一部では「市町をまとめた地域」で報道することができる。</p> <p>別表4（本節第2(1)関係） 防災気象情報の地域細分区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">府県予報区</th> <th colspan="3">地 域 細 分 区 域</th> </tr> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町をまとめた地域</th> <th>該各市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">福 井 県</td> <td rowspan="2">嶺 北</td> <td>嶺北北部</td> <td>福井市 あわら市 坂井市 永平寺町 越前町</td> </tr> <tr> <td>嶺北南部</td> <td>鯖江市 越前市 池田町 南越前町</td> </tr> <tr> <td>奥 越</td> <td>大野市 勝山市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">嶺 南</td> <td>嶺南東部</td> <td>敦賀市 美浜町 若狭町</td> </tr> <tr> <td>嶺南西部</td> <td>小浜市 高浜町 おおい町</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	電 話	F A X	平日(9:30～18:30)	03-5253-7527 (応急対策室)	03-5253-7537 (応急対策室)	上記以外	03-5253-7777 (宿直室)	03-5253-7553 (宿直室)	府県予報区	地 域 細 分 区 域			一次細分区域	市町をまとめた地域	該各市町	福 井 県	嶺 北	嶺北北部	福井市 あわら市 坂井市 永平寺町 越前町	嶺北南部	鯖江市 越前市 池田町 南越前町	奥 越	大野市 勝山市	嶺 南	嶺南東部	敦賀市 美浜町 若狭町	嶺南西部	小浜市 高浜町 おおい町	<p>オ～ケ（略） (5)～(8)（略） 第6～第8（略） 第9 被害状況等の収集および連絡 雪害時における被害状況等の収集および連絡については、「福井県地域防災計画（本編）」第3章第5節に準拠するものとする。 なお、総務省消防庁への被害状況等の報告先は、別表2のとおりである。</p> <p>別表2（本節第9関係） 総務省消防庁への被害状況等の報告先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>電 話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日(9:30～18:30)</td> <td>03-5253-7527 (応急対策室)</td> <td>03-5253-7537 (応急対策室)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777 (宿直室)</td> <td>03-5253-7553 (宿直室)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 防災気象情報伝達計画 第1（略） 第2 防災気象情報の発表 (1) 雪に関する特別警報・警報・注意報の発表 福井地方気象台は、別表3の「市町」を指定して、別表4（大雪特別警報・警報・注意報基準は別添の一覧表を参照）の基準に従い、気象警報・注意報を発表する。なお、報道機関の一部では「市町をまとめた地域」で報道することができる。</p> <p>別表3（本節第2(1)関係） 防災気象情報の地域細分区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">府県予報区</th> <th colspan="3">地 域 細 分 区 域</th> </tr> <tr> <th>一次細分区域</th> <th>市町をまとめた地域</th> <th>該各市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">福 井 県</td> <td rowspan="2">嶺 北</td> <td>嶺北北部</td> <td>福井市 あわら市 坂井市 永平寺町 越前町</td> </tr> <tr> <td>嶺北南部</td> <td>鯖江市 越前市 池田町 南越前町</td> </tr> <tr> <td>奥 越</td> <td>大野市 勝山市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">嶺 南</td> <td>嶺南東部</td> <td>敦賀市 美浜町 若狭町</td> </tr> <tr> <td>嶺南西部</td> <td>小浜市 高浜町 おおい町</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	電 話	F A X	平日(9:30～18:30)	03-5253-7527 (応急対策室)	03-5253-7537 (応急対策室)	上記以外	03-5253-7777 (宿直室)	03-5253-7553 (宿直室)	府県予報区	地 域 細 分 区 域			一次細分区域	市町をまとめた地域	該各市町	福 井 県	嶺 北	嶺北北部	福井市 あわら市 坂井市 永平寺町 越前町	嶺北南部	鯖江市 越前市 池田町 南越前町	奥 越	大野市 勝山市	嶺 南	嶺南東部	敦賀市 美浜町 若狭町	嶺南西部	小浜市 高浜町 おおい町
区 分	電 話	F A X																																																									
平日(9:30～18:30)	03-5253-7527 (応急対策室)	03-5253-7537 (応急対策室)																																																									
上記以外	03-5253-7777 (宿直室)	03-5253-7553 (宿直室)																																																									
府県予報区	地 域 細 分 区 域																																																										
	一次細分区域	市町をまとめた地域	該各市町																																																								
福 井 県	嶺 北	嶺北北部	福井市 あわら市 坂井市 永平寺町 越前町																																																								
		嶺北南部	鯖江市 越前市 池田町 南越前町																																																								
	奥 越	大野市 勝山市																																																									
	嶺 南	嶺南東部	敦賀市 美浜町 若狭町																																																								
		嶺南西部	小浜市 高浜町 おおい町																																																								
区 分	電 話	F A X																																																									
平日(9:30～18:30)	03-5253-7527 (応急対策室)	03-5253-7537 (応急対策室)																																																									
上記以外	03-5253-7777 (宿直室)	03-5253-7553 (宿直室)																																																									
府県予報区	地 域 細 分 区 域																																																										
	一次細分区域	市町をまとめた地域	該各市町																																																								
福 井 県	嶺 北	嶺北北部	福井市 あわら市 坂井市 永平寺町 越前町																																																								
		嶺北南部	鯖江市 越前市 池田町 南越前町																																																								
	奥 越	大野市 勝山市																																																									
	嶺 南	嶺南東部	敦賀市 美浜町 若狭町																																																								
		嶺南西部	小浜市 高浜町 おおい町																																																								

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表5（本節第2（1）関係） 雪に関する気象特別警報・警報・注意報の種類および発表基準			別表4（本節第2（1）関係） 雪に関する気象特別警報・警報・注意報の種類および発表基準		
	種 類	発 表 基 準		種 類	発 表 基 準
気象特別 警報	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	気象特別 警報	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
気象警報	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。	気象警報	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
	大雪警報	大雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、別添の大雪警報・注意報基準一覧表のとおり。		大雪警報	大雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、別添の大雪警報・注意報基準一覧表のとおり。
気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。	気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
	大雪注意報	大雪によって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、別添の大雪警報・注意報基準一覧表のとおり。		大雪注意報	大雪によって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、別添の大雪警報・注意報基準一覧表のとおり。
	なだれ注意報	なだれによって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、降雪の深さが50cm以上、または積雪が100cm以上であって、最高気温が10℃以上になると予想される場合。		なだれ注意報	なだれによって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、降雪の深さが50cm以上、または積雪が100cm以上であって、最高気温が10℃以上になると予想される場合。
	着氷(雪)注意報	着氷・着雪によって災害のおそれがある場合。 具体的には、着氷・着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合。		着氷(雪)注意報	着氷・着雪によって災害のおそれがある場合。 具体的には、着氷・着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合。
	融雪注意報	融雪によって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、積雪地域の日平均気温が12℃以上と予想される場合または積雪地域の日平均気温が10℃以上かつ日雨量が20mm以上と予想される場合。		融雪注意報	融雪によって災害の起こるおそれがある場合。 具体的には、積雪地域の日平均気温が12℃以上と予想される場合または積雪地域の日平均気温が10℃以上かつ日雨量が20mm以上と予想される場合。
(中略) (2)～(3) (略)			(中略) (2)～(3) (略)		

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表



福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																										
<p>第3節 なたれ災害応急対策計画 第1～第4（略） 第5 救助活動 （1）～（2）（略） （3）県 県は、市町または消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。 なお、緊急消防援助隊および自衛隊の派遣要請先は、別表6のとおりである。</p> <p>ア 防災ヘリコプターの出動 イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請 ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請 エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請 オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請 カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示</p> <p>別表6（本節第5（3）および第6（3）関係） 緊急消防援助隊および自衛隊の派遣要請先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>派 遣 要 請 先</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急消防援助隊</td> <td>消防庁長官（連絡窓口：応急対策室） （東京都千代田区霞が関2丁目1-2）</td> <td>03-5253-7527 03-5253-7777（時間外）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自衛隊</td> <td>陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） （石川県金沢市野田町1-8）</td> <td>076-241-2171</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）</td> <td>0773-62-2250</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戎267）</td> <td>0761-22-2101</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 救助活動 県、警察本部、市町および消防本部は、救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。 （1）～（2）（略） （3）県 県は、市町または消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。 なお、緊急消防援助隊および自衛隊の派遣要請先は、別表6のとおりである。</p> <p>ア 救護班の派遣命令・要請 イ 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用 ウ 防災ヘリコプターの出動 エ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請 オ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請 カ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請 キ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請 ク 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示</p> <p>第4節（略）</p>	区分	派 遣 要 請 先	電 話 番 号	緊急消防援助隊	消防庁長官（連絡窓口：応急対策室） （東京都千代田区霞が関2丁目1-2）	03-5253-7527 03-5253-7777（時間外）	自衛隊	陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） （石川県金沢市野田町1-8）	076-241-2171	海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773-62-2250	航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戎267）	0761-22-2101	<p>第3節 なたれ災害応急対策計画 第1～第4（略） 第5 救助活動 （1）～（2）（略） （3）県 県は、市町または消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救助活動に関し次の措置を講じるものとする。 なお、緊急消防援助隊および自衛隊の派遣要請先は、別表5のとおりである。</p> <p>ア 防災ヘリコプターの出動 イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請 ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請 エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請 オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請 カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示</p> <p>別表5（本節第5（3）および第6（3）関係） 緊急消防援助隊および自衛隊の派遣要請先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>派 遣 要 請 先</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急消防援助隊</td> <td>消防庁長官（連絡窓口：応急対策室） （東京都千代田区霞が関2丁目1-2）</td> <td>03-5253-7527 03-5253-7777（時間外）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自衛隊</td> <td>陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） （石川県金沢市野田町1-8）</td> <td>076-241-2171</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）</td> <td>0773-62-2250</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戎267）</td> <td>0761-22-2101</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 救助活動 県、警察本部、市町および消防本部は、救急活動を行う必要がある場合、相互に連携して迅速かつ的確に実施するものとする。 （1）～（2）（略） （3）県 県は、市町または消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、救急活動に関し次の措置を講じるものとする。 なお、緊急消防援助隊および自衛隊の派遣要請先は、別表5のとおりである。</p> <p>ア 救護班の派遣命令・要請 イ 県広域災害・救急医療情報システムの的確な運用 ウ 防災ヘリコプターの出動 エ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請 オ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請 カ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請 キ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請 ク 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示</p> <p>第4節（略）</p>	区分	派 遣 要 請 先	電 話 番 号	緊急消防援助隊	消防庁長官（連絡窓口：応急対策室） （東京都千代田区霞が関2丁目1-2）	03-5253-7527 03-5253-7777（時間外）	自衛隊	陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） （石川県金沢市野田町1-8）	076-241-2171	海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773-62-2250	航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戎267）	0761-22-2101
区分	派 遣 要 請 先	電 話 番 号																									
緊急消防援助隊	消防庁長官（連絡窓口：応急対策室） （東京都千代田区霞が関2丁目1-2）	03-5253-7527 03-5253-7777（時間外）																									
自衛隊	陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） （石川県金沢市野田町1-8）	076-241-2171																									
	海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773-62-2250																									
	航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戎267）	0761-22-2101																									
区分	派 遣 要 請 先	電 話 番 号																									
緊急消防援助隊	消防庁長官（連絡窓口：応急対策室） （東京都千代田区霞が関2丁目1-2）	03-5253-7527 03-5253-7777（時間外）																									
自衛隊	陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） （石川県金沢市野田町1-8）	076-241-2171																									
	海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773-62-2250																									
	航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戎267）	0761-22-2101																									

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行			改正案		
<p>第5節 交通確保計画 第1 (略) 第2 道路交通の確保 (1) 県</p> <p>県は、毎年11月に福井県除雪対策本部を設置するとともに、「道路雪対策基本計画」に基づき一般国道県管理区間および県道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。</p> <p>また、県知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>ア 除雪目標</p> <p>除雪に際しての路線の区分は、交通量を基準とし路線の性格を勘案して別表7のとおり第1種、第2種および第3種とするともに、最重点除雪路線を設定し除雪を実施するものとする。</p> <p>別表7（本節第2(1)関係） 路線の区分</p>			<p>第5節 交通確保計画 第1 (略) 第2 道路交通の確保 (1) 県</p> <p>県は、毎年11月に福井県除雪対策本部を設置するとともに、「道路雪対策基本計画」に基づき一般国道県管理区間および県道の除雪を強化し、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。</p> <p>また、県知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>ア 除雪目標</p> <p>除雪に際しての路線の区分は、交通量を基準とし路線の性格を勘案して別表6のとおり第1種、第2種および第3種とするともに、最重点除雪路線を設定し除雪を実施するものとする。</p> <p>別表6（本節第2(1)関係） 路線の区分</p>		
最重点 除雪路線	区分の 目安	<p>県内外へのアクセス路線として、北陸自動車道の各I・Cと国道8号、舞鶴若狭自動車道の各I・Cと国道27号を結ぶ路線を指定する。</p> <p>県内通過交通を対象とした路線として、日交通量15,000台以上の路線を基本に、南北に連なる路線を指定、さらにこれらの路線を結ぶ主要東西路線を指定し、梯子状の道路網を形成する。</p> <p>中部縦貫自動車道を補完する路線として、国道416号等を指定する。</p> <p>バスなどの公共交通路線や物流拠点へのアクセス道路を指定する。</p> <p>病院群輪番制参加病院および周産期母子医療センター等にアクセスする幹線道路および市町道路を指定する。</p> <p>以下の11病院 (福井県立病院、福井済生会病院、福井赤十字病院、福井大学医学部附属病院、福井愛育病院、福井総合病院、福井勝山総合病院、公立丹南病院、市立敦賀病院、敦賀医療センター、杉田玄白記念公立小浜病院)</p> <p>原子力発電所の周辺地域と国道27号を結ぶ幹線道路を指定する。</p> <p>以下の5施設 (高速増殖炉もんじゅ、敦賀原子力発電所、美浜原子力発電所、大飯原子力発電所、高浜原子力発電所)</p>	最重点 除雪路線	区分の 目安	<p>県内外へのアクセス路線として、北陸自動車道の各I・Cと国道8号、中部縦貫自動車道の各I・Cと国道416号、舞鶴若狭自動車道の各I・Cと国道27号を結ぶ路線を指定する。</p> <p>県内通過交通を対象とした路線として、日交通量15,000台以上の路線を基本に、南北に連なる路線を指定、さらにこれらの路線を結ぶ主要東西路線を指定し、梯子状の道路網を形成する。</p> <p>中部縦貫自動車道を補完する路線として、国道416号等を指定する。</p> <p>国道8号や国道27号の予防的通行規制区間を補完する路線として、小浜上中線等を指定する。</p> <p>バスなどの公共交通路線や物流拠点へのアクセス道路を指定する。</p> <p>病院群輪番制参加病院および周産期母子医療センター等にアクセスする幹線道路および市町道路を指定する。</p> <p>以下の11病院 (福井県立病院、福井済生会病院、福井赤十字病院、福井大学医学部附属病院、福井愛育病院、福井総合病院、福井勝山総合病院、公立丹南病院、市立敦賀病院、敦賀医療センター、杉田玄白記念公立小浜病院)</p> <p>原子力発電所の周辺地域と国道27号を結ぶ幹線道路を指定する。</p> <p>以下の5施設 (高速増殖炉もんじゅ、敦賀原子力発電所、美浜原子力発電所、大飯原子力発電所、高浜原子力発電所)</p>
	除雪 目標	異常降雪時においても2車線以上の幅員を確保し、常時交通を確保する。		除雪 目標	異常降雪時においても2車線以上の幅員を確保し、常時交通を確保する。
区 分	区分の目安 (日交通量)	除 雪 目 標	区 分	区分の目安 (日交通量)	除 雪 目 標

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行			改正案		
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。	第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。
第2種	500～999台/日	2車線確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。	第2種	500～999台/日	2車線確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。
第3種	500台/日未満	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	第3種	500台/日未満	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。

注) 異常降雪時とは、38豪雪・56豪雪・18豪雪・平成30年豪雪・令和3年大雪のような状況をさす。

注) 異常降雪時とは、38豪雪・56豪雪・18豪雪・平成30年豪雪・令和3年大雪のような状況をさす。

イ 警戒体制

雪害時において、別表8に掲げる指定雪量観測点の2分の1以上がおおむね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案し、知事と近畿地方整備局長が協議の上、警戒体制をとるものとする。警戒体制をとった場合は、知事を本部長とする福井県道路雪害対策本部を設置し、除排雪作業を強化するとともに、福井県災害対策連絡室等との緊密な連携の下、情報連絡を強化するものとする。

なお、災害対策本部を設置した場合は、当該道路雪害対策本部は廃止し、その事務および業務は、災害対策本部において処理するものとする。

イ 警戒体制

雪害時において、別表7に掲げる指定雪量観測点の2分の1以上がおおむね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案し、知事と近畿地方整備局長が協議の上、警戒体制をとるものとする。警戒体制をとった場合は、知事を本部長とする福井県道路雪害対策本部を設置し、除排雪作業を強化するとともに、福井県災害対策連絡室等との緊密な連携の下、情報連絡を強化するものとする。

なお、災害対策本部を設置した場合は、当該道路雪害対策本部は廃止し、その事務および業務は、災害対策本部において処理するものとする。

別表8（本節第2(1)および(2)関係）
指定雪量観測点等

観測点名	観測地点	警戒準備積雪深	警戒積雪深
福井	福井市豊島2丁目	70cm	90cm
武生	越前市村国	70cm	90cm
大野	大野市蛇塚	110cm	150cm
敦賀	敦賀市松栄町	70cm	80cm
小浜	小浜市遠敷	50cm	50cm

別表7（本節第2(1)および(2)関係）
指定雪量観測点等

観測点名	観測地点	警戒準備積雪深	警戒積雪深
福井	福井市豊島2丁目	70cm	90cm
武生	越前市村国	70cm	90cm
大野	大野市蛇塚	110cm	150cm
敦賀	敦賀市松栄町	70cm	80cm
小浜	小浜市遠敷	50cm	50cm

ウ 緊急体制

雪害時において、別表8に掲げる指定雪量観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における除雪状況、積雪強度その他から緊急事態におちいるおそれがあると判断される場合は、知事と近畿地方整備局長が協議の上、警戒体制から緊急体制に移行するものとする。

エ～オ（略）

ウ 緊急体制

雪害時において、別表7に掲げる指定雪量観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における除雪状況、積雪強度その他から緊急事態におちいるおそれがあると判断される場合は、知事と近畿地方整備局長が協議の上、警戒体制から緊急体制に移行するものとする。

エ～オ（略）

(2) 近畿地方整備局福井河川国道事務所

国道8号および中部縦貫自動車道は、通行止めや大規模な車両滞留を可能な限り回避することが重要である。しかし、短期間の集中的な降雪が見込まれる場合には、人命を最優先とし、大規模な車両滞留を回避するために予防的通行止めをし、集中的な除雪を行うことで社会経済活動等への影響を最小限にとどめることを目指す。

(2) 近畿地方整備局福井河川国道事務所

国道8号および中部縦貫自動車道は、通行止めや大規模な車両滞留を可能な限り回避することが重要である。しかし、短期間の集中的な降雪が見込まれる場合には、人命を最優先とし、大規模な車両滞留を回避するために予防的通行止め（高速道路と並行する直轄国道においては、いずれかが通行止めを行う場合は、基本的に他方についても通行止めを実施する方向で準備を開始）をし、集中的な除雪を行うことで社会経済活動等への影響を最小限にとどめることを目指す。

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>これらのために、近畿地方整備局福井河川国道事務所は、「雪害対策計画」に基づき、除雪の状況や求める除雪レベル等に応じて、除雪手法の選択や除雪体制の強化を図り、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 警戒体制 雪害時において、別表8に掲げる指定雪量観測点の2分の1以上がおおむね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案し、近畿地方整備局長と知事が協議の上、警戒体制をとるものとする。</p> <p>ウ 緊急体制 雪害時において、別表8に掲げる指定雪量観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における除雪状況、積雪強度その他から緊急事態におちいるおそれがあると判断される場合は、近畿地方整備局長と知事が協議の上、警戒体制から緊急体制に移行するものとする。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 中日本高速道路株式会社 北陸自動車道は、道路ネットワークの大動脈であり、最大限の除雪に努め、通行止めを回避する事が重要である。しかし、短期間の集中的な降雪が見込まれる場合には、人命を最優先とし、大規模な車両滞留を回避するために予防的通行止めをし、集中的な除雪を行うことで社会経済活動等への影響を最小限にとどめることを目指す。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 道路管理者 ア 交通規制等 道路管理者は、気象状況、なだれの発生等交通の危険状況に応じて、関係警察署と緊密な連携の下、交通規制を実施するものとする。また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3節～第9節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>	<p>これらのために、近畿地方整備局福井河川国道事務所は、「雪害対策計画」に基づき、除雪の状況や求める除雪レベル等に応じて、除雪手法の選択や除雪体制の強化を図り、雪害時における道路交通の確保を図るものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 警戒体制 雪害時において、別表7に掲げる指定雪量観測点の2分の1以上がおおむね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案し、近畿地方整備局長と知事が協議の上、警戒体制をとるものとする。</p> <p>ウ 緊急体制 雪害時において、別表7に掲げる指定雪量観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における除雪状況、積雪強度その他から緊急事態におちいるおそれがあると判断される場合は、近畿地方整備局長と知事が協議の上、警戒体制から緊急体制に移行するものとする。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 中日本高速道路株式会社 北陸自動車道は、道路ネットワークの大動脈であり、最大限の除雪に努め、通行止めを回避する事が重要である。しかし、短期間の集中的な降雪が見込まれる場合には、人命を最優先とし、大規模な車両滞留を回避するために予防的通行止め <u>(直轄国道と並行する高速道路においては、いずれかが通行止めを行う場合は、基本的に他方についても通行止めを実施する方向で準備を開始)</u> をし、集中的な除雪を行うことで社会経済活動等への影響を最小限にとどめることを目指す。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 道路管理者 ア 交通規制等 道路管理者等は、気象状況、なだれの発生等交通の危険状況に応じて、関係警察署と緊密な連携の下、交通規制を実施するものとする。また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p><u>第8 救助・救急及び医療活動</u> <u>県、市町および道路管理者、近畿地方整備局ならびに中部地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>第3節～第9節 (略)</p> <p>第4章 (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>福井県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 原子力防災体制の整備</p> <p>第1～第9（略）</p> <p>第10 救助・救急、消火および防災活動資機材等の整備等</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等</p> <p> 応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保し、また、災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、県は、国、関係市町、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部、原子力事業者その他防災関係機関と相互に協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図るものとする。</p> <p> また、県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第2節～第3節（略）</p> <p>第4節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>第1 基本方針</p> <p> 原子力災害時に原子力防災対策の円滑な実施を図ることが重要なことから、原子力防災に関する教育・研修を実施することにより、応急対策全般への対応力を高め、防災業務関係者の人材育成に努めるものとする。</p> <p>第2 県における研修</p> <p>(1) 県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。（中略）</p> <p>第3～第4（略）</p> <p>第5節～第6節（略）</p> <p>第7節 原子力災害医療体制の整備</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 原子力災害医療体制の確立</p> <p>(1) 原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院の整備</p> <p> ア 原子力災害医療協力機関においては、次の項目のうち1項目以上を実施できるものとする。</p> <p> (ア)（略）</p> <p> (イ) 被災者の放射性物質による汚染の測定</p> <p> (ウ)～(キ)（略）</p> <p>第3 原子力災害医療資機材等の整備</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p> <p> 県は、指針に準拠し、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制ならびにU P Z内の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。</p> <p> ア 事前配布体制の整備</p> <p> (イ) 県は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、関係市町および関係医療機関と連携し、対象となる住</p>	<p>福井県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 原子力防災体制の整備</p> <p>第1～第9（略）</p> <p>第10 救助・救急、消火および防災活動資機材等の整備等</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等</p> <p> 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全を確保し、また、災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、県は、国、関係市町、県警察、関係消防本部、敦賀海上保安部、原子力事業者その他防災関係機関と相互に協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図るものとする。</p> <p> また、県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第2節～第3節（略）</p> <p>第4節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>第1 基本方針</p> <p> 原子力災害時に原子力防災対策の円滑な実施を図ることが重要なことから、原子力防災に関する教育・研修を実施することにより、応急対策全般への対応力を高め、防災業務関係者の人材育成に努めるものとする。</p> <p>第2 県における研修</p> <p>(1) 県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。（中略）</p> <p>第3～第4（略）</p> <p>第5節～第6節（略）</p> <p>第7節 原子力災害医療体制の整備</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 原子力災害医療体制の確立</p> <p>(1) 原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院の整備</p> <p> ア 原子力災害医療協力機関においては、次の項目のうち1項目以上を実施できるものとする。</p> <p> (ア)（略）</p> <p> (イ) 甲状腺被ばく線量モニタリング実施のための測定要員の派遣</p> <p> (ウ)～(キ)（略）</p> <p>第3 原子力災害医療資機材等の整備</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p> <p> 県は、指針に準拠し、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内およびU P Z内の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制ならびに緊急時における配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。</p> <p> ア 事前配布体制の整備</p> <p> (イ) 県は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、関係市町および関係医療機関等と連携し、対象となる</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 県は、関係市町と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。</p> <p>(4) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備 県は、国の支援の下、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>第8節～第9節（略）</p> <p>第10節 広域的相互応援体制の整備 第1～第4（略） 第5 県警察本部が締結している協定 県警察本部は、関係機関と締結している次の協定を、原子力災害時においても活用するものとする。</p> <p>(1) 警備員の確保 一般社団法人福井県警備業協会と締結している「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」</p> <p>(2) 災害情報提供 一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）福井県支部と締結している「アマチュア無線による災害情報の提供（連絡）に関する協定」</p> <p>(3) 物資の調達 (4) 物資の貸渡し (5) 自動車の貸渡し (6) 宿泊施設の提供 （新設）</p> <p>第6（略） 第11節～第14節（略）</p>	<p>住民向けの説明会および協力薬局における配布を実施し、原則として医師の監修による説明を行うものとする。また、説明会等の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 県は、関係市町と連携し、説明会や薬局において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。</p> <p>(4) 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備 県は、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材（NaI（TI）サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所またはその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>第8節～第9節（略）</p> <p>第10節 広域的相互応援体制の整備 第1～第4（略） 第5 県警察本部が締結している協定 県警察本部は、関係機関と締結している次の協定を、原子力災害時においても活用するものとする。</p> <p>(1) 警備員の確保 一般社団法人福井県警備業協会と締結している「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>(2) 物資の調達</u> <u>(3) 物資の貸渡し</u> <u>(4) 自動車の貸渡し</u> <u>(5) 宿泊施設の提供</u> <u>(6) 活動用地の提供</u></p> <p><u>ア 株式会社平和堂と締結している「災害時等における施設利用に関する協定書」</u> <u>イ 株式会社ベルと締結している「災害時等における施設利用に関する協定書」</u></p> <p>第6（略） 第11節～第14節（略）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第3章 緊急事態応急対策 第1節～第5節（略）</p> <p>第6節 警備および交通対策 第1～第3（略） 第4 交通規制対策 原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路等を確保するものとする。</p> <p>(1)（略） (2) 交通規制措置 ア 交通規制の実施および緊急交通路の指定 県警察は、緊急時において、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、「福井県警察原子力災害警備計画」に基づき、災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制を実施するものとする。</p> <p>また、警察庁の調整のもと、隣接および近接各府県警察において、前記交通規制を実施するものとする。</p> <p>なお、必要に応じて「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、一般社団法人福井県警備業協会に対して、交通誘導の実施等の協力を要請するものとする。</p> <p>イ～ウ（略） (3)～(5)（略） 第5～第6（略） 第7節（略）</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策 第1節～第5節（略）</p> <p>第6節 警備および交通対策 第1～第3（略） 第4 交通規制対策 原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路等を確保するものとする。</p> <p>(1)（略） (2) 交通規制措置 ア 交通規制の実施および緊急交通路の指定 県警察公安委員会は、緊急時において、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、「福井県警察原子力災害警備計画」に基づき、災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制を実施するものとする。</p> <p>また、警察庁の調整のもと、隣接および近接各府県警察において、前記交通規制を実施するものとする。</p> <p>なお、県警察は、必要に応じて「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、一般社団法人福井県警備業協会に対して、交通誘導の実施等の協力を要請するものとする。</p> <p>イ～ウ（略） (3)～(5)（略） 第5～第6（略） 第7節（略）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案																					
<p>第8節 原子力災害医療活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 原子力災害医療体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 国及び各関係医療機関への要請等</p> <p>ア 県は、管轄の原子力災害医療・総合支援センター・高度被ばく医療支援センター（広島大学）に対し、派遣チームの派遣および被ばく者の受入れの要請を行うものとする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4) 原子力災害医療体制の基本的活動体制</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 高度被ばく医療支援センターへの転送</p> <p>原子力災害医療協力機関や原子力災害拠点病院等での診療の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、高度被ばく医療支援センターに転送し、治療を行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>第8節 原子力災害医療活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 原子力災害医療体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 国及び各関係医療機関への要請等</p> <p>ア 県は、管轄の原子力災害医療・総合支援センター（広島大学）に対し、派遣チームの派遣の要請を行うものとする。また、高度被ばく医療支援センターに対し、被ばく者の受入れの要請を行うものとする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4) 原子力災害医療体制の基本的活動体制</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 高度被ばく医療支援センターへの転送</p> <p>原子力災害医療協力機関や原子力災害拠点病院等での診療の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、高度被ばく医療支援センターに転送し、治療を行う。</p> <p>表2-3 高度被ばく医療支援センター（医療機関）</p> <table border="1" data-bbox="1167 635 2069 922"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 QST病院</td> <td>千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1</td> <td>基幹高度被ばく 医療支援センター</td> </tr> <tr> <td>福井大学医学部附属病院</td> <td>福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23-3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広島大学病院</td> <td>広島県広島市南区霞1-2-3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福島県立医科大学附属病院</td> <td>福島県福島市光が丘1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>弘前大学医学部附属病院</td> <td>青森県弘前市本町53</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長崎大学病院</td> <td>長崎県長崎市坂本1-7-1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	医療機関名	所在地	備考	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 QST病院	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	基幹高度被ばく 医療支援センター	福井大学医学部附属病院	福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23-3		広島大学病院	広島県広島市南区霞1-2-3		福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1		弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市本町53		長崎大学病院	長崎県長崎市坂本1-7-1	
医療機関名	所在地	備考																				
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 QST病院	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	基幹高度被ばく 医療支援センター																				
福井大学医学部附属病院	福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23-3																					
広島大学病院	広島県広島市南区霞1-2-3																					
福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1																					
弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市本町53																					
長崎大学病院	長崎県長崎市坂本1-7-1																					

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行				改正案			
第3 原子力災害医療の実施 表3 原子力災害医療体制の概要				第3 原子力災害医療の実施 表3 原子力災害医療体制の概要			
区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療	診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	傷病者の心理的動揺について、十分配慮しながら、汚染検査、通常に一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。 ・ふき取り等の簡易な除染等 ・ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線障害予防措置 ・救急蘇生法（ACLS） ・合併損傷（創傷、熱傷）	放射能汚染除去の措置を施すと共に、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿および血液の放射能の計測および必要な医療措置を行う。 ・除染室を用いた細密な除染 ・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 ・血液、尿等の生体試料による汚染状況および線量評価等 ・局所被ばく患者の診療の開始 ・高線量被ばく患者の診療の開始 ・合併損傷の診療の開始 ・内部被ばく患者に対する診療の開始	原子力災害拠点病院で遂行困難な放射能汚染治療、追跡調査等を行う ・原子力災害医療協力機関および原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 ・重篤な局所被ばく患者の診療 ・高線量被ばく患者の診療 ・重症の合併損傷の治療 ・重篤な内部被ばく患者に対する診療	措置	傷病者の心理的動揺について、十分配慮しながら、汚染検査、通常に一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。 ・ふき取り等の簡易な除染等 ・ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線障害予防措置 ・救急蘇生法（ACLS） ・合併損傷（創傷、熱傷）	放射能汚染除去の措置を施すと共に、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿および血液の放射能の計測および必要な医療措置を行う。 ・除染室を用いた細密な除染 ・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 ・血液、尿等の生体試料による汚染状況および線量評価等 ・局所被ばく患者の診療の開始 ・高線量被ばく患者の診療の開始 ・合併損傷の診療の開始 ・内部被ばく患者に対する診療の開始	原子力災害拠点病院で遂行困難な放射能汚染治療、追跡調査等を行う ・原子力災害医療協力機関および原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 ・重篤な局所被ばく患者の診療 ・高線量被ばく患者の診療 ・重症の合併損傷の治療 ・重篤な内部被ばく患者に対する診療
担当機関	救護所 事業所内救急医療施設 県が定める医療機関 外来診療： 国立病院機構敦賀医療センター 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 若狭高浜病院 福井県済生会病院 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構あわら病院	福井県立病院 福井大学医学部附属病院 福井赤十字病院	高度被ばく医療支援センター ・広島大学（福井県管轄） ・弘前大学 ・福島県立医科大学 ・量子科学技術研究開発機構 ・長崎大学 原子力災害医療・総合支援センター ・広島大学（福井県管轄） ・弘前大学 ・福島県立医科大学 ・長崎大学	担当機関	救護所 事業所内救急医療施設 県が定める医療機関 外来診療： 国立病院機構敦賀医療センター 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 若狭高浜病院 福井県済生会病院 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構あわら病院	福井県立病院 福井大学医学部附属病院 福井赤十字病院	高度被ばく医療支援センター ・ 福井大学 ・広島大学 ・弘前大学 ・福島県立医科大学 ・量子科学技術研究開発機構 ・長崎大学 原子力災害医療・総合支援センター ・広島大学（福井県管轄） ・弘前大学 ・福島県立医科大学 ・長崎大学
原子力災害医療協力機関においては上記被ばく傷病者等の初期診療のほか、以下の対応を行う。 ・被災者の放射性物質による汚染の測定 ・派遣チームの保有および派遣体制の整備 ・救護所への医療チームまたは医療関係者の派遣 ・スクリーニング実施のための放射性物質の検査チームの派遣 ・地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援 ・その他原子力災害発生時に必要な支援 (1)～(3) (略) (4) 安定ヨウ素剤の服用 県は、指針に準拠し、避難または屋内退避等の対象区域を含む市町、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用				原子力災害医療協力機関においては上記被ばく傷病者等の初期診療のほか、以下の対応を行う。 ・ 甲状腺被ばく線量モニタリング実施のための測定要員の派遣 ・派遣チームの保有および派遣体制の整備 ・救護所への医療チームまたは医療関係者の派遣 ・スクリーニング実施のための放射性物質の検査チームの派遣 ・地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援 ・その他原子力災害発生時に必要な支援 (1)～(3) (略) (4) 安定ヨウ素剤の服用 県は、指針に準拠し、避難または屋内退避等の対象区域を含む市町、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用			

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>ア 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>(ア) 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、指針では、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力規制委員会の判断に基づき、国の原子力災害対策本部または地方公共団体から出されることとされている。</p> <p>(イ) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、国の安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第4 緊急時の公衆の被ばく線量の実測</p> <p>国、指定公共機関および県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、震災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p> <p>第9節～第12節 (略)</p> <p>第13節 防災業務関係者の安全確保</p> <p>第1 基本方針</p> <p>原子力災害時において、地域住民に対する広報・指示伝達、地域住民の避難誘導、交通規制、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者および放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全を確保することは重要であることから、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理および医療措置を確立する。</p> <p>第2 防災業務関係者の安全確保</p> <p>県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮するものとする。</p> <p>第3 防護対策</p> <p>(1) 県は、必要に応じ防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。</p> <p>また、県は、関係市町その他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。</p> <p>(2) 防護資機材に不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、県は、業者より調達を行うほか、原子力事業者、関係道府県および国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に調達の要請を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、上記(2)においても、なお防護資機材が不足する場合には、原子力災害合同対策協議会の場において、関係機関に対し、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。</p>	<p>に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>ア 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>(ア) 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、指針では、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力規制委員会の判断に基づき、国の原子力災害対策本部または地方公共団体から出されることとされている。</p> <p>県は、避難対象区域を含む市町と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、国の安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。</p> <p>(イ) 安定ヨウ素剤が事前配布されたU P Z内の住民等に対しては、避難対象区域を含む市町と連携し、避難等の際の安定ヨウ素剤の携行を呼び掛けるとともに、国の原子力規制委員会の判断に基づき、服用指示を伝達するものとする。</p> <p>第4 緊急時の住民等の被ばく線量の把握</p> <p>国、指定公共機関および県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。</p> <p>甲状腺被ばく線量モニタリングは、対象者をO I Lに基づく避難等を指示された地域に居住する住民等（放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く）であって19歳未満の者、妊婦および授乳婦を基本として、避難所またはその近傍の適所等で実施する。</p> <p>このほか、放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p> <p>第9節～第12節 (略)</p> <p>第13節 防災業務関係者の安全確保</p> <p>第1 基本方針</p> <p>原子力災害時において、地域住民に対する広報・指示伝達、地域住民の避難誘導、交通規制、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者および放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全を確保することは重要であることから、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理および医療措置を確立する。</p> <p>第2 防災業務関係者の安全確保</p> <p>県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮するものとする。</p> <p>第3 防護対策</p> <p>(1) 県は、必要に応じ被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。</p> <p>また、県は、関係市町その他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。</p> <p>(2) 防護資機材に不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、県は、業者より調達を行うほか、原子力事業者、関係道府県および国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に調達の要請を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、上記(2)においても、なお防護資機材が不足する場合には、原子力災害合同対策協議会の場において、関係機関に対し、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第4 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>(1) 本県における防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、指針に示される防災業務関係者の防護措置に基づき、実効線量は50mSvを上限とし、この値になったとき、またはこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性がある場所での原子力防災業務に従事することを禁止するものとする。</p> <p>ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施するものが災害の拡大の防止および人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とし、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Svを併せて上限とするものとする。</p> <p>また、日管理目標値は10mSvを上限とし、1日の累計がこの値になったときは、1日の原子力防災業務を中止するものとする。</p> <p>(2) 県は、県の現地本部に被ばく管理の場所を設定して被ばく管理を行い、万一被ばくした場合には、除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>(3) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとするが、これが困難な場合、県は、防災関係機関と協力して防災業務関係者の被ばく管理を行うものとする。</p> <p>(4) 県は、国から派遣される原子力災害医療に係る医療チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行うものとする。また、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要となるなど被ばく管理が困難な場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(5) 県は、応急対策を行う職員の安全確保のため、現地原子力防災センター等において、国、関係市町および原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第5（略） 第4章（略）</p>	<p>第4 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>(1) 本県における被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、指針に示される防災業務関係者の防護措置に基づき、実効線量は50mSvを上限とし、この値になったとき、またはこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性がある場所での原子力防災業務に従事することを禁止するものとする。</p> <p>ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施するものが災害の拡大の防止および人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とし、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Svを併せて上限とするものとする。</p> <p>また、日管理目標値は10mSvを上限とし、1日の累計がこの値になったときは、1日の原子力防災業務を中止するものとする。</p> <p>(2) 県は、県の現地本部に被ばく管理の場所を設定して被ばく管理を行い、万一被ばくした場合には、除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>(3) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。</p> <p>(4) 県は、国から派遣される原子力災害医療に係る医療チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行うものとする。また、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要となるなど被ばく管理が困難な場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(5) 県は、応急対策を行う職員の安全確保のため、現地原子力防災センター等において、国、関係市町および原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第5（略） 第4章（略）</p>